

## 第5回日野町議会定例会会議録

令和2年9月14日(第3日)

開会 9時00分

散会 18時00分

### 1. 出席議員(13名)

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町 長	堀 江 和 博	教 育 長	今 宿 綾 子
総務政策主監	安 田 尚 司	教 育 次 長	望 主 昭 久
総務課長	藤 澤 隆	企画振興課長	正 木 博 之
税務課長	山 口 明 一	住 民 課 長	澤 村 栄 治
福祉保健課長	池 内 潔	子ども支援課長	宇 田 達 夫
長寿福祉課長	吉 澤 利 夫	農 林 課 長	寺 嶋 孝 平
商工観光課長	福 本 修 一	建 設 計 画 課 長	高 井 晴 一 郎
上下水道課長	柴 田 和 英	生涯学習課長	吉 澤 増 穂
会計管理者	山 田 敏 之	福祉保健課参事	福 田 文 彦
学校教育課参事	小 椋 慶 洋	図 書 館 長	長谷川 毅

### 4. 事務のため出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	山 添 昭 男	議会事務局主任	菊 地 智 子
総務課主任	角 浩 之		

## 5. 議事日程

### 日程第 1 一般質問

- |     |        |
|-----|--------|
| 3番  | 高橋源三郎君 |
| 12番 | 西澤 正治君 |
| 2番  | 山本 秀喜君 |
| 11番 | 齋藤 光弘君 |
| 10番 | 中西 佳子君 |
| 4番  | 加藤 和幸君 |
| 13番 | 池元 法子君 |
| 9番  | 谷 成隆君  |
| 1番  | 野矢 貴之君 |

## 会議の概要

－開会 9時00分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

11日に引き続きまして、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

3番、高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 皆さん、おはようございます。事前通告に従いまして、私は大きく分けて2点、質問をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

まず、1点目ですけれども、2020年以降の介護の問題、介護制度の問題について、対策について質問させていただきます。日本の少子高齢化は、今後まだまだその傾向は顕著になると言われているわけですが、日野町においても少子高齢化は国よりもさらに進んでいるのが現状でございます。私は今回、この問題の中で、特に高齢社会の中の介護問題について意見を述べさせていただくとともに、何点か質問をさせていただきます。

今年の8月に発行しました議会だよりの中で、新型コロナ対策、住民の声と題して特集を組んだわけですが、そのとき私、担当してまして、住民の方やとか事業所に出向きまして、取材して現場の声を聞いてきたわけですが、その内容を掲載させていただいているところですが、この取材の中で、介護施設へ訪問したときに、職員の方の声をいろいろ聞かせてもらったんですが、新型コロナウイルスの感染防止対策で3密を避けよと言われても、介護はもともと3密で成り立っている仕事なので、どうすることもできないということを書いてはりました。今後、それよりも重要な問題は、介護職員のなり手不足と、訪問介護職員の顕著な高齢化ですね。これは3月議会でも述べさせていただいたんですが、これからはこれが深刻な課題として現実化してくるということを現場の方が言うておられました。

これは実は当然でして、高齢者の人口比率は年々増加してきていることはもう、皆さんも知っていただいているとおりでと思うんですが、これに比例する形で要介護認定者、要支援認定者の数が増えているのが現状でして、しかし増えているにもかかわらず、介護施設の増設は進んでいないし、これは国とか県の方針もあるの

かもわかりませんが、しかし、その前に介護職員のなり手不足の問題があるわけでございます。

介護認定者が増え続ける以上は介護職員も増えないといけないんですけれども、実際には同じ比率で増えていないんですね、非常に厳しい、現実的に厳しい状況になってきているわけです。ヘルパーの1人当たりが抱える介護認定者の数には限界がありますので、利用者が介護認定を受けても、介護ヘルパーの不足によって介護制度を利用できない人が出てくる可能性が考えられるわけです。

その場合、その責任は誰が持つかという問題がありますけれども、私が思うには、その責任は行政が担うことになるというふうに思うんですけれども、このまま今の状態でいけば、手を加えなければ、介護制度は行き詰まってくるということを私は思います。この問題に対して、事前に手を打つためにも、私は次の3点について質問をさせていただきます。

まず、1点目としましては、介護職員の初任者研修を地元日野町内でやっていただけないかと、それも町主催で定期的開催していただきたい。これは介護制度が始まった当初は、ちょうど西暦2000年、平成12年ですけれども、その当時は町主催で近くで行われていたわけなんですけれども、そういう経過からすれば、今もそれは可能だというふうに思うんです。そうすれば受講者が増えて、資格の取得者も増えて、あとは賃金次第で多くの介護ヘルパーが育つのではないかと考えていますので、町のお考えをお尋ねします。

次に、2点目としまして介護従事者の時間当たりの賃金を全産業の平均で比べると、非常に低いわけですね。これも3月議会のときに表を提出しまして、見ていただいているとおりで、低空飛行しているわけですね。給与改定を断行していただく必要が本当に出てきています。特に利用者が、自分の家で介護を受ける人がこれから増えてくると思われますので、国の方針もそうなんですけれども、特に、だから訪問介護職員のなり手不足解消のためにも、時間当たりの賃金単価について、思い切った改革が必要だというふうに考えますが、町のお考えをお伺いします。

訪問介護の場合は月給制じゃなくてほとんどが、月給制もあるんですけれども、30分入ったらいくら、1時間入ったらいくら、2時間入ったらいくらともう、決まっているんですね。これを崩すことはできないので、国が根本的にこれを変えないといけない。また給与制の人は給与制の人で、国から十分な介護の制度のお金が入ってこない給料も払えませんので、その辺も改善していただく必要があるというふうに思います。

それで、1つ目の1点目ですけれども、質問です。介護初任者研修を地元でやっていただきたいということと、2点目、介護従事者の時間当たりの賃金についても、本当に平均賃金を上げていかないと、介護のなり手がなくなるわけですね。3点目が、

介護予防も重要だと私は思っています。これも3月議会で言いましたけれども、今、町単位のレベルで介護予防の取組をされているけれども、私は町単位ではなくて地区単位、公民館単位とか、さらには各字の単位で介護予防の取組をしないとイケないのではないかと考えています。空き家を有効利用した宅老所の開設とかその促進、あるいは出前タクシーの推進などで、今後もう、これは必然的に必要になってくると考えていますので、その場合、それらに伴う必要な資金、すなわち補助金等を早急に検討していただく必要があるのではないかと思いますので、町の考えについてお伺いします。

次に、大きく分けて2点目なんですけれども、新型コロナ問題から発生する経済不況が、新型コロナウイルス感染防止対策によって、もう今現在、経済不況が発生しています。

**議長（杉浦和人君）** 高橋さん、分割ですので、先の項目を先に答弁していただきます。

**3番（高橋源三郎君）** 分かりました。じゃ、とりあえずその3点について、よろしくをお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 3番、高橋源三郎君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 皆様、おはようございます。

それでは、介護問題への対策について、3点ご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、当町での介護職員初任者研修の開催につきましては、今年度、庁内で開催できるように、介護員養成研修事業者と協議を進めていたところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響から、予定をしていた事業者からは講師の確保が困難と聞いており、現時点では開催には至っておりません。引き続き町内で開催できるよう努めてまいりたいと考えております。

一方、東近江圏域におきましては、NPO三方よし研究会が、これまでも介護職員初任者研修を開催されておられます。本年度の研修は10月から開催されるので、9月1日付の区長発送において、組回覧による案内を行うとともに、町ホームページへの掲載を行い、受講生募集をお知らせし、併せて受講費用の助成制度についても案内を行ったところでございます。

次に、介護従事者の賃金についてですが、その賃金水準は介護報酬による影響もあると思われまます。介護報酬は国が定める介護サービスの費用の基準であり、この介護報酬の改定は、介護サービス事業者の収入の増加につながり、それによる介護従事者の賃金改善が期待されます。また昨年10月には、経験技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を進めるとして、特定処遇改善加算

が新設されており、国においても、政策的に介護従事者の賃金改善が図られています。介護従事者の賃金改善は、介護保険制度全体の中で整理されるものであることから、国において、処遇改善に重点を置いた介護報酬の改定と、それに伴う必要な財源が措置されるべきものと考えております。

最後に、地域で行われる介護予防の取組に対する補助制度についてでございますが、高齢者の通いの場、宅老所などや移動支援、出前タクシーなどですが、地域住民の自主的な活動に対しては、介護保険制度における地域支援事業として補助制度を設けさせていただいており、地域の支え合いを支援させていただいております。

なお、国が定める地域支援事業実施要綱では、事業ごとに補助対象が定められており、地域で考えておられる取組の内容によっては、介護保険制度の中でお手伝いをさせていただくことが可能な部分もあるかと思われまますので、具体的な内容につきましては、ご相談に応じさせていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 日野町では開催できないという事情がよく分かりましたけれども、今おっしゃった介護職員初任者研修の開催のお知らせと受講者の支援事業の補助金のお知らせは、確かに9月5日頃、私の家に回覧で回ってきてまして、見せていただいたんですけども、ちょうど質問を提出して5日ほどしてから回ってきましたもので、こういう質問をさせていただいたんですけども、それを見ていると、4分の1の補助が書いていますね。研修会場が、お知らせでは東近江市の建部にあります特別養護老人ホームカルナハウスであるということが、回覧の中に出ていました。カルナハウスまでちょうど日野の中心の役場から距離を測りますと十八、九キロぐらいあるんですね。往復すると大体40キロぐらいになるんですけども、開催の日程を見せてもらいますと、10月から始まるんですけども、約5か月間あります、2月まで。毎週土日が開催ということで、土日に開催していただくのはそれでいいかと思うんですけども、延べ40日ぐらいになるわけですね。そうすると、40日間通った場合に、私、ガソリン代を計算したんです。1万5,000円から1万6,000円ぐらい要ることが分かったんです。

一方、この介護研修の受講料が教材込みで4万5,000円とここに書いていましたので、4万5,000円の4分の1または2万円の低いほうを補助すると書いていたんです。1万1,000円補助金がもらえるんですけども、ガソリン代で1万5,000円ほど要りますので、1万1,000円の補助金をもらってももう、ガソリン代で消えてしまうわけですね。そうしたら4万5,000円の受講料、丸々自分で出さなくては、実費負担しなければならないということになりますので、もう少し補助率を上げていただけないかなど。4分の1じゃなくて、私は本当は2分の1でも足りないと思っています。実は、4万5,000円の3分の2の補助となると3万円の補助ということ

で、3分の2ぐらいの補助にさせていただきたいと私は思うわけですね。そうでなかったら本当に、これから講習を受けて資格を取ろうとする人があまりいないのではないかというふうに思いますので、ぜひとも4分の1補助を3分の2補助に変えていただければというふうに要望させていただきたいというふうに思います。それほど厳しい状況ですので、本当に背水の陣を引くつもりで、人材不足、確保しないといけないと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

研修会場も、今回は理由がよく分かりましたけれども、本当は昔やられていた日野町内で、勤労福祉会館とかわたむきホール虹を使って、その会議室を借りていただくのがいいかと思うんですが、今のところ、講師の関係で無理だと今聞きましたので仕方ないかとは思いますが、この表を、回覧を見ていたら、講師の先生が10人以上いはるわけですね。10人も要るんやろうかなと。私、受けたときには1人の先生がずっといろいろな内容を説明されていたわけですね。ニチイのほうですけど。だから、講師の先生は1人でもええの違うかなというふうに、10人も連れてこなくてもいいかと思うんですけども、その辺、今後の課題かなと思います。

それから、次に、2点目でございますけれども、再質問させていただきたいんですけども、訪問介護職員の高齢化の問題ですけれども、私、3月議会で一般質問でも取り上げさせていただきまして、折れ線グラフで示させていただいたんです。折れ線グラフが議会だよりの3月議会で、5月15日発行のところに載っているんですけども、見ていただいた方も、10代から70代、構成比を見てみますと20代の方は1パーセントしかいないんです。次、30代の方で6パーセント。普通だったら25パーセントぐらいあるはずなんです。40代でやっと21パーセント。一般の介護職ですと29パーセントあるわけです。50代に入って34パーセント。60代が30パーセント、70代が8パーセントということは、結局、60代、70代で38パーセントですので、約4割を占めているわけですね。もう、でも、60代、70代の方は10年もしないうちに退職されますので、この40パーセントを今後若い人たちで本当に補えるのかなと心配しているところなんです。

私、なぜ心配するかというと、私も議員になる直前の10年間、介護施設で働いていまして、現場ももう毎日行っていましたし、事務の仕事もたくさんやっていたけれども、本当に危機感をそのとき感じていたもので、ハローワークへ募集しにいても全然返事がないし、応募がないですし、もう新聞折り込みのチラシ、募集を毎週やっても、デイサービスの場合は1か月も待てば1人か2人応募があるんですけども、訪問介護の方は1年待っても応募がないんですよ。もう、どこから引っ張ってくるしかないという状況でしたので、これからも本当に訪問介護の人を確保するのは大変だなと。それなのに、これから10年以内に40パーセントの人が辞められていかれるので、本当に補充できるのかなというのを心配しているところで

ございます。

そういう意味で、今後やはり、これについては真剣に取り組んでいかないと、訪問介護職員の確保ができない。しかし利用者は確実に増えています。そういうことで、町としてこれからどういう対応を考えられるのか、その辺、もしお答えできたらお願いしたいと思います。

それと、3点目でございます。介護予防の関係なんですけど、介護予防についても3月議会で質問させていただいて、同じことを何遍も質問して大変申し訳ないんですけども、介護予防で賛成の人もいるけれども、中には反対の人もおられるんですね。何で反対か理由を聞くと、何ぼ介護で寿命を延ばしても、健康寿命を延ばしても、結局、その方の寿命が延びて介護に携わる期間が同じではないかという考えなんです。ところが、私は寿命というのはもう、生まれたときから決まっているというふうに思っていましたもので、健康寿命が延びれば延びるほど、介護にお世話になる期間は減ってくるわけです。

皆さん、ご存じかと思いますが、長野県のほうでピンピンコロリ運動をされています。長野県の高森町から始まったかと思うんですけども、今、もう長野県全体で取り組んでおられるんですが、今までは沖縄県が長寿日本一だったんですけども、長野県のほうに変わってしまって、長野県が長寿日本一になっています。その理由は、やっぱりピンピンコロリ運動を非常に、もう全県挙げて推進されているということが大きく影響しているかと思うんですけども、ピンピンコロリというのは、老後を元気で過ごして、そして死ぬときにはころんと死ぬと。要するに介護のお世話にならないようにしようと、介護のお世話になる期間を減らそうというのが、この運動のもとなんですけれども、日野町もそういう問題で、ピンピンコロリ運動にぜひとも取り組んでいただきたいと思うんですけども、そのために、いろいろな活動を町としてはやっけてくださっています。しかし、利用されている方は実際少ないですね。それで、やはり公民館単位あるいは各字単位でこの取組をぜひともお願いしたいと思うんですけど、その取組をするためには、補助金がどうしても要るわけですね。

よく託老所という言葉は使われますけれども、高齢者が集まって、いろいろなことを朝から夕方まで、食事と一緒にし、ゲームと一緒にし、いろいろなことをするわけですね。今でいったらサロンと同じようなことだと思うんですけど、そういうことをしていれば、やはり家で1人閉じ籠もっているよりも元気が出てくる。そして病気をなるべくしなくなる。そういう意味で、散歩もすればスポーツもする、ゲートボールもする。そういう取組を、ぜひとも字単位でもしていただきたい。そのための補助金制度をぜひとも考えていただきたい。これも要望といたしまして、お願い申し上げまして、以上、1点だけ再質問させていただきました。



**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（吉澤利夫君）** 皆さん、おはようございます。高橋議員から1点、再質問を頂きました。何点かご要望も頂きましたので、併せてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の補助金の改善といいますか、率の改定のほうなんですけれども、こちらのほうにつきましては、従来から介護職、介護をされる方に従事者を増やしていこうということで、受講費のほうを補助させていただいております。こちらの補助率のほうにつきましては4分の1と、上限2万円ということで制度化させていただきまして、こちらのほうでお取組をお願いさせていただいております。

ただいま補助率の改定のご要望を頂きました。こちらのほうにつきましては、町の一般会計のほうで支弁をさせていただいているんですけれども、全体的な町の補助金でありますとかいった中での整合性の中で、またこちらのほうの研修などの補助金の需要なんかということを総合的に勘案して、今後の課題としておきたいと思っております。

なお、補助率の改定ということなんですけれども、こちらよりは、まず補助制度の周知というのが、もう少し行き渡っていないのかなと思いますので、補助率の改定よりもこの制度の周知のほうにまずは力点を起きたいと思っております。

続きまして、訪問介護に従事される方が高齢化になられているので、町の考え方はどうかというふうなご質問を頂きました。3月議会でグラフをお示しいただきまして、その中でかなり顕著に高齢化が見られるということは、こちらのほうも承知をしているところです。こちらのほうにつきましては、介護報酬の改定によりまず賃金改定がどうしても必要になるのかなと思うんですけれども、先に町長が申し上げましたとおり、介護職員の処遇改善につきましては、介護保険制度全体の中で整理されるものですので、介護報酬の改定によって介護職員の処遇改善は図られるものと、またその財政措置についても国のほうで期待をさせていただいているところです。ですので、すぐに町がどうのこうのということはやさくないかと思うんですけれども、そういうことがございましたら積極的な情報発信、また相談にも応じさせてもらう中で、町としてできることについてはさせていただこうかなと思っております。

それと、最後の補助金のお話なんですけれども、宅老所といいますか、高齢者サロンのことかなと思います。こちらにつきましては、現在、日野町でも幾つかの地区、また集落のほうで高齢者サロンに取り組んでいただいております。おっしゃいますように、こちらのほうにつきましては、高齢者の方々が介護を必要とする状態になることを予防するとともに、介護を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住みなれた地域で自立して生活を営むことができるようにしていただくものでありまして、高齢者の通いの場ということで、お互いが出会い交流し合うといっ

た場で、交流サロンということが執り行われております。町のほうにつきましては、こちらのほうに対して補助金を出させていただいております。高齢者交流サロンの活動に対して、補助金につきましては一定の開催回数でありますとか開催時間に決まりを設けておりますが、1時間当たり500円、食事会の場合につきましては1回当たり2,000円という形で加算もさせていただきながら、その活動をお手伝いさせていただいておりますので、そういった補助制度を活用いただきまして、地域の中で高齢者の方の通いの場、集いの場を運営していただき、地域が生き生きと元気に過ごせる社会ができればと考えておりますので、またご活用のご検討を頂ければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** それでもやはり、いろいろ問題があるわけですがけれども、どうかこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

そうしたら、大きく分けて2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、新型コロナ問題から発生する経済不況についてでございますけれども、新型コロナ感染防止対策によって経済不況が既に発生しているわけでございます。町の法人町民税も47パーセント減額補正されておりますので、これは大きな減額補正だと思ってびっくりしているんですけれども、この経済不況の影響をもろに受けているのかなというふうに思います。

日本は世界と比べると奇跡的に感染者の数も死者の数も少ないということで、世界から日本は何でそんなに被害が少ないのかと疑問に思われているところでございます。しかし、経済において、日本の食料自給率は38パーセントと言われておりますけれども、極めて低い状態です。もし、コロナ感染で貿易ができずに輸入がストップした場合、例えば皆さんもご承知のようにダイヤモンドプリンセス号ですか、16日間アジアの中を回っていましたが、その中でコロナが発生して、大変な問題になりましたのはご存じなわけでございますけれども、輸入がなぜストップするかといいますと、タンカーが運転できなくなるという問題が発生してくるので、タンカーが運転できなかつたら輸入ができないということになってきますので、経済的に日本は非常に苦しい状況に追い込まれる可能性が出てくるというふうに予想されるわけですね。もし今後、そのような状況が現実化してきて、国からの支援も限界が来た場合に、日野町として町民の、特に食生活を守り維持するために、非常にこれが重要になってくるわけでございます。

今後、例えば地震とか風水害、天変地異が日野町を襲った場合、防災計画とか、あるいは連絡体制等の整備が今、行われつつあります。この天変地異が形を変えて、経済面で住民の生活基盤を直撃する可能性も想定されますので、こうした経済不況が発生した場合の町としての対応について、町は何ができる、何かを考えておられ

のかということをお聞きさせていただきます。想定外だということであれば、個人は個人の責任において対応して下さいということであれば、もう本当にそれまでのことですが、しかしコロナ後は大変な経済不況が来ると言われています。特に経済恐慌に発展するかもしれないと言われていまして、それが来るのではないかと、世間では既にもう、うわさが取り沙汰されていますので、その点について町として何かお考えがあるのであれば、お聞かせ願いたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいま新型コロナウイルス感染症収束後の経済不況のご質問を頂戴いたしました。

全国的な経済対策につきましては、国において収束後の経済再生に対しても一定の対策が講じられているところでございます。また当町におきましても、国の財源を活用し、経済生活面での独自施策を実施しております。

万一、想定外の経済不況が生じた場合ですが、町としては、町民の生活基盤を守るための施策を実施することになりますが、全国的な経済対策につきましては、まず国政において対処されるべきものであり、国の経済対策に沿った中で、町の実情に沿ったきめ細やかな対策を講じていくべきであると考えております。

**議長（杉浦和人君）** 高橋源三郎君。

**3番（高橋源三郎君）** 答弁いただいた内容以上に具体的には示していただくことができないかと思うわけですが、現段階では難しいということで、再質問はいたしませんけれども、ちょっと要望させていただきたいと思ひます。コロナ対策で本当に、先ほども言ひましたように輸入がストップした場合に、自給率が38パーセント、特に食料関係では38パーセントということで、紙類とか家畜の飼料とかいったものが入ってなくなったら、日本は本当に大打撃を受けますので、この辺が本当にストップしたら食料関係も非常に影響を受けてきますので、何とかしていかないといけないというふうに思ひます。しかし、コロナがそのまま続く以上は、そういう可能性はあるわけですが、もし万が一そうなった場合に、食料の確保をどうしていくのかという問題が出てきますので、その辺、これからは、みんなでお考えできないかというふうに思ひます。

特に、テレビや新聞等のニュースで、貿易がストップしかけていっているという話が出てきたときには、本当に皆さんと知恵を出し合いながら、この問題をどう解決するかということをお考えできないかと思ひますので、どうかその点、テレビのニュースで貿易が危ないということをお聞かせいただければ、ぜひとも知恵を結集して考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、要望でございますけれども、よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、12番、西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 農家の代表、農家の議員としてひとつお伺いをしたいと思えます。中山間地域等直接支払交付金制度についてということで、質問をさせていただきます。

堀江町長の公約でもある中山間地域等直接支払交付金制度についてということで、いち早く新年度より事業導入するということが決定されました。就任以前から地域農家の意向も大きく聞いていただいております、行政のトップが変わると農業施策も大きく変化が見られるものだなというように、大いに、大変ありがたい。農家は本当に心強い思いでもございます。

8月17日には、林業センターホールにて中山間地域等支払交付金制度について説明を受けました。対象となる地域の農家が皆集まりまして説明を受けたわけでございます。説明会では、棚田地域振興法に基づいて、県知事が特に認めた基準を満たす地域として、町内では13地域が該当するとお聞きをいたしました。もっと多く、面積、地域もあるのかなと、対象地域があるのかなと思っておりましたが、もうあまりの少なさにびっくりしたわけでございます。対象地域は地域の勾配が20分の1以上の急勾配地域のみ限定するというような説明でもございました。

当鎌掛地域では全面積の2.3パーセントぐらいで、本当に少ない面積で、対象農家も本当に少ないのでびっくりもしております。これでは対象農家の水田も限られたことで、集落全体で取り組むのは本当に意欲も減退するので、もっと緩和策が取れないものかなと思っておりますが、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 12番、西澤正治君の質問に対する町長の答弁を求めます。

**町長（堀江和博君）** ただいまは西澤議員さんのほうから、中山間地域等直接支払交付金制度についてご質問を頂きました。

中山間地域等直接支払交付金制度については、昨年、棚田地域振興法が施行され、20分の1の勾配要件を満たした農地が1ヘクタール以上ある場合は、指定棚田地域の指定を受けることで、中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域となることから、取組に向けた調査を行い、町内で要件を満たす集落が13集落となったところでございます。町としましては、令和3年度、勾配20分の1以上の急傾斜地から支援を考えております。

緩傾斜地を対象農地としていくかにつきましては、今後、勾配調査を行う中で検討をしてみたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 11日の一般質問で後藤議員が先に聞いていただいておりますので、大体のことはもう、そのときに聞かせていただきました。またこの後、齋藤議員も質問していただきますので、また齋藤議員がもっと詳しく聞いていただけるも

のかなと思って、私はちょっと中間ぐらいでふらふらとしておりますが。

鎌掛では圃場整備もほとんど行われておりまして、山際ぎりぎりまで水田ができていられるわけでごいまして、整備後もう、約30年経過をしております。特に山際では圃場ももう、10アール程度の田んぼもたくさんございまして、田んぼを耕作するのか、それともあぜを草刈りするのかという、あぜのほうが大きい、土手のほうが大きいというような地域も本当にたくさん見られます。そして、また農家の皆さん方も本当に高齢者になっておりまして、本当に大変なところでもございます。本当に草刈りなんかは苦勞しているわけでもございます。地域では農村環境保全活動組織、通称まるごとというやつに入っておるわけなんで、ほとんどの面積が入っているわけなんですけど、その中で、ごく一部の面積だけでは、本当に字の中、それぞれ農業組合長、また農家を営んでいる者、それぞれ本当に不公平が出てくるのではないかなと思っておるところでもございます。

今のこの中山間地域等直接支払制度では、かなり10アール面積当たりの単価がすごくよいので、それぞれ農家はみみっちいもので、お金のことになるとそれぞれかっかかっかとしてきますので、おまえのところだけが多いとかというようなことにもなりかねなくて、地域が分断されてしまっても大変なことでもございます。

私も地域でまるごとの今の代表をさせてもらっておりますが、これをどのようにして分けたらよいのかな、どういように採配をしてええのかな、ちょっと分かりにくく、本当ですと全部まるごとまとめてできれば本当にありがたいな、事業も取り組みやすいと思っておるわけでもございますが、その点、どのようにお考えのことか、お伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** おはようございます。西澤議員より再質問いただきました。

中山間地域等直接支払交付金制度でございます。この制度につきましては、先般、答弁をさせていただきました。農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続させるためにというような大きな目的がございまして、その制度のほうは成り立っておるというような状況でございます。

この制度の取組にあたりましては、急傾斜地ということで、20分の1以上の勾配の農地、田んぼにつきまして、まずは取りかかりをしていこうというようなことで、面積、勾配等の確認をしていく中で、町内で13集落が該当しているというようなことになったわけでもございますが、集落の土地全てでなくて、一定勾配要件と面積要件がございまして、同じ集落の中でもまるごとで取り組んでいただいている平地が多い中でも、特に勾配が大きい、きついというようなところに限った制度設計になっているというようなものでございます。

まるごとはその農地の中、維持管理、維持経費等々についての経費をお使いいた

だいているというようなことをございまして、この中山間の部分についても、その土地について、同じように農地を守っていくというようなことでの経費配分にもなっておりますが、中山間地域の取組にあたりましては、その農地に係る部分でなくて、その農地に入っていくという農道の整備であったり、農地に関わります用排水路の整備というものを事業としても該当ができるという部分もございまして、まるごとでは維持管理の部分、中山間のほうでは施設的な整備というようなことでも切り分けてお考えを頂く、取組の集落の中でご検討を頂くことによって、農地を整備していく、守っていくというというようなことで、効率的、有効的な交付金をお使いいただけるのではないのかなというふうに考えておるところでございます。ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** 農業生産活動ということでございまして、まるごとでも本当に同じようなことを、草刈り、また排水路の整備、農道の整備、やっておるわけでございます。それでまた、今の圃場整備の、土地全体でも日野川流域の水利費、また甲蒲の水利費と、いろいろ水利も支払っておるところで、そういうところが放棄地になると、放棄地になっても水利費は払っていかんならんという、大変な経費がかさんでくるわけでございます。

13集落、交付金を頂くのは本当にうれしいわけではございますが、やはりそれぞれ一部の方だけに当たるというのは本当に不公平を感じるということでございまして、同じ地域で総体的にできれば本当にありがたいな、道を1つ挟んでも、急勾配地が20分の1と言われると、同じ道を挟んで2度も3度も変わらへんやないかいということもございまして、いろいろ大変な、細かく分けると問題が出てくるということでございまして、せつかく今まで仲よく地域で百姓していたものが、意見が交わらないと、またいろいろ火種のくすぶるということも出てきますので、やはりこれは公平な交付金になるようにひとつご努力を願いたいと思います。そこら辺の点、もう再々質問でございますが、課長、どうでございますやろ。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 再質問を頂戴いたしました。交付金については、限られた面積の部分についてということの中で、集落全部で取り組んでいるのに、もらえるところともらえへんところ、もらえる人、そうでない人が出てくるというようなことに対しての公平な扱い、何とかならんかというようなご質問やったかというふうに思います。20分の1以上の傾斜地というようなことで、土地の形状的に制度として大きく差が分けられている、差をつけられているというところがそもそもございまして、その中でも、そこだけに限った部分でなくて、そこに関連する、先ほど申しました農道であったり用排水という部分の中で、いかに急傾斜地の農地に絡めて

いくかということで、集落の中の施設の維持が図っていけるというような部分もございますので、いかに限られたところだけでなく、広く区域の中で交付金を使っていくかというようなことの相談と申しますか、取組をされる活動組織の中で、ご検討なり知恵を出していただくことも必要であるな、ご検討いただきたいというところが思いでございます。

分断というところで見方を変えると分散という部分にもなろうかと思いますが、分断をしてもらうためにこの制度というものを、取組を始めたわけではございませんので、できるだけ条件、不利益地になっている部分について、少しでも皆様方の生産活動の足しになればというような思いで取組を始めたという部分もございますので、制度の取組という部分でご理解を頂きたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいま農林課長も申し上げましたとおりに、この制度につきましては、かねてから農業者の皆様が非常に、本当にこの中山間地域で農業する大変さというのをお伝えいただいております。私ももちろん、そういった中山間地域に住む1人の住民として、このままではあかんやろうという思いの中で、今回選挙でも公約として挙げさせていただいて、対応させていただいたところがございます。

そういった中につきまして、まず、この20分の1の急傾斜につきましては、大変皆様にご心配、ある種、分断を招いてしまいかねない側面がどうしてもございますので、大変そこは心苦しい思いでございます。そちらにつきましては、今も課長が申し上げましたとおりに、確かに一定の田に関する事業しか使えないこととございますけれども、そこに至る、例えば水路の整備であるとか、それは広範囲にわたるものでございますので、そういった形でうまく知恵を使っていただいて、差し当たりの新年度の制度におきましては、地域全体の利益になるように、ちょっとご配慮いただきたいという思いがございます。その次の年度につきましては、今、調査をさせていただいております緩傾斜、いわゆる100分の1や、場合によっては50分の1とか、その違いがございますけれども、そちらについても、やはり検討しなければいけないというふうに強く思っておりますので、その辺りも、地元の議員さんを通じて、農業者の皆様にも、そういう思いを町は持っているということはきっちりお伝えを願いたいと思っております。

この制度につきましては、今回、棚田振興法の改定に基づいて、不公平感がなくなるので取り組むということをおっしゃっておりますけれども、この制度につきましては、かねてから実施することができた制度でございます。ですので、今回、急傾斜ということで取りあえずさせていただく部分につきましては、大きく、私自身は、農業をしっかりとやっていきたいという思いの表れであるということは、しっかりご理解を頂ければと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 西澤正治君。

**12番（西澤正治君）** ただいまは堀江町長の心の太いところを見せていただきまして、本当に農家も心強くなったと思います。我々、地域で農業を守っていかならんということは重々、肝に命じておるわけでございます。老骨にむちを打ちながら百姓を守っていこう、幸いにも先輩方が圃場整備をしておいていただきますので、それぞれ山奥のほうまで入っていけるのも、道路があるおかげだと思っております。気張ってしっかりと農業を守っていこうと思っております。ぜひとも棚田振興法というんですか、これはぜひとももう少し緩和をしていただいて、皆が利用しやすい制度になっていけるよう、ひとつご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 次に、2番、山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** それでは、通告に従いまして、私のほうから分割で4点の質問をさせていただきます。

堀江町長が就任されてから初めての定例会でもあり、コロナ禍対策でも大事な時期でもあります。そのような中、住民の皆さんからの声から、課題も多く聞いております。今回も多く質問となりました。どうかよろしくお願ひします。

まず、1点目は、新町政におけるコンプライアンスについて質問させていただきます。このコンプライアンスそのものは、堀江新町長が行政執行を行っていく上で最も重要な柱の部分でもあり、ぶれてはなりませんので、まず最初に確認していきたいと思っております。

私は、6月議会において、地方自治体、日野町のコンプライアンスについて質問していき、公正・公平かつ透明性のある業務執行ができていること、各種法令においても遵守できていることが確認できました。町政運営でのコンプライアンス遵守は最も重要な垣根の部分でもあり、堀江町政において首長としての考え方を確認しておきたく、以下の項目についてお伺ひします。

1点目、堀江町長の日野町長選挙直前のチラシで、特定の人間の指図で政治を行うことはありません、脅かしや利益誘導は言語道断です、むしろさらにきれいな町政を進めるため、情報公開とコンプライアンス、法令遵守を強化し、そういったことを防止する制度やシステムを構築していくとありましたが、どのような問題意識から、このコンプライアンス遵守を強化しなければならないと考えたのか。

2点目、さらにクリーンな町政を進めるとは、どのような意図から考えられたのか。

3点目、脅かしや利益誘導を防止する制度やシステムを構築していくとは、どのようなことを考えているのか。

4点目、堀江町長の支持母体であるワンチーム日野が選挙期間中に発行された広報紙において、印象操作やデマで町民をたぶらかしたり誹謗中傷をする候補者を断



固として許しませんと記載された文面が見られたが、具体的に何を示しているものだとお考えか。この記載内容に関してどう感じられたか。

5点目、町長に就任され、幹部職員や一般職員に対して、コンプライアンスに関わる指導や教育は実施されたか。

**議長（杉浦和人君）** 2番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、山本議員さんのほうからコンプライアンスに関するご質問を頂戴いたしました。

1つ目、コンプライアンスの強化についてのご質問でございますが、行政の透明性を向上し、公正な職務執行を行うことは、住民の皆さんに信頼をしていただける町政を確立することになると考えております。職員等が職務に関する要望、請求、要請などを受けたときに、その内容を記録し、情報公開制度に対応することで、適正な対応と不正な働きかけに対し一定の抑止効果が期待できるものと考えております。このようなことから、組織におけるコンプライアンスの強化にも努めてまいりたいと考えております。

次に、クリーンな町政の推進についてでございますが、情報公開とコンプライアンスを強化するということは、法令の遵守のみでなく、役場組織として個人情報も適切に管理し、積極的な情報公開と丁寧な説明責任を負うことを推し進め、住民の皆さんに信頼される日野町役場となるよう努めるということでございます。

次に、脅かしや利益誘導を防止する制度やシステム構築についてでございますが、公正公平かつ透明性のある日野町役場であるために、職員等に対し、当該職員の職務に関する要望、要求、要請などを記録し、情報公開制度に対応することで、適正な対応と、不正な働きかけに対し一定の抑止効果が期待できると考えております。

次に、支援団体の選挙期間中の広報紙の記載内容についてでございますが、内容につきましては、支援団体が発行されたものでございますので、その内容に私自身が関与しておりませんので、ご了承いただければと思います。

最後になりますが、コンプライアンスに関しての職員への指導、教育についてですが、町長就任から約2か月が経過しましたが、主監課長会議などの会議ではもとより、様々な場面で職員との会話を行う中で、コンプライアンスに関する考えを少しずつでございますが伝えてきております。今後機会を捉え、職員へ周知をしたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 私のほうから、再質問として、1点目、2点目、3点目、回答は総合的に同じような内容ですので、それから1点。4点目の支援団体の広報紙の内容に触れての回答で1点。合計で2点の再質問をさせていただきます。

まず、1つ目ですが、1点目、2点目の回答で、住民の皆さんに信頼される町政、

信頼される日野町役場という力強いお言葉が出てきましたが、まさしく信頼される町政運営が最も重要だと私も思います。

前藤澤町政では、4期16年間で公正・公平を貫き、この人口減少社会においても、小さくても元気のある輝く地域社会をつくっていき、町民の方々が生き生きとはつらつとした自律したまちづくりを行政と一緒に築いてこられました。堀江町政においても、信頼される町政、公正・公平かつ透明性のある日野町役場であるために、職員等が職務に関する要望、請求などを受けたときに、その内容を記録し、情報公開制度に対応することで、適正な対応と不正な働きかけを抑止していくと言われました。

ここで、職員等の中にはもちろん、首長を含む管理職も含まれるのですね。一応、確認をしておきます。

ここで言われました情報公開制度とはどのような内容のものをお考えなのか。職務に関する要望、請求などを受けたときに、その内容を記録して、情報公開制度として情報公開していくとは、どのような方法を取り入れようとお考えなのかお聞かせください。これが、まず1点目の質問です。

2点目の質問は、堀江町長が自ら関与するものではないとここで返答していただきましたので、堀江町長の支援団体であるワンチーム日野が印象操作やデマで町民をたぶらかしたり、誹謗中傷をする候補者は断固として許しませんと記載された文面のことは、堀江町長自らはご存じであるという認識で間違いはないですか。また、この言葉はワンチーム日野が書かれたもので、堀江町長ご自身が関与するものではないということは承知の上で、発行されたのは明らかに選挙期間中でもありました。ワンチーム日野から特定の候補者を悪く言い、脅かしの威圧した言葉とは思いませんでしたか。この点だけお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、大きく2点ご質問を頂きました。

先ほど私の答弁から申し上げました、公正・公平かつ透明性を担保する、その1つとして、情報公開の在り方をどのように、もう少し具体的に考えているのかという部分でございました。こちらにつきましては、細かく制度、システムを組んでいく必要が今後もあるんですけれども、あくまで私自身が考えておりますのは、例えば住民さんや事業者さんとか、様々な方、議員の先生方も含みます。そういう先生方が、例えば職員とか幹部に様々にご相談等いただくときに、そういったことをしっかり記録を残しておくということでございます。

それは、全く信頼をしていないとかという話ではなくて、やはり、そこでの例えば口約束で何か、互いの情報公開のずれがあったりとかいったことも防止するという意図も含めて、しっかりメモとしてでも文面として残しておく必要があると考

えております。ですが、そういった我々がメモで残すというものに関しましては、何かがないとは思っておるんですけれども、何かがあったときに、やはりその跡をたどれるといいますか、それは一種、公文書といいますか、情報公開制度ということで、そういったことも公開できるものだという枠組みは、私は必要だと思っております。

こういった枠組みにつきましては、他の自治体はどこまでやっておられるか分かりませんが、滋賀県のほうでしっかりそういったことを記録するということがされておられますので、そういった事例も研究をさせていただいて、町役場として、透明性、また公正・公平かつ、やっていけるということを、取組をしていきたいというような思いを持っております。

2点目のワンチーム日野さんのビラに関しましては、選挙期間中だったかと思えます。ですが、先ほども申しあげました、その文面の記載等の検討につきましては、全く関与しておりません。また選挙期間中でしたもので、私も発行されたことはもちろん、存じておるんですが、それどころではなかったということが正直な感想でございます。ですが、その内容、それは選挙でございますので、双方、過熱している部分は正直あったかと思えます。ですが、そもそも論として、非常に選挙の事前活動といいますか、選挙の事前から、非常に選挙をもう想定されるような一種の、双方でございますが、ビラ合戦ということがございました。あれが果たして公職選挙法上よろしかったのかというと、非常に私は、個人的にはグレーに値するものではないかなと考えておりますので、今後そういった部分につきましては、選挙管理委員会さんや事務局について、加熱し過ぎるということも、やはり一定のルールの中で選挙活動は行われるべきであろうという思いもございますので、そこは選挙管理委員会さんにご相談をさせていただく必要があるのかなと、今後でございますが、思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 町長から直接ご返答いただき、ありがとうございます。双方について再々質問をさせていただきたいと思えます。

今、情報公開制度、しっかりと記録して口約束だけにはとどまらんと、情報公開したことをメモに取って、何らかにまとめて情報公開していく、これは県も取り組んでおられるということなので、1つ、そういうことは公正・公平な面で必要かと思えますけれども、住民にとって、何を公開してもらえれば本当にいいものかなと。以前に野矢議員も、質疑でも言われていました。監査報告書の公開やとかいう話も出ていましたし、それから行政懇談会の内容の進捗やとかいう話も過去にあったと思えますので、そういうようなことが町民にとって非常に、各地区の行政懇談会の内容が知れるのも非常に、ここの地区はこんな内容が飛び出してきたんだというの

もやっぱり知りたいだろうし、改善の施策の執行状況など、様々な行政情報があると思います。情報公開制度の中に、そういった情報も公開していくことがいいのではないかと思いますけれども、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

もう1点、ワンチーム日野さんの話ですが、双方が加熱していたというのは、確かにそういう面があったと思います。ただ、堀江町長は自ら脅かしや利益誘導は言語道断ですと言われていました。発せられた印象操作やデマで町民をたぶらかしたり誹謗中傷する候補者を断固として許しません。この言葉は脅かしにはなりません。この点だけ再度お聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** 山本議員のほうから再質問を頂戴いたしました。情報公開の取組についてということで、情報公開、何を、情報発信という言い方も適切かと思いますが、住民の皆さんが町行政の中で何を、情報を、公開を求めておられるかというようなところも、また、いろいろなご意見を頂戴しながら、適切な情報発信をしてみたいと思います。先ほどから町長が申しております、いろいろな要望でありますとか要請を記録して、これをどういうふうの情報発信するかというのはまだ、仕組みとしては全然できていませんが、情報公開という枠で考えますと、情報公開の対象として取り扱えるという意味で、現在のところは考えております。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 言っていただきましたワンチームの文面は脅かしに当たるのかどうかということでございますけれども、その文面が直接、脅かしに当たるかどうかは、私自身、弁護士ではございませんので、判断がちょっと分からないという部分が正直なところでございます。受け取り手にもよる部分もあるかと思えますし、あと、当時の環境が、選挙カーで、やはり双方非常に過熱していたという環境下ということも非常に考慮すべき部分であるかなと思っています。

ただ、いずれにしましても、それが行き過ぎてしまうということは、候補者が誰であろうがよろしくないことだと思っております。そこは公職選挙法にのっとった中で、適切な政策論争がなされるように、今後、そういう環境、それは首長の選挙だけではございません。あらゆる各級の選挙におきましてもそういった環境が準備、用意されるように努めてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 今のご答弁で、双方が行き過ぎてしまうことはよろしくないというふうに思われていることが分かりましたので、前藤澤町政が築いてこられました公正・公平な町、日野町を継承していただくことを切にお願いして、この質問は終わりにします。

2件目は、新型コロナウイルス感染症対策のこれまでの取り組みでの課題について

て、9点の質問をしていきます。新型コロナウイルス感染症の問題は、いまだ収束の兆しが見えず、経済への影響はより深刻化してきているものと思います。また、全国で多発する自然災害と併せて、より一層の備えをしていかなければならないとも考えます。そこで、コロナ禍における町独自で進めてきた施策の結果と課題について、以下の項目についてお伺いします。

1点目、子育て世帯から高校、大学生を持つ世帯や小中学生の要保護・準要保護世帯に支援金を支給していったが、その結果と課題は。

2点目、売上げ減少率20から50パーセントまでの事業者に対して支援金の給付を実施しているが、現時点での結果と課題は。

3点目、住民1人当たり3,000円の地域商品券を配布したが、現時点での結果と課題は。

4点目、学校の休校に伴う学習遅れ対策で学習支援員の拡充をしていったが、その結果と課題は。

5点目、コロナ禍での自然災害発生時の避難対応と避難所運営はどのような指針の下、実施されるのか。

6点目、保健センター北側に設置された発熱外来対応ハウスはいつ稼働させる予定なのか。

7点目、コロナ禍でのイベント実施について、現時点では中止の動きが大半を占めているが、いつまで続くのか。地域経済への影響も長引くのではと心配している人も多い。新しい生活様式でのコロナ対応をした上で、やり方を変更するなど検討していくことも必要でないかと考えるが、具体的な実施方針が示しているものなのか。

8点目、医療関係者に尽力していただいているPCR検査の拡充はされているのか。県下の状況をお聞きしたい。

9点目、日野町で3人の方の新型コロナウイルス感染者が確認されたが、発生情報による問題や課題はあったのか。

以上、9点の質問をします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 新型コロナウイルス感染症対策の取組での課題につきましてご質問を頂きました。町長部局に関する部分につきまして、まず答弁をさせていただきます。

まず、子育て世帯およびひとり親への給付金につきましては、補正予算成立後すぐに手続を開始し、6月中におおむね支払いを終えて、保護者からは感謝を頂いているところでございます。今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、困窮家庭が増えることが予想され、国における支援制度の充実が必要

であると考えております。

奨学臨時支援金給付事業等につきましては、後ほど教育長のほうから答弁をさせていただきます。

次に、売上げが20パーセント以上50パーセント未満減少した事業者への減収緩和支援金についてでございますが、8月末時点で20件、400万円を支給決定しております。国の支援制度では対象とならない、売上げ減少が50パーセントに満たない事業者からは、国の持続化給付金を申請するまでの落ち込みはないものの、厳しい状況の中で助かるといった声も頂いているところでございます。引き続き周知に努めてまいります。現時点では、課題等は伺っておりません。

次に、商品券配布事業の現時点での結果と課題についてでございますが、町民お一人3,000円分の商品券を、7月20日を基準日として7月末から順次、全世帯に発送をさせていただきました。商品券が町民のほとんどの方に行き渡った現在、多くの登録店舗でのご利用を頂いていると伺っております。現時点で特に問題点は伺っておりませんが、外食を控える傾向が依然続いており、地元料理飲食店おうえん券の利用が進むよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、コロナ禍での災害発生時の避難所運営等についてですが、指定避難所の運営については、国や県が示す感染症対策マニュアルやガイドラインを指針として行うこととなります。マニュアル等では、避難者受付時の健康状態の確認、居住スペースの設置方法や避難所内での避難者が行うべき感染症対策などが示されています。

次に、保健センター北側に設置いたしました発熱外来対応ユニットの稼働時期についてですが、町内医療機関で勤務いただく医療従事者の感染を防ぐとともに、院内感染を防ぐため、発熱外来を行うための診療ユニットを設置させていただきました。発熱外来を開設・開始するにあたっては、町内の開業医の方々にご協力を頂く必要があります。現在、協議・調整を頂いているところでございます。町内の感染状況を見極めつつ、稼働時期について調整をさせていただきたいと考えております。

次に、コロナ禍でのイベントの実施についてですが、現在の感染拡大の動向や、ワクチンの確保ができていない状況では、不特定多数の人が集まる広域的な行事については、国が示す指針に従い、自粛の方向となるものと考えます。しかし、人数管理ができる地域のイベントにおいては、3密を避ける対策などを取りながら開催は可能であるとされており、地域のイベントが停滞しないよう、周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、PCR検査についてですが、PCR検査につきましては、行政検査および保険適用の2つが主に行われています。行政検査については、衛生科学センターで現在1日75人、滋賀医大では20人の検査が実施でき、行政検査としては1日95人の

検査が実施できることとなっております。保険適用に係るPCR検査においては、地域外来検査センターで79人、保険適用医療機関で20人が実施できることとなっております。滋賀県全体としては、ピーク時の検査需要を720人と見込み、1日当たり検査可能数を、行政検査、保険適用合わせて、現状の194人から626人に拡大することとされています。

次に、患者発生情報による問題や課題についてですが、滋賀県においては年代や性別、職業、濃厚接触者、経過、行動歴等が発表されていますが、個人情報やプライバシー保護の観点から、これら情報では個人を特定できるものではありません。しかし、このことが、一方で個人を特定しようとする動きにつながったり、不確かな情報を信じたり、さらにその情報を正しいものと認識し拡散させてしまう動きにもつながっております。個人情報やプライバシーが保護されないと、受診をためらったり、発熱等があっても症状を隠してふだんどおりの生活を送ろうとするなど、より感染拡大につながるおそれがあります。新型コロナウイルスについては、この間、世界各国の現状や対応から様々なことが根拠として分かってきましたが、まだまだ分からないことや、確認が必要な情報も多数あります。今後も、公的機関が発表、公表する情報に基づき、正しく感染防止対策や感染防止行動を取っていただくことが、ご自身をはじめ、ご家族や周囲の人、地域の人への感染防止につながるものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 皆様、おはようございます。それでは、奨学臨時支援金給付事業の結果と課題について、答弁をさせていただきます。

この奨学臨時支援金給付事業でございますが、高等学校や大学等の学生を扶養する世帯において、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして著しく収入が減少し、また経済的に困窮する学生の奨学を支援することを目的に実施しているものでございます。町では、8月31日現在におきまして17世帯28名に192万円を給付いたしました。当初は申請期限を8月末までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞は今なお続いておりまして、高等学校、大学等の学生を扶養する世帯において、世帯における収入への影響も続いていくと考えられますことから、申請期限を12月末までと延長いたしました。

次に、要保護・準要保護児童生徒を対象とした、日野町就学等応援給付金についてでございますが、給付した児童生徒数は194名、給付総額は388万円でございます。このことについての課題といたしましては、コロナ禍の影響が今後も続くようであれば、今回のような町が実施した一時金ではなく、国が経済的に困難な家庭の支援策をしっかりと講じていくということが必要であると考えているところでございます。

続きまして、学習の遅れに対応するために、小中学校に拡充された学習支援員の成果と課題についてのご質問についてでございますが、まず、小規模校におきましては2学年に1名の割合で、また中・大規模校におきましては各学年に1名の割合で、学習支援員を配置いたしました。この結果、各学校の教員の声を聞かせてもらっておりますと、集中力が途切れがちな子どもの側に学習支援員が寄り添って個別に励ましたり、分かりやすく指示をしてもらったりすることで、学習につまずきが見られる子どもを放置せず、安心して全体の学習の進度を回復することができて大変ありがたいという声ですとか、給食の配膳、掃除の指導、休み時間の安全管理など、大人の目が増えて、子どもたちも安心して活動できるという声ですとか、プリント等の配布、また回収、放課後の消毒作業など、教員の業務を手助けしてもらうことで、教員が子どもと接する時間が、また子どもと向き合う時間が確保できるということなど、様々な感謝の声が聞かれているところでございます。

また、子どもたちにとっても、多くの方の見守りによりまして、何か困ったことがあったときは気軽に相談することができて、学校生活にも慣れることができたという声や、心の安定につながり、落ち着いた学校生活を過ごせる子が増えたとのこととございまして、長期の休業後の学校生活が再スタートしたわけとございまして、その後の学習支援などに効果があった、安心して生活や学習ができることに役立ったというふうに思っております。

なお、あえて課題を申し上げるとするのでしたら、必要以上に子どもたちに手助けをして甘えさせてしまうことはないかといった点について気を付ける必要があるということとございます。さらに中学校についてでございますが、やはり思春期の生徒への専門的な対応が求められていることもございまして、人材の確保といったものが難しいといった点が課題であると考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 再質問に入る前に、各コロナ施策に対して、結果と課題を的確に捉えられていると思います。これは前藤澤町政により、いち早く住民目線、事業者目線で考えていった施策であること、また学習遅れ対応でも、いち早く学習支援員を増強しなければと独自施策を打ち出し、実行に移してきた結果だと思っております。ただ、先に申しましたとおり、収束の兆しが見えない中、気を緩めることなく、これら実施結果から、課題は何なのか、PDCA、プラン、計画、ドゥー、実行、チェック、評価、アクション、改善によって、さらに推し進める必要があると思っております。

それでは、再質問は、5点の再質問をさせていただきます。

まず、1点目は奨学臨時支援金給付事業と要保護・準要保護児童生徒を対象にした日野町就学等応援給付金でございますが、それぞれ何名の方が給付されたという、



今、返答を頂きましたが、これが何人ぐらいおられて、何人の方が、大体何パーセントぐらいの方が給付支援してもらったのか。申請期限を延長されたということは、まだまだあるんじゃないかなということを思いましたので、その点、確認をさせていただきます。

2点目は事業者への給付金のことについてです。売上げ減少率が、これも一緒なんですけど、20パーセントから50パーセント減少した中でも20件という回答を頂きましたけれども、これも事業者、減少率が大体、何事業者ぐらいあって、このうちの20件、何パーセントぐらいなのか把握しているのか。この点も教えて下さい。

3つ目は、5点目のコロナ禍での自然災害発生時の避難対応と避難所運営のことです。避難対応と避難所運営は感染症対策マニュアルやガイドラインに沿って実施していくことは当然なことなんですけど、先日、9月6日に日野町鎌掛で防災訓練が行われた中で、これら感染症対策を取り入れた訓練をされたということをお聞きしました。避難所訓練での避難場所の定員は通常何名やったから今回何名になってということ想定された訓練になったのでしょうか。実施してみて、何か課題は見つかったのかお聞かせ願いたいと思います。

続いて、4つ目は発熱外来対応ユニットの件なんですけど、今回の返答で、診療ユニットを設置したということが答弁されていまして。この表現では誰がいつ何をどのように使っていくのか分からない状態です。診療ユニットとは何をいうのでしょうか。お聞きしたいと思います。

最後、5つ目は、7点目の質問で、イベントに対しての自粛の件でございます。先日、毎年10月頃に町が各種団体に呼びかけて一斉清掃活動をやっているわけなんですけど、今年はコロナ禍で中止していくということをお聞きしました。屋外での活動でもあり、やり方を工夫すれば、密にならない工夫をすればできるのではと思ったのですが、やめるのは簡単です。中止に至った経緯が分かれば教えて下さい。

以上、5点の再質問をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（望主昭久君）** 山本議員より、教育委員会のほうで実施しましたコロナ対策に係る支援の内訳でございます。数値のほうは教育長が申し上げましたが、要保護・準要保護家庭を対象としました日野町就学等応援給付金のほうでございますが、対象者は195名でございましたが、1名の方が申請を申請されませんでしたので、194名の方に対して応援給付金を実施したところでございます。

もう1つの奨学臨時支援給付金事業でございますが、こちらのほうにつきましては、予算立てといたしましては、高校生を75名、大学生を70名ということで予算立てをしておりましたが、現在のところ、先ほど教育長が申し上げましたとおり、人数でしております。ただ、当初は3月、4月、5月の辺のところが一番影響が多い

というところで思っておったんですが、申請を受けていると、やはり、もう少し後からも影響も多いということもだんだん分かってきましたので、もう少し窓口のほうを、窓口受付期間を延ばす中で、住民さんの要望にお応えできたらというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 山本議員のほうから、事業者の減収支援に関しまして、どのくらいの事業者が減収しているのかということについてご質問いただきました。

減収している事業者数につきましては、非常に把握の仕方が難しゅうございます。割合につきましては、セーフティーネット資金でありますとかの融資を受けられるための証明を町がするわけですが、それでいきますと、現在180件ほどの証明申請があり、証明をさせていただいているところです。ただ、これにつきましては、1事業者で複数の証明を求められる場合もございますので、それイコール申請したということではございませんので、あくまで融資のための制度としてはそのような状況でございます。そして、減収の幅につきましては、融資に関係しますと5パーセント以上ということになりますので、そこから多い方ではやはり九十数パーセントという方も事業者の中にはおいでになるというのが実情でございます。

そういう中で、国の制度でいきますと、国の持続化給付金という制度がございますが、それでいきますと今現在、約ですが250件申請をされておられるということ把握しております。これにつきましては、商工会が窓口となり、商工会の会員であろうとなかろうと、商工会のほうでご支援を頂いているというところがございますが、その中で申請された部分が154件ございます。そして、個人で申請された、自分で申請したよということを確認していただいているのは93件ということで、約250件といえますか、具体的には247件確認をしておる状況でございます。

そういう中で、町のほうの申請、減収緩和支援金は20件、今現在していただいておりますし、今、まだ町の申請には至っていない、20パーセントから50パーセント未満、そして国の持続化給付金の対象になる場合、50パーセント以上ということになります。その部分につきましては、まだ12月までの売上げの減少を見ていくということがございますので、そのあたりを調整といいますか、お考えいただいている方も、事業者的には約150件ぐらいおいでになるのかなというふうに思っております。

なお、まだ日野町の立地いただいている企業さんでも、やはりその要件に資本金でありますとかいう一定の要件がございますので、そういった部分で対象にならない事業者さんもおいでになるということで、町のほうでは今後、マックスでいきますと150件から200件程度の申請が上がってくるのかな、もしくはその中から国の持

続化給付金の申請をされていくといった事業者も、その中、一定割合はおいでになるものというふうに考えてございますが、今後の推移を見守りながら、事業の周知につきましても努めてまいりたいと考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 9月6日に実施いたしました、鎌掛で行いました防災訓練の件で今、2点ほどご質問いただきました。

まず、コロナ対策に応じた防災訓練という全体の中身としましては、主に、地域住民の方は約65名ご参加いただきました。あと職員も来ているわけでございますけれども、大きく2つに分けて、職員がコロナ対策に応じた避難所の受付、それから住民の方、2班に分かれていただきまして、1つの班は受付を済まされて、避難所の運営をする意味で、まず段ボールでの、段ボールベッドや仕切りをつくっていただくという班と、それと、もう一方の班は、東近江保健所の職員さんからコロナ対策の正確な対策といたしますか、コロナ感染症に対する知識を得ていただくという、2つに分かれて対応いただいたところでございます。

議員ご質問いただきました、本来ですと鎌掛の公民館の収容人数に合わせて設営といった対応をするわけですが、今回はそういった想定ではなくて、避難所を運営いただく地域の方に、まずは受付を済ませて避難所を運営していく上にあたっての、パーテーションなりをつくっていただく訓練を頂いたところでございます。職員にあっては、今回、避難されてこられた方の検温から問診をしまして、さらに正確な受付をするということで、高熱者、発熱者に関してはそこで、第1段階で切り分ける、それから次の二重の、2回目の受付をするということですので、そういった対応での訓練をさせていただいたところでございます。

今、課題についてはいろいろ、職員に今、伺っているんですけども、1つは、二重の受付をしていく段階で、当日は雨模様でもございましたので、なかなか、鎌掛の公民館に多くの方が来られますと、混雑する中で、テントは当日は立てましたけれども、テントがなければ非常に混乱するなという思いと、二重の受付、二重のチェックが相当時間がかかるという課題があるなというふうに思いました。スムーズな運営としましてはなかなか課題やなというふうに思ったところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** 山本議員のほうから、診療ユニットとは何をいうのかということでご質問を頂いたところでございます。町長のほうも答弁をさせていただきましたが、新型コロナウイルス、病院のほうの医療従事者の方の感染ですとか院内感染を防ぐとともに、やはり最悪の場合の医療機関の閉鎖をやっぱり避けなければならないというふうに考えておるところでございます。

現状、町内の医療機関の方々におきましては、建物の構造から様々な取組を頂い

ているというところでございます。入口をお分けいただいたり、また別の方法として車で待機いただいて診察を頂いているというような状況も、していただいているというところでございますが、やはり診療所の中ですと、もともと建物の構造がしっかり区分けできるという構造になっていないものでございますから、ここがしっかりしたグリーンゾーンやとか、ここはレッドゾーンやというようになかなか区切りができないということが現状あるというところでございます。

そこで、院内感染等、医療機関の閉鎖を防ぐためにも、ここを診療ユニットとして設けさせていただいて、まずここで問診をしていただくと。そこで、その問診から疑われるであろう病気のことを判断していただいて、次に、例えば帰国者接触センターに紹介いただくですとか、例えば東近江圏域、東近江の医師会ないしは近江八幡市蒲生郡医師会で設置していただいています地域外来検査センターでありますヴォーリズ記念病院での検査センターを紹介いただくなど、また、ひょっとしたらコロナと疑っておられるかもしれないけれども、実際にお話を聞くと、もっと違う病気が疑われるのかもしれないというようなこともあって、総合病院等ご案内いただくなどという、次へ診察をしていく行動に向けての区切りをしっかりとここでつけさせていただきたいというふうなことを考えて、設置をさせていただいたという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（杉浦和人君）** 住民課長。

**住民課長（澤村栄治君）** ただいま山本議員より、ごみゼロ大作戦をなぜ中止したのかというご質問を頂きました。ごみゼロ大作戦は例年5月下旬に実施しているわけなんですけれども、その当時、コロナ禍の中で、はやっている中で、100人以上のイベントについてはできるだけ自粛をとという話があったように思っております。そうした中で、大体100人をこのイベントは超えていまして、日野町が実施主体ではございますけれども、関係団体、例えばエコライフ推進協議会とか、そうした関係団体と協議する中で、中止の決定をさせていただいたということです。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 再々質問は2点に絞らせていただきます。

まず、避難所運営のことについて、もう少し突っ込んで聞きたいと思ひます。今回、9月に発生した台風10号で九州地方の避難状況が、コロナ禍で対応されていたこと、報道ニュースで出ていましたが、避難所へ行ってもコロナ禍対応で定員がいっぱいで、ほかの避難所に行って下さいということが報道で言われていました。先ほど、そこまで想定していないと、今回はという話がありましたけれども、従来よりも避難定員が少なくなっていることが九州での要因で、ほかの避難所との連携はもとより、ホテルへ避難するなど、新たな避難場所の確保などが挙げられていました。この点のところ、いかがお考えなのか、もう少し詳しくお考えを教えてください。

もう1点は、6点目の発熱外来対応ユニットの運用についての件です。今も答弁の中に、その施設は問診をしていく施設にしていくんやという話をお伺いさせていただきました。これからインフルエンザの流行時期にも入ります。先日、新聞を見ていると、厚生労働省からも今月、10月中に、新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えて、発熱症状のある患者はまず身近な医療機関やかかりつけ医に直接電話で相談して、検査や医療ができる医療機関を紹介してもらおうという方法にどうも変更する流れを取っているという新聞記事が出ていました。だから、私が確認したいのは、今の近隣の医療機関と、新しく設置した発熱外来対応ユニットとの位置づけを明確にする必要があるのではないかなど。要は、住民さんが、自分が熱を出したら混乱するのではないかなどということを心配してしまっていて、住民さんが発熱したら、まずどこに連絡してどう対応していくのかというのを、今の発熱外来対応ユニットでの問診、先生方が問診していただくと思うんですけども、そういう連絡など、住民の方々に周知していく必要があると思いますが、その点、どのような流れになるのかというのをお考えなのか、お考えであればお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 山本議員より、九州の豪雨を例に再度ご質問いただきました。ニュース等で流れておりましたように、コロナの感染症予防を重視すると、避難所の定員が非常に少なくなるということで、九州でも他避難所へ誘導されていた、またバスで移動されたというようなニュースになっていたところでございます。町のほうも当然、同じ考えで動かないといけないというふうに認識をしております。今のところ、各避難者さんがパーテーションなんかの区切りの中で避難されるという、一定の通路も含めまして間隔を取った中で、収容人数に当然、入り切れない方は、他の避難所へ移っていただくというのが、こちらが開けまして、そちらへ移動していただくという案内をさせていただくこととなります。

また、事前の対策といたしまして、各個人さんではそういったことも当然、起こり得るわけでございますので、まずは自分のおうちのほうがどんな状態であるかというのを、まず認識していただくことが大事であるわけでございます。大雨のときには、私の家は危険区域であるので必ず避難せなあかん、また、避難しなくても自宅の安全な部屋、また2階へ移っていれば大丈夫とか、親戚の方のおうちに身を寄せたので大丈夫とかいったことを、日頃から確認していただいくというの、まずお願いしたいという点でございます。そういった中で、町のほうの対応を進めていくということで、よろしく申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 再質問いただきました日野町の診療ユニットの具体的

な使用の方法であるとか、今後想定される検査の方向性についてのご質問を頂きました。

先ほど来、参事のほうからも答弁申し上げましたとおり、町の診療ユニットにつきましては、地域の医療を守るということが大前提でございまして、おっしゃいましたとおり問診が基本になるということでございます。要するに、熱のある患者さんがかかりつけのお医者様にお電話なりされるという中で、患者さんが第一義に行動されるというのは、本来はかかりつけ医のところに訪問されると、受診されるということが基本ですけれども、そうしますと、先ほど来から申し上げておりますとおり、院内感染のおそれがあるということでありますので、第一義、電話はかかりつけ医の方が処理していただいた中で、今のところ考えておりますのは、かかりつけ医の方から町のほうに連絡を頂きまして、予約を取っていただいた中で診療を開始したいということを考えております。

ただ、今のところ、先生方の日程であるとか、いつの時間帯からどんなスキームで患者さんを診ていくのかというところの細かなところは詰まっておりますので、それは参事が申し上げたとおりでございます。

それと、もう1点、外来診療と検査体制の見直しについて報道があったよということでございます。県のほうからもその方向性についての通知が9月11日、金曜日にあったところでございます。大きな流れとしましては、今後、インフルエンザの流行時期とコロナの対策が重なると、どうしても行政含めて医療機関がパニックに陥るおそれがあるということから、今現在行っている保健所の対応であるとか、発熱者を対応する医療機関、そして相談センター、これらの機能を特化していきたいというのが県の狙いでございます。したがって、保健所であるとか医療機関が今、受け持っておられる業務について、なるべく、例えばクラスターが発生したであるとか重症患者がいるということ、特化した中で対応していく。特化されない部分についての受皿を、地域の医療で受皿として担ってほしいというのが、大きい中での通知でございます。ただ、この点に関しては、地域の医療といいましても、それぞれの医療機関の事情もございまして、先生方の動きもございまして、こちら辺は行政と医療機関がともに話し合いを進める中で、これも保健所も含めてなんですけれども、協議をさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** まだまだコロナ禍においては、先ほど言いましたけれども気を緩めることなく、各施策の執行率を上げていただきたく、また生活困窮世帯など、まだまだ支援が必要な方には早め早めの支援を進め、誰一人取り残さない、安心できる暮らしの実現に向けて、惜しまず努力をお願いしたいと思います。

発熱外来対応ユニットの運用については、今もお話を聞かせていただきましたの

で、地元医療機関とも十分と連携して進めて、決定した際には分かりやすく説明できるような体制づくりをよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、3件目、公共施設の長寿命化対策の進捗についての質問をしていきます。

昨年、公共施設の長寿命化対策として、インフラ資産の橋梁から修繕工事が実施されていることを伺いましたが、学校教育施設や子育て支援施設、文化系施設、スポーツ・公園施設などの公共建築物の長寿命化対策、長寿命化策定計画も同時に進んでいるものと思います。建築30年以上経過してきている施設は、昭和時代の建築物が多いこともあって、年を追うごとに増え続けているのが現状です。また、長寿命化の実施方針として、事後保全から安全性を高めた予防保全を進めていくこと、更新費用の平準化を考慮して進めていくことが求められています。町全体の評価結果と施設の重要性を見極め、優先順位づけを行い、早くから取り組んでいくことが望まれます。そこで、長寿命化策定業務の進捗のほか、以下の項目についてお聞きします。

1点目、長寿命化策定計画に織り込まれる施設対象はどの範囲なのか。

2点目、公共建築物の長寿命化点検による診断、評価結果は、どこまで進捗しているのか。

3点目、評価結果に基づき、既に修繕計画を策定された建築物があるのか。

4点目、修繕計画を進めるにあたっての予算の確保はどのようにされるのか。

5点目、大谷公園プールは使用禁止のまま放置となっているが、どのようにしていく予定なのか。今後の方針を検討されたのか。

6点目、長寿命化修繕計画に入らない小規模な修理改善の実施はどのような仕組みで進められているのか。

以上、お伺ひします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 公共施設の長寿命化の推進についてご質問を頂きました。

公共施設の長寿命化に向けた個別の施設でございますが、全体計画の公共施設等総合管理計画において、おおむね築30年未満の施設を目安とした学校教育系施設や子育て支援施設および公園等の公共建築物と、道路、橋梁および上水道・下水道施設のインフラ資産など、施設類型ごとに分類をしております。

次に、公共建築物の個別施設計画の策定による診断評価結果につきましては、これまで平成24年度に町営住宅、令和元年度に町民会館わたむきホール虹、小・中学校および大谷公園等の都市公園施設を完了しています。今年度につきましては、図書館および各公民館の長寿命化計画を行っているところです。

次に、評価結果により施設修繕の実施計画を策定した建築物につきましては、町営住宅、町民会館わたむきホール虹、小・中学校および大谷公園等の都市公園施設

でございます。

次に、修繕計画の予算の確保につきましては、国庫補助金や交付税算入のある地方債など有利な起債の確保に努めます。また併せて公共施設等の更新等に必要となる経費の平準化を図るため、各施設の評価の結果や実施計画の精査を行い、緊急性や財源の確保、財政状況等を見極めて、優先順位を定めていきます。

次に、大谷公園プールでございますが、都市公園長寿命化計画での健全度調査の結果、プール上屋部の鉄骨の劣化が著しく、現施設を原形で活用することは困難であると判断をしております。現段階では方針は決定しておりませんが、公園施設の運営や住民ニーズを踏まえるとともに、国庫補助など財政確保も含めて方針の検討を進めたいと考えております。

最後に、小規模な修理改善についてですが、大規模改造などの時期に合わせることを基本とし、評価結果による劣化状況に応じた修繕のサイクルを見込んでおります。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** それでは、3点目、4点目の長寿命化修繕計画と予算確保との関連についてが1つ質問として、5点目の大谷公園プールの件が1つ、6点目の小規模な修理改善について、以上3つの再質問をさせていただきます。

まず、長寿命化修繕計画と予算の確保の関連についてですが、返答から、修繕計画を策定された建築物があるのが分かりました。わたむきホール虹は、令和2年度に外壁タイルの剥落工事に関わる設計費用に750万円、今回充てられていることを9月の補正予算で知りました。安全面から緊急性が高いことで進められるものだと思います。しかしながら、各施設はたくさんございます。各施設の長寿命化を図ろうとすると、膨大な経費の平準化を見ていくのと、評価結果と実施計画の精査、緊急性や財源の確保、財政状況を見極めなければならないということをおっしゃっていただきました。相当の労力をここに要するのではないかなと思います。

これから修繕していくとなると、本当の修繕が始まるのは大体何年先になんねやということが、何か全然見えてこないというふうに思いますので、その点、いつ頃から始まっていくことになるのかということをおおよそで結構でございますので、お聞かせ願いたいと思います。

次に、大谷公園プールをどうしていくかについては、私が令和元年9月議会で、住民意識調査結果から、スポーツ施設への不満を多く寄せられていることを踏まえて、指摘させていただきました。後で中西議員からも同じ質問をされていますが、健康や青少年育成のために利活用をそのとき考えていくべきやと、スポーツ団体などからも声を聞き入れて検討すべきだというご提言をさせていただきましたが、今回の返答でも、方針の検討を進めたいと考えているとのこと。これら1年の経過



は、何かアクションは取られたのか、お聞かせ願いたいと思います。

6点目の長寿命化修繕計画に入らない小規模な修理改善の実施の件で、各施設管理者から毎年、劣化状況やとか緊急度、安全性を含めた緊急度も含めて、それらを見極めて、修理改善の予算要求というものは毎年、何月に総務課に上がってきたとかいうような仕組みとかルールがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 山本議員より再質問を頂きました。

各施設の修繕をしていくと相当、数多くの施設と修繕費用がかかってくるということでございますけれども、まだ全ての施設が、個別の計画が出そろっていないわけですが、まず、スケジュール的なことを決める前に、大きなところが財源の問題がございます。先ほど町長の話の中でも、交付税算入になる有利な地方債というふうな話がありましたように、1つは緊急防災減災事業債というのがございます。これが実は国のほうで期限が決められておまして、令和2年の事業にかからないと、かかれば繰越しもいけるんですけれども、令和2年で終わりということになっております。もう1つ、公共施設等適正管理推進事業というのがございまして、これも令和3年で終わりというふうに国が終期設定されています。有利な起債を活用しないとなかなか単独ではやっていけないというのがございますので、この期限に沿った形で、個別の今、計画が出た中を見まして、劣化度が著しい部分で対応していかなあかんというところがございます。併せまして、国の補助金については、その都度適正な、国のほうからの情報を得て獲得していくという対応でございます。

そういった中で、現在、わたむきホールの大ホールのつり天井が緊急防災減災事業債で、避難所でありますので、活用した中で、一定、今、設計を済ませ、工事に入っていこうかというようなところがございます。続いて壁面ですけれども、ここはまた、もう一方の公共施設等適正管理推進事業によります起債を借りていこうかというふうなことで、つり天井に続いて壁面の工事に入っていないといけないのかなというふうな思いでございます。

もう一方で、大谷公園でございますけれども、これにつきましては国スポがございまして、その補助金を、スケジュールが若干、日程がまだはっきりしないところがございまして、その補助金の活用、それから社会資本整備総合交付金、国の補助金というのを活用しようかというところで、改修時期をそれに合わせながら、国スポに合わせながら対応していこうかというものでございます。

小中学校でございますが、今の個別施設計画の中で、今のところ劣化度が著しいという意味で必佐小学校が今、挙がっているところがございます。これについては、国の補助金を活用する、それから先ほどの公共施設等適正管理推進事業債を活用するというところで、実施時期はまだ明確ではございませんけれども、続けて対応が迫

られてくるのかなというふうに、今のところ思っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（望主昭久君）** 個別の小さな修理ということで、その辺のことについて学校教育課のほうで、小学校5校、中学校1校ということで施設のほう、ございますので、お答えをさせていただきたいと思えます。長寿命化のことにつきましては総務課長のほうが申しましたので、全体的なことを町として考えていく中で進めていかなあかんということでございます。各小学校・中学校におきましては、年に2回、各施設のほうを訪問しながら、そこで優先順位もそれぞれに協議をしながら詰めさせていただいています。通常、4月、5月頃に1回行かせていただいて、2回目を予算編成、新年度予算の始まる前に、各小学校のほうに聞き合わせをしながら、新年度に反映するような予算立てを工夫しているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 大谷公園プールの今後の方針を検討されたかということで再質問を頂きました。この施設につきましては、昨年度の長寿命化策定計画の中で行いました健全度調査の結果、このまま修繕しても使える状態でないということで結果が出ましたので、基本的にはもう、解体をするということを前提としております。ただ先ほどから出ておりますように、国庫補助金等の関係がございまして、危ないのを先に解体してしまっ、次、何しようと言っているのではなかなか、その対象にならへんということで、まず解体するまでに次の方針を決めなあかんということで、今現在、あのような形で残っているということになっております。

基本的にどうしていくかということにつきましては、再度プールを建設するということも含めて検討はしておりますが、なかなか、そうなりますとどういう形にするのか、例えば温水プールにするのか、上屋をかけて屋内プールにするのかも含めて、いろいろなことで事業費の関係もございまして、プール1本に絞っているというわけではございません。ほかにどのような施設にするかについても、いろいろなところからいろいろなお話は聞いておりますが、基本的にはまだ決定しかねているというふうな状況でございます。

いずれにしても、先ほどから出ていますように国スポの関係で野球場の整備を先行してやりたいということもございしますので、いわゆるプールの方針決定については、今後も公園の運営や住民のニーズの把握をすることと同時に、検討のほう、進めていきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 長寿命化修繕計画は、思っている以上に大変な事業規模になると思えました。先送りすることなく進んでいるなというのも今、ご答弁いただいた中で感じました。大谷公園プールについても、そういう形で今、進められていくこ

とを確認させていただきました。放置はよくありませんので、いろいろなところから要望やとか意見を取り入れて、このようにしたら利用しやすくなりますよといった声が生まれてくれば、より使い勝手のいい生きた施設になるかなと思いますので、一步一步進めていただきたいと思います。

最後に、4件目の質問に移らせていただきます。4件目は新町政による空き家対策、移住促進についての質問です。

8月20日に開催されました西大路地区行政懇談会においても、人口減少緩和対策として空き家の利活用の話が出ました。西大路の西明寺地区では、字内の空き家情報の共有や登録制度の推進、さらには移住者のニーズに合った受入れにも柔軟かつ積極的に取り組まれている事例を紹介していただきました。非常に喜ばしいことだと思いました。日野町全地区の空き家の件数は、令和2年度には557件に上り、増え続けているものの、空き家情報登録制度、空き家バンクへの登録物件は、8月20日現在14件と、依然少ない状況が続いています。西明寺地区のように、地域で推し進めることと同時に、空き家対策を拒む物の処分、不用品の撤去やとか仏壇の処分などに対して支援していくことが必要不可欠ではないかと考えています。このことは、令和元年9月議会に、一般質問においても私のほうから提言しており、既に取り組んでいる市町もごさいます。家主の方々の負担を少しでも軽減させていくことが重要であり、空き家リフォーム事業補助制度が必要だと考えますが、町の見解をお聞かせください。

そして、堀江新町長の選挙運動用ビラに、若い世代のUターンを目的としたリフォーム補助制度を新設と記載されていますが、どのような制度を考えておられるのか、お聞かせください。また令和2年6月4日に、過疎地で安定した雇用の増加を目指す新法、特定地域づくり事業推進法が施行されています。この新法の狙いは、地域人口の急減に対処していくために、若者が都市部に流出していくのを防ぐとともに移住者を増やすことを目的としています。日野町はこの新法の概要調査および導入検討はなされたのか、お伺いします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 空き家対策と移住促進についてご質問を頂きました。

日野町の空き家空き地情報登録制度を活用し、これまでに日野町に移住して下さった方は61件、150人となっています。一方、議員ご指摘のとおり、制度への空き家の登録件数は10件から15件で推移をしております。町では昨年度末に空き家等対策推進協議会を設置し、町が取り組むべき空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための指針となる日野町空き家等対策計画を本年度中に策定する予定をしております。また、空き家リフォーム助成制度につきましては、空き家を活用し、日野町へ移住を検討していただく機会になると考えられることから、国や

県の補助を活用し、制度整備について研究をしてみたいと考えております。

また、若い世代のUターンを目的としたリフォーム補助制度につきましては、子育ての応援や、親との同居のためのリフォームなどに支援を上積みする形をイメージしております。実施時期、財源確保などを含め、今後検討してみたいと考えております。

特定地域づくり事業推進法につきましては、地域人口の急減に直面している地域において、事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保と活躍を推進するものと認識しております。法に基づく過疎地域の範囲について、町内でも急激に人口減少が進む地域もあるため、県に確認をいたしました。当該する地域の単位として市町村単位となっており、日野町としては該当しないと確認しております。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 今、ご答弁いただき、昨年度末に空き家等対策推進協議会の設置をされ、日野町空き家等対策計画を今年度中に策定すると返答いただきました。空き家リフォーム助成制度についても研究をしていくと、前向きな発言と受け止めさせていただきました。

そこで、空き家等対策推進協議会の構成組織やとか、現在までの実施状況がどうなのか教えていただきたいと思います。また、堀江町長が公約として出された若い世代のUターンを目的としたリフォーム補助制度で、なぜ今回、若い世代をクローズアップされているのでしょうか。中高年や定年になってからも、ちょうどよい田舎、日野町に帰りたいわと言う方も、コロナ禍によって増えてきているのではと思うのですが、その点、いかがお考えでしょうか。

特定地域事業推進法については確認していただいたということなので、日野町は該当していないということが分かりました。

ということで、空き家等対策推進協議会の件と、なぜ若い世代だけを対象としていこうと考えられたのか、この2点の再質問をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 空き家等対策推進協議会等について再質問いただきました。この対策推進協議会でございますが、今まで庁舎の中というか、職員で構成しておりました会があったんですけども、それではあかんやろうということで、大学の教授や、それから住民代表として区長会長さん、それから建築士さん、不動産の関係、それから日野町の商工会のほうからということで、基本的には専門的な方ならびに町の住民代表ということで、区長会長さんならびに民生委員の代表の方にも入ってもらってつくった会議でございます。現在まで2回の会議を行いまして、今申しました日野町空き家等対策計画の内容について、今、検討しているところでございます。これにつきましては、空き家があるのを今後どうしていくかというこ

とで、使える空き家、危険な空き家、それぞれあるんですけども、管理者、それから地域の住民ならびに取り巻く自治会等、それぞれの役割をどうしていくかということと、それから、利活用できる空き家についてはこれからどうしていこう、危険となった空き家はどうしていこうということ、補助の制度も含めて今後、進めていくというような指針を今、つくっているところでございます。

現在、空き家が約580戸ほどあるんですけども、そのうちの7割は再利用が可能な住宅ということで調査の結果も出ておりますので、その辺も含めて利活用にも目を向けながら、危険な空き家を解体するだけでなく、そっちのほうも一緒に指針としてまとめていきたいというふうに思います。補助等の詳細につきましては、この指針に基づいて、新たにまた制度化をしていかならんかなというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 再質問のほうで、リフォーム補助制度につきまして、選挙公約の部分で若い人のUターンというふうに限定した表現であったということですが、こちらにつきましては、山本議員おっしゃるとおり、もちろん若い方だけに限定しているわけでは当然、ございませんし、そういうふうに言ってもいられない状況であるということも一方で事実でございます。まだ、この制度設計につきましては、これから、しっかりと練っていくべき部分であると思っておりますので、頂いたご意見をしっかりと参考とさせていただいて、どういうふうに年齢の部分をやっていくかと、その中でも、若い人に特に来ていただきたいんやったら、どういう、例えば差をつけていくとか、PRの仕方を変えてみるとかいった部分も含めて、しっかり検討すべき部分であると、議員おっしゃるとおりだと思っておりますので、大いに参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

**議長（杉浦和人君）** 山本秀喜君。

**2番（山本秀喜君）** 非常に建設的なご回答を頂きましたので、再々質問する必要がなくなったと思っております。若い方ではなくて日野町に移住される方、全ての方を対象にすべきだと。これが年齢に左右されない公平な施策だというふうにも思うし、建設計画課長からも、今の推進協議会での推進状況のほうも前に大きく前進しているなというので、次年度からでも取り組んでいけそうかなというふうに思いましたので、これもいち早く進めることが非常に大事だと思います。

空き家は放置すれば崩落してしまっ、住めることには到底ならず、安全問題やとか周辺環境問題にも発展しているのが現状でございます。私の近所でも、そのような実情がうかがえてきています。これも待ったなしの状態ですので、地域と一緒に、いち早く取り組まれることをお願いしまして、質問を終わりにします。

以上、長々質問させていただきましたけれども、以上で終わります。どうもあり

がとうございました。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩をいたします。再開は13時から再開いたします。

—休憩 1 1時21分—

—再開 1 3時00分—

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

11番、齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 通告書に基づきまして、2項目について質問いたします。

はじめに、日野町の財源確保について一問一答で質問いたします。

地方自治体の財政は、国の定める地方財政計画によって大枠が決定されます。全国町村会や全国町村議会議長会など地方6団体は、国の予算編成に合わせて、地方税と地方交付税など一般財源総額の増額などを求めており、これこそが地方財政の充実確保の最優先事項であると考えます。

堀江町長は、先の町長選挙のときのチラシの中で、日野町の財政状況は厳しいと指摘されています。その理由として、そもそも財政計画がない、財政確保の努力が足りない、国・県との連携が足りないとされています。堀江町長が公約等で掲げておられる財源確保についての考えと財政運営の取組姿勢について質問をいたします。

町長にお聞きいたします。1つ目に、地方自治体の財政は、国の定める地方財政計画によって大枠が決定されるものでありますが、なぜそのことに触れないのか伺います。

**議長（杉浦和人君）** 11番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 地方自治体財政についてご質問を頂きました。

地方財政計画につきましては、国の当初予算編成とともに全国の地方団体の財政の大枠が決定されており、当然、当町もその枠組みの中に含まれております。一方で、地方財政計画はあくまで客観的に推計される通常の水準における地方団体の収支の全国的な合計であり、個別の地方団体の収支見通しまでを推計したものではございません。また、地方財政計画において確保される一般財源の総額は、前年度を下回らない程度の水準の額の増加にとどまっており、町独自の施策をさらに前進させるには、さらにその充実が求められるところでございます。このことから、町財政の運営におきましては、地方財政計画の枠組みを一定の指針とすることは非常に大切なことではございますが、加えて当町の財政状況を足元から見据え、努力をしていくことが重要であると考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 当然、実質財源を確保するために努力していくことは重要であ

りますが、民生関係の経費の増加に応じた地方財政計画の一般財源総額の増額が不十分であり、その結果、自由に使える裁量的経費が少ないことで財政状況が厳しい要因になっていると考えます。これは、ほぼ全ての自治体に共通する課題であり、国に対して地方財政計画の一般財源総額の増額を求めていくべきであります。

町長にお伺いしますが、地方財政充実のため、国に対して地方税と地方交付税などの一般財源総額の増額を求めるお考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 国に対してそもそもの地方税や交付税の大枠をアップさせるべきであると、もう、まさにおっしゃるとおりでございます。日野町はもちろんですけれども、日本全国、厳しい財政状況の中で運営をしているということはもう、紛れもない事実でございますので、機会があれば、先日も日野町単独での要望活動もさせていただいたところでございますが、町村会やそのほかの6団体も含めて、やはりその声はしっかり上げていくべきものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** この9月議会に、全国町村議会議長会より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対して、地方税財源の確保を求める意見書の提出の依頼がされています。新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いています。この中で、地方税、地方交付税の大幅な減少により、今後の地方税制はかつてない厳しい状況になることが予想されています。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。滋賀県の町村会においても、同じように地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保充実を強く国に求めていただきたいと思います。

次に、2つ目に総務課長にお聞きをいたします。堀江町長は先の町長選挙のときのチラシの中で、日野町の財政状況が厳しいと指摘をされておりまして、その理由として、そもそも財政計画がない、財政確保の努力が足りない、国・県との連携が足りないとされております。その理由を確認させていただきたいということで、質問をいたします。

日野町には、そもそも財政計画がないと言われておりますが、本当はないのか、財政計画を立てることにより厳しい財政をクリアすることができるのか、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 日野町の中長期財政計画につきましては、第5次日野町総合計画の策定に合わせて作成をしたという経過がございます。ただ、それは公開は

行っていないというところでございます。また、財政計画における推計数値につきましては、その時点ごとの社会情勢の変化に左右されまして、変動要素が非常に多いことから、将来の財政運営の一定の指針となり得るものの、各年度の予算編成を拘束しましたり、個別事業の実施を約束し、その内容を問うことまでは困難なものと考えております。こういったことから、厳しい財政をクリアするには、最少の経費で最大の成果を生み出せるよう、事業実施における工夫やふるさと納税等による独自財源の確保など、継続した努力が必要であると考えているところでございます。

財政計画につきましては、第6次日野町総合計画の策定期間に合わせまして、作成することを現在考えているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 引き続き総務課長にお聞きいたしますけど、日野町の財政計画は公表されていないが、第5次日野町総合計画策定に合わせて策定しているということは、財政計画はあるということでしょうか。そして、堀江町長の認識ではないと言われていますが、あるということでしょうか。

今後の財政計画については、第6次日野町総合計画の策定に合わせて策定されることは大変重要なことでもありますし、必要であると思います。財政計画があれば、厳しい財政をクリアすることができるということではなく、総務課長が言われるように、財政をクリアするには、最少の経費で最大の成果を生み出せるよう工夫することや、自主財源の確保などの継続した努力が必要であるというふうに考えますが、そういう認識をされているということでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 財政計画につきましては、第5次の総合計画のときに策定はさせていただいたというところでございます。ただ、その時点で作ったものがございます。年度年度の更新まではできていないというのが現状でございます。最終、終盤に来ているところで、その更新されたものがあるかということ、今の時点では新しいものはないというふうにご認識いただけたらと思います。そういった面で、これまでは全体の日野町の財政の状況を見ながら独自財源を確保するという意味で、これまで経費の節減とかいった部分で、将来的な事業等を見据えながら対応してきたというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 分かりました。財源の確保については、財源確保の努力が足りないとも指摘され、その財源を確保するためにふるさと納税を積極的に取り組むとされております。ふるさと納税については後でお聞きしたいというふうに思いますが、財源確保のために、ふるさと納税以外の何を想定されているのか、町長にお伺いをします。そして、また、国・県との連携が足りないとも言われていますが、日



野町では内池必佐バイパス、さらには県道西明寺安部居線の着工、そして、町道西大路鎌掛線の改良工事などの事業が着実に進んでいると思います。国・県との連携が足りないと言われる根拠は何か、町長にお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、まず1点目でございますが、ふるさと納税以外の財源確保策ということでございますが、様々あるかと思えますけれども、私がこの選挙も含めて申し上げておりましたのは、まず、ふるさと納税制度をしっかりと積極的に用いて財源確保していこうと。その理由といいますのは、ふるさと納税制度で得られる寄附金というのは基準財政収入額に算入をされませんので、つまり寄附金そのものが増えることによって交付税、国から入ってくる交付税が削減されることはない、唯一、唯一なのは分からないですけど、非常に意味のある財源でございます。例えば、そのほかの部分で、法人、企業誘致をすることによりまして、それで法人税、法人住民税や固定資産税を上げたとしても、それは基準財政収入額に算定をされるわけですよ。ですので、その財源アップの効果というか、段違いにふるさと納税は違うというわけでございます。ですので、非常に効果的であるということで、ほかの自治体も非常に熱心にされていられているという背景があります。もちろん一定のルールの中でやるべきことはもう、当然な話でございますので、そのルールの中で、まず、ふるさと納税制度の積極活用ということで、財源確保に取り組んでいきたいというのが1点目のお答えでございます。

2点目の国と県との連携という部分につきましては、もう議員おっしゃるとおり、かねてから県道等で連携をしてきております。もう、それは紛れもない事実で、全く連携がないということは一切、お伝えするつもりはございません。もっと努力できる部分があるのではないかと。先日も日野町で、町道の要望活動に東京のほうに寄せていただいたんですけども、伺いますと、平成27年以来だというお答えを国のほうからいただきました。やはり相手さんも人間でございます。全くそういう要望がないよりは、要望があるほうが実は違うんですというお話もあったところでございますので、その辺りもきっちり、国や県と連携して要望活動をやっていきたいという思いで述べさせていただいたところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 分かりました。ふるさと納税の実態は納税ではなく、あくまで自治体への寄附でありますので、日野町の財源確保を、ふるさと納税に重きを置いて頼るべきではないというふうに私は考えます。安定した財源確保に努めていただきたいというふうに思います。そして、国・県との連携については、これまでも連携をされているということで認識をしていただいているというふうに承りました。

それでは、次に、総務課長に続いてお伺いしたいんですけど、堀江町長は、日野

町の財政は実質単年度収支の赤字、将来負担比率県下ワースト4位、資産老朽化比率ワースト1位と、殊さら財政危機を指摘されていますが、実質単年度収支の赤字、将来負担比率、資産老朽化比率の高い理由は何か。国の健全化判断基準と比べ問題があるのかどうか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 財政の健全化判断等についてでございますけれども、まず実質単年度収支の状況につきましては、令和元年度および平成30年度決算は黒字でございます。平成29年度は赤字となっております。その理由といたしましては、令和元年度および平成30年度は町税収入が好調でございましたけれども、一方で、平成29年度は町税収入が落ち込み、同時に普通地方交付税が減じたことが原因というものでございます。また、将来負担比率におきましては、その比率を高める要素として、実質的に将来の負担となる債務の増や、抑制する要素として各種基金の拡充等がございますけど、当町の将来負担比率が県内他町と比較して高い理由は、積立金現在高比率が低いことが大きな要因の1つとなっております。

次に、資産老朽化比率でございますけれども、地方公会計における有形固定資産減価償却率であり、資産の償却が進むほど数値は上昇するということとなります。当町の減価償却累計額は、町道や小学校の占める割合が大きくございまして、比率を高めている要因となっているところでございます。また、健全化判断比率におきましては、当町は、早期健全化基準、財政再生基準に該当する比率ではございませんで、直ちに財政悪化が切迫した状態を示すものではありませんけれども、今後の町債の発行抑制や各種基金の積み増しなどにより、引き続き健全な財政運営を行っていく必要があるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 斎藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 日野町の財政運営は、これまで財政力に合った健全な財政運営をされてきたというふうには認識しています。実質単年度収支は、当該年度の歳出を抑制すれば黒字になるものであり、歳出の状況にも左右されます。歳入が予算見込みより確保されるか、されないかで左右することから、実質単年度収支の数字だけで評価比較できるものではないというふうに考えますが、どうでしょうか。

次に、将来負担比率についてでありますけど、前年度決算では4.2ポイント減の62.6パーセントとなりましたが、早期健全化基準は350パーセントということになっており、62.6パーセントは低いとは考えています。問題ないと思いますが、どうでしょうか。

そして、資産老朽化比率についてでありますけど、これまでの1町6村を大切にしてきたからこそ、学校、公民館等の公共施設が結果としてこうなったのではないかとこのように考えます。今年度も、公民館、学校、道路、水道施設等の公共施設の

長寿命化計画が策定され、国の長寿命化計画策定による補助制度ができたタイミングに合わせて、これから公共施設の老朽化対策事業を計画されているところであると認識をしています。今後、長寿命化計画における施設管理の財政計画はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 3点ほどご質問いただきました。議員おっしゃるとおり、当年の収入、また施設によって左右されるということもございますし、繰越事業が、翌年に繰り越す事業も大きい年ですとまた変化も出てくるということで、その年に取り組みます事業の内容によって変わってくるということもございます。よろしくお願ひしたいと思います。

将来負担比率につきましては、現在が、今回示させていただいたのが62.6パーセントということで、早期健全化基準からすれば相当低い値であるということもございます。これにつきましては、数字的にはそういった状況でありますけれども、実際、今後、非常に左右されてくる部分については、例えば当町でございますと、これから長寿命化に対して起債等、借り入れながら修繕等、大きく膨らんでくるという部分がございますし、組合関係でいいますと、中部清掃組合が焼却炉の更新がまたいずれ来る時期が来ると。もう一方で、東近江行政組合の消防関係も更新の時期が来るとということで、非常に将来的にはどこの町もそうですし、外部の組合のほうもそういった時期がやってきますので、将来負担比率はいずれまた下がったり上がったりとしてくる。ただ、基準からは大きく離れているということをご理解いただきたいと思ひます。

老朽化の比率でございます。これまでたくさんの施設を抱えてきたというのは事実のとおりでございます。ただ、日野町は大きな町でございますので、道路でいいますと細かく町内を巡っているというところで、道路においては非常に資産が多いというのはもう、現実でございます。そこは他市町さんとは状況がまた違うということで、道路要望も当然多いわけでございますし、これまで必要な道路は新設してきたという部分もありますので、当然、資産としては大きくなってきて、古い施設も抱えているということをご理解いただけたらと思ひます。今後、資産の長寿命化に併せまして若返りをするることによって、老朽化比率は、償却率、変わってくる部分もございますけれども、なかなかそこは、一気に変化は難しいというふうにご認識しております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 資産老朽化比率の施設管理については、日野町の特長である公共施設を長寿命化計画の中で生かしていただきたいというふうにご思ひますし、財政状況に合わせて順次、施設整備をしていただきたいというふうにご思ひます。

次に、住民負担（税負担）の前に行政が最大限の努力をしますと言われていますが、税金は法律によって決められており、どういうことか、町長にお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 4番目のご質問を頂きました。住民負担（税負担）の前に行政が最大限の努力をしますという、ある意味当然なことをお伝えしたことについて、ご質問いただきました。

個人住民税の場合、ご存じのとおり税率は全国一律でございますので、同じ所得の場合は地域に関係なく同じ個人住民税を払うということになっております。しかし、全国の自治体の中には、厳しい財政状況から超過課税をせざるを得ない場合ということもございますので、その財政状況によってそれは変わり得るものであるということもございます。このようなことが生じないため、ふるさと納税制度の取組や企業誘致を行い税収を確保することと、町財政の見通しを公表した上で、住民の皆さんにご負担をするべきことが今後出るということがあれば、丁寧に町の現状をお伝えして、お願いをしなければいけないという意味で申し上げたものでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 住民の皆さんにご負担をお願いするというのが来たらばということでもありますが、そういう答弁であります。個人住民税について超過課税の課税自主権があるとはいうものの、住民負担に頼るものではないというふうに考えますが、日野町は超過課税をするというような財政状況なのか。そして財源不足が生じた場合に、住民に個人住民税の超過課税の負担を求めようとしているのかどうか、お伺いをいたします。

**総務課長（藤澤 隆君）** 現在、議員おっしゃるような財政状況で超過課税というような考えは全くございませんし、今後、将来におきましても、それはもう、そういう事態にならないような運営をしてまいるとするのが当然でございますので、当然そういった運営をしていくという考えでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 分かりました。

次に、税の公平化に努めると、赤ちゃんからお年寄りまで税が広く公平に行き渡るようにしますと言われておりますが、どのような問題意識なのか、どのような観点で対応しようとしているのか、町長にお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 税の公平化という部分についてご質問を頂きました。少子高齢化が加速する中で、限りある税収を、赤ちゃんからご高齢の皆様、また様々な立場

の皆様幅広く公平に行き渡るよう、公平な行政を執行していきたいという思いでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 赤ちゃんには赤ちゃんへの施策、そしてお年寄りにはお年寄りの施策があるように思いますし、それぞれ必要な施策がある中で、税が広く公平に行き渡るといえるのはどういう概念なのか、改めて町長にお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 今、申し上げましたように、日野町ではそうだと思うかもしれませんが、いわゆる、一時シルバー民主主義という言葉があったと思います。つまり、選挙に投票率が高い高齢者の方々が多く行かれるので、どうしても、例えば国の施策が高齢者の方に寄ったものになっているんじゃないかという議論が巻き起こった時期があったと思います。それはやはり、そういうべきでないというふうな、私はそもそもそういうふうに思っておりますので、あらゆる世代にしっかりとした施策が講じられるべきものであると考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 言われるように、当然あらゆる、それぞれの対応での税の施策をしていただくということとされるというふうに思います。その辺、きちっとそういうような対応をしていただきたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

次に、ふるさと納税を積極的に活用しますと言われていますが、ふるさと納税への基本的なお考えを町長にお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ふるさと納税の基本的な考えについてご質問を頂きました。

ご存じのとおり、ふるさと納税制度の趣旨は、地方で生まれ育って都会に出られた方のふるさとへの恩返しをしたいという気持ちを、税制を通してふるさとに貢献する仕組みという部分が発端でございます。そこから自分が応援したいまちを応援できるという部分でございます。ですので、決して返礼品の売り込み競争という部分は、やはりその趣旨から逸脱しているというふうに私自身も考えております。本旨から逸脱したルールなき返礼品の売り込み合戦から、一定、この間の本旨を踏まえて、しっかりとルール化されたことを踏まえて、今後は、今日までの当町での取組とともに、町の特産品や、農産物も含めてですが、中心とした返礼品を活用して、町のPRという部分にも活用していきたいと考えております。そして、さらにそのPRを通して、当町の出身者や今まで応援いただいた方はもちろんですが、今後も当制度で当町を応援してくださる方々も、いわゆる関係人口として、しっかりと継続的につながる仕組みとしても位置づけていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 基本的には、これまでふるさと納税のふるさとに対する感謝の気持ちの原点を大切に、地方自治体間の財源の奪い合いにならないようにすべきという基本路線を町は方針転換する考えなのか、それとも基本的には変わらないということなのか、その辺、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務政策主監。

**総務政策主監（安田尚司君）** 基本的に変わっておりません。社会情勢的に、もともとふるさと納税の趣旨は変わっていません。ただ、周りの今までの合戦、返礼品の合戦というものが、合戦じゃなくて一定のルールに基づいて、それをPRにという方面でしっかりとルール化してやりましょうという部分については、私たちの町も、その一定のルールに基づいてやっていこうじゃないかと。ただ、その趣旨はしっかりと押さえながらやっていくんだということには変わりございません。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 分かりました。その辺の趣旨をきちっと、今、言われるように押さえた状態をまず踏まえていただきたいというふうに思います。

さらに聞かせていただきますけど、ふるさと納税事業における返礼品について、少しお聞かせ願いたいと思います。寄附金の額に対する返礼品の割合はどうするのか。そして寄附金の額によって、返礼品をどのようにするのか。要するに大きい金額の方でも普通3割までと、少なくとも3割ということで、なっております。その辺の割合を、今後、日野町は返礼品、何割ぐらいにしようかなというふうに考えておられるのか。金額の多い場合でも同じように、寄附金に対しての3割と考えておられるのか。これまでのふるさと納税の日野駅のようなときには、大きくても同じような返礼品をされてきたというふうに思うんですけど、その辺、今後はどうのように考えておられるのかをお聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 言われます謝礼品につきましての割合につきましては3割以内とされておりますので、ただ、これは町のほうで3割以内なので、2万円であれば6,000円にして下さいとかいうものではなくて、一定、寄附を頂く中での3割という金額以内での金額を、町のほうで一定、設定をいたします。それに見合う分として、事業者から、この金額であればこういうものを謝礼品として私どもは登録したいという申出を頂いて、それぞれの謝礼品、金額に応じた謝礼品を設定していくということになってまいりますので、町の中では3割以内というところでは募集をかけていくわけですけれども、1万円だから必ずしも、3,000円以内とするだけで3,000円にして下さいということではございませんので、謝礼品としての限度額を設定していくという考え方でございます。

また、高額のご寄附を頂いた方々につきましては、その中でなかなか高額の部分についての謝礼品の登録というのは、恐らくなかなか難しい部分も出てくるかなというふうに思います。そういった場合には、いろいろなものの組合せなども考えながら、対応していくことになっていくかなというふうに思っておりますが、高額寄附を頂いた方についての詳細、細かいところまでは今現在は検討中と、今後、一定の金額の寄附を頂ける幅ぐらいの、一般にご寄附を頂ける幅ぐらいでの、まず謝礼品の設定から始めて、今後のそういった部分を参考にさせていただきながら、高額の部分については随時、対応を考えていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 分かりました。ふるさと納税については、高所得者ほど税控除の優遇が大きくなるなど、大きな問題があり、ふるさと納税頼りでない真の財政確保の在り方を探求されますことを期待しています。

次の項目に移ります。中山間地域等直接支払交付金制度の実施について、一問一答で質問をいたします。

来年度の令和3年度から中山間地域等直接支払交付金制度の実施に向けて、先月の8月17日に、対象13集落への説明会が開催されました。導入により対象となる地域は、地形勾配が20分の1以上の急傾斜地域のみ限定すると説明がありました。制度上は、100分の1以上20分の1未満の緩傾斜地域においても交付金対象地域にできることとなっており、集落地域の対象エリアが拡大されることで、集落農地を一体として管理、保守ができることを期待されています。

説明会の質疑応答の意見では、対象農用地が急傾斜地田んぼの20分の1以上となると対象農地が限定され、集落で取り組むことの理解を得ることが難しい。集落で割れることになる。甲賀市のように50分の1以上まで拡大してもらいたいなど、緩傾斜地を対象エリアに拡大する意見要望が多く集落からありました。

8月25日には下迫区より、中山間地域等直接支払交付金制度における事業対象エリア拡大の再考を求める要望書が、町長に提出されました。農業者の思いは皆同じで、下迫区の要望としてではなく、日野町全体の農業者の求める要望として受け止めてもらうよう、お願いされました。この交付金制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国・県・市町が共同で支援を行う制度であります。世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業の補助金の10アール当たりの単価3,500円に対し、急傾斜地で単価2万1,000円。棚田加算の取組をすると、さらに単価1万円の加算、そして緩傾斜地で単価8,000円と、農村まるごと保全事業に比べて有利な交付金制度となっています。

現在、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続は難しく、農業事業者の高齢化と後継者不足により、耕作放棄地が拡大しています。この制度を活

用し、行政支援のもとで耕作放棄防止、農業や集落の維持保全を図ることが早急に求められています。1日も早い緩傾斜地を対象エリアに拡大されますことを願い、質問をいたします。

1つ目に、来年度は棚田加算の取組対応はしないとされておりますが、来年度より棚田地域振興法に基づき棚田地域の指定をするのなら、棚田地域振興活動加算の取組対応をすべきと考えますが、どうなのかお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 齋藤議員より、棚田地域振興活動加算についてご質問を頂きました。中山間地域等直接支払交付金制度でございますが、これは農業生産活動等を継続するための活動と併せまして、協定農用地を含みます集落全体の将来像、課題、対策等をまとめます集落戦略というものの作成に取り組んでいただくというようなこととなっております。棚田地域振興活動加算につきましては、指定棚田地域内でこの2つの取組を行った上で、さらに認定棚田地域振興活動計画でございます。これは県なり国の認定を受けなくてはならないものなのですが、この認定棚田地域振興活動計画に基づきまして、棚田地域の振興を図る取組を行う場合にのみ加算というものがされるものでございます。

加算を受けますためには、棚田保全に関します定量的な目標、具体的に数値目標を3つ以上、設定を頂く必要がございます。さらには目標を実現していただくという必要がございます。この協定期間内に数量的な目標が達成できない場合については、その期間内、さかのぼって交付金を全額ご返金いただかなければならないというようなものでございまして、取組に至りますまでの計画策定にあたりましてはかなりハードルが高く、十分に活動組織の中でご検討を頂かなくてはならないものであるというふうに認識をしております。

この加算につきましては、3年度からこの交付金制度に取り組みますが、それ以降の中で、取組を希望される組織等がございましたら、取組に向けまして、計画等、協議なりは進めていく必要があるのかなというふうには考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 取組のハードルが高いということですが、どう取り組むかは集落の問題として、来年度から実施すべきというふうに考えますが、どうでしょうか。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 取組のハードルが高いというように申し上げました。具体的にどのような定量的な数字目標を挙げて、目標、計画をつくらなければならないかというようなもので、例えば申し上げますと、この棚田保全に取り組む人数を何人から何人にまで増やすというものであったり、これには棚田の保全というもの、そして棚田の保全を通じて多面にわたる機能の維持発揮とかをすること、そして棚



田を核とした棚田地域の振興というようなことで、大きく目標というものが3つ定められております。その目標に対しまして、今、申しあげました具体的に何人から何人、何パーセント、何ヘクタールにするというようなものの数字的な目標を計上しなくてはならない。計上するにあたって、県であったり国の認定をもらわないと、棚田加算に取り組むまでの計画は認定がもらえないというようなものでございまして、通り一遍に数字を当て込むだけでは、後々の組織としての取組がかなり制約がかかってくるというような思いもございまして、十分な審議や検討が必要であるというような思いの中で、先ほどの答弁をさせていただいたというようなこととさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 分かりました。今、聞いていても、かなり難しそうな感じがしますが、またその辺は、やはり集落の方にも取り組まれるというならば、その指導をしていただきたいというふうに思います。令和4年度からに向けての実施をしたいというふうに考えていただいているということですので、対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、滋賀県下の中山間地域等直接支払交付金制度の取組状況はどうか、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 県内の制度での取組状況でございます。滋賀県のほうで、ホームページで公表されております資料によりますと、県内では、令和元年度でございますが10市町が取組をされておられまして、取組の面積につきましては1,744ヘクタールでの取組がなされているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 回答では、滋賀県下では10市町で取り組んで、されるということですが、各市町の急傾斜と緩傾斜の対象用地の勾配の状況を教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 取組をされていますところの勾配の関係でのご質問でございます。20分の1以上の急傾斜地で取組がほとんどされています中で、緩傾斜についても取組をされております。急傾斜のみの取組地域は大津市、栗東市、湖南市、東近江市となっております。緩傾斜では多くのところが100分の1以上の勾配で対応され、甲賀市については50分の1の緩傾斜の取組をされているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 分かりました。緩傾斜で取組をされているのは6市町あって、その中で甲賀市は50分の1以上ということかと思えますし、こっちでちょっと調べ

たところ、100分の1以上とされているのが長浜市と高島市、米原市、愛荘町、多賀町の5市町が100分の1の勾配の対象エリアとして取組をされているということでもあります。要するに各市町の地形状態によって、その地形に即した対応をされているというふうに思います。日野町は甲賀市の地形によく似た地形と聞いておりますので、それを参考にさせていただきたいというふうに思うんですが、こうした県下の状況を見て、緩傾斜の対応をどう捉えていただいているのか、お聞かせください。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 県下の市町で6市町が緩傾斜にも取組をされているというようなものでございますが、この交付金制度におきましては、対象農用地としては、まずは20分の1以上の急傾斜地の取組が最初といいますか、前段で出てくるわけでございます。緩傾斜に取り組む、取り組まないという部分につきましては、急傾斜に取り組む中で、さらに地形等を考慮する中で、それぞれの市町で判断をされるというようなものになってございます。

日野町の場合をいいますと、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策というような取組の中で、これにつきましてはほぼ町内のほとんどの組織で取組を頂いているという状況でございます。ほぼ平坦になっている部分も含めまして、急傾斜地になっているところも含みます中で農地の維持や保全という部分で取組もしていただいているところでございます。その中で、棚田地域振興法の網をかぶせていく中で、さらには勾配的に急なところも、さらに農業者さんの負担軽減というような部分も含めまして取り組んでいこうやないかというようなことの中で進めてきたという状況でございます。たちまちは急傾斜の部分で取組を進めていきたいというのが町の思いでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** たちまちはということで、急傾斜ということで考えていただいているということかというふうに思います。

次に、中山間地域等直接支払交付金制度に係る意向調査の回答期限が9月16日までとなっておりますが、その回答状況はどうか、教えて下さい。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 8月17日に説明会をさせていただいて、その後、9月16日に意向のお返事をくださいというようなことで、該当する集落さんにはお願いをさせていただいております。今日現在でございますが、取組というようなことでの意思表示のご回答を頂いておりますのが、2集落から報告を頂いているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** まだ2集落ということでお聞きさせていただいたんですけど、

対象集落はどのようにするかということで、集落内の調整ができなく、大変悩んでおられるというふうに考えています。対象集落へいらっしゃった形での説明、支援はされているのかどうか、お聞かせ願いたいと思いますし、2集落だけということですが、どのような報告であったのか教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 今現在、2集落から取り組むというような報告を頂いておると申し上げました。説明会をさせていただいて、どのような意向の返事をお願いしたかといいますか、この交付金制度につきまして、それぞれの該当する集落さんで取り組むか取り組まないかというようなことの意向調査の願いをして、このような交付金制度に取り組みたいという意向の明言といいますか、報告を頂いたというのが、この2集落でございます。するかしないかの取組のお返事を頂きまして、今後、申請書類等々作成していく必要が生じてきますので、意向を示していただいた集落さんにおいては、来月になりますが、書類等々の作成の説明会のほうを今現在、計画をしておるといような状況でございますのと、まだお返事を頂けないところといいますか、集落でご検討いただいている部分の方々につきましては、説明会の時点におきましても、いろいろご不明な点があることは、新規で取り組みますので、そういう部分については説明会のほうも、ご要望があれば寄せていただくというようなことでお話もさせていただいておりますし、1つの集落からは説明会に来てくれというようなことでの要請も頂いております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** そういう説明会もお願いしたいと思うんですけど、13集落の対象があって、今、あと2日ほどしか残りが、意向調査の日がないということですけど、ようやく町が中山間地域の取組をされようとしているのに、取組が実施される集落が、少なくなるということは非常に残念なことであります。対象集落全てが取組をしていただきたいというふうに私も思うわけですけど、その中で、早急に対策をお願いしたいというふうに思います。

意向調査の結果によっては、断念された集落へのアクションとして、取組をされるような指導もしくはアドバイスはされる考えはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 意向調査をしていく中で、今回取組を見送るといようなご返答を頂く集落につきましては、一旦はもう、やめたでもう、後知らんでいようなことのもりはしておりませんし、また、令和2年からの5年間という期間でもありますので、来年度に取組を検討いただけるといような部分もあろうかと思っておりますので、今後もアクションは起こし続ける必要があるというふうに思います。

し、今後もアクションを起こして、取組にあたって地元さんの意向も尊重しながら、希望も尊重しながら、対応に向けて進めていきたいとは考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 取組断念というか、そういう経過を聞いていますと、やはり後の報告、申請なりの事務の仕事がなかなか大変やと。それをしてもらうとか、できひん、人がないとか、なかなかそこまでできないということで見送るというふうなことも聞いております。その辺で、やはりそのところもご指導というかアドバイスなりしていただければ、それも何とかできるということの手助け、支援もお願いできたらというふうには思います。

次に、緩傾斜地を対象用地、100分の1以上もしくは50分の1以上に拡大すれば、対象集落、該当面積、交付金額、町の負担率、町の負担金額はどうなのか教えてください。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 緩傾斜地を対象農地にした場合は数字的にどうだというようなご質問でございます。今現在、急傾斜地で13集落ございまして、緩傾斜地になりますと、先ほど申しましたまるとでの取り組みがほぼ平坦に近いというような部分もありますので、かなり面積が増えてくる。今の対象としている農地が、今、まるとで51組織でお取組を頂いていますので、さらに範囲を広げていく中で面積なり勾配を確認をしていく、特定をしていかならんというような事務作業が出てまいりますので、すぐには何ヘクタールでどうやねんというのは、今現在、申し上げられない状況になっておるなというふうに考えておるところでございます。

町の負担という部分につきましても、まるとの部分でいきますと、田んぼでしたら10アールで2,200円の地域の場合もありますが、緩傾斜になりますと10アールでも8,000円ということで、金額的にもまるとの約4倍というような形での負担が増えてくる。さらには町のほうの負担も、今、まるとの場合は25パーセントになりますと、中山間の場合も棚田振興法の網をかけていきますと、同じように25パーセントの負担をしていかならんということになってまいりますので、金額的にもかなり高額になる。しかも急傾斜の部分の負担金と合わせての負担を毎年していくことになってまいりますので、かなり財政的にも厳しいものになるなというように想定はしておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 対象用地を拡大するとなると、なかなか具体的な数値を出すのは時間も要するという事かというふうに思います。8月25日に下迫区から要望書が町長にも提出され、早急に試算をして情報開示をされたいという要望をされています。いつ頃に具体的な数値を出すことができるのか、お伺いをいたします。

また、令和4年度から緩傾斜を対象とするエリア拡大の実施を検討していただけるのか、対象エリア拡大は令和4年度から可能なかどうか、町のお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 2点ほどご質問いただきました。緩傾斜の部分の面積の範囲の提示の時期でございますが、担当のほうで一定、インターネットを駆使する中で確認のほうを進めておるところでございますが、早くて年内にできるか、年を越えるかというところ辺で、あらましの数字がつかめるのかなというようなところでございます。

それと併せまして、令和4年度から対応可能かというところでございますが、先ほど申し上げました財政的な負担という部分もございますので、今ここで、しっかり取り組みますというような返答というのは、ちょっと差し控えさせていただきたい。今後の状況等を踏まえる中で、100分の1以上は勾配もどうすんねんというところ辺も、様々な諸条件を加味する中で、取り組む、取り組まない、どこまでという部分を含めまして今後の検討課題であるというふうなことで、ご理解を頂きたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** なかなか、試算するのは広範囲にもわたるし時間もかかるかというふうに思いますが、年内ぐらいにはできるかなというご回答でしたので、できるだけ早い時点の試算の情報開示をしていただくようお願いをいたしたいと思っております。

そして、それに関わる財政につきましても、それが一番のネックになってくるのかなというふうに思いますが、そこはきちっとまた、できる範囲の財政の中で、できる対象エリアの拡大をするということの試算なりも含めて、お願いしたいというふうに思います。

次に、農業の実態は危機的な状況であります。思い切った財政措置をしないと農業は駄目になり、農業維持ができなくなります。思い切った財政投入をすべきと考えます。緩傾斜地100分の1以上20分の1未満および高齢化率、耕作放棄率の高い集落にある農用地の緩傾斜地等は、市町村長が特に必要と認めるものを対象とするということで提示されております。町長が特に必要と認めることはできないのか、町長の見解をお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 最後に中山間地域等直接支払についてご質問を頂いております。

日野町では、先ほど来、西澤議員や、この前ですと後藤議員からもございましたとおり、担い手後継者の問題や中山間地での農業維持ということは非常に厳しいこ

と、厳しい状況であるということは重々承知しております。集落の皆さんとの気持ちというもの是一緒であるということ、まずお伝えさせていただきたいと思えます。そのため、これらの農業を守っていくために、一定の支援がやはり今後は必要であるという中で、今回、急傾斜地という部分ではございますけれども、判断をさせていただきました。ですが、これを意思決定するにおいて、主監も含めて、農林課長も含めて、しっかりと検討をさせていただいております。齋藤議員からや西澤議員からも懸念の声を頂いた、それが分断につながるのではないかという議論も当然させていただいておりましたが、日野町におきましては、従来からまるごと等に地域で熱心に、皆さんが我が事として地域の農業をずっと営んでくださっておられます。本当に円滑にやっていただいた。そういった中で、町がこれをする事によって逆に誤解を生んで、個人さんにお金が入ることによって分断を生んでしまう可能性はもちろんあると。でも、しっかりそこを、そうではなくて、確かに適用されるのは個人の田であったとしても、ある意味、うまく賢く利用を頂いて、その田の周辺だけではなくて、それに至る水路であるとかいう農業施設もうまく、きっと皆さんであれば理解をしていただいて、急傾斜地だけかもしれないですが、ご理解いただけるんじゃないかということで、ない袖を振って、今回、意思決定をさせていただいたところでございます。

ございますので、町としてもこれから緩傾斜という部分も含めてきっちり努力はしていかなあかんという思いでございますが、議員の先生方も含めて、我々も努力もさせていただきます。そして、農業者の皆様もきっと努力もしていただければと思いますので、重々ご理解、また、我々が申しておることも、地元の皆さんにしっかりとお伝えを、そんな分断するためにやっているわけではないと、これから皆さんの農業が続くように我々はさせてもらいたいと、それで少しでもそのプラスになるのであればということで、意思決定をさせていただいておりますので、その辺りをご理解、ご協力を頂きたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 堀江町長は選挙公約の中で、中山間地域等直接支払交付金制度等を活用し、農業経営を支援しますとされております。今も熱い思いを述べていただきました。町が制度を実施されようとしても、取り組まれる集落がなければ支援することになりません。集落が取り組めることができる制度の対応をお願いいたします。お答えはなかったのですが、町長が特に必要と認めればできるという条件がありますので、それはしていただけるのかなというふうに思うんですけど、最後にその辺の町長の決意のほどをお聞かせください。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** お答えが漏れており、申し訳ございません。町長が特に認める、

例えば甲賀市であれば100分の1のところを50分の1ということで、市長が判断をされて、そういった枠組みで緩傾斜地の補助をされておられるという事例は重々伺っておりますので、そういった部分も含めて、またコロナ後の、新型コロナウイルスを踏まえた指針での財政状況もしっかりと踏まえて、その辺りは判断をさせていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**11番（齋藤光弘君）** 日野町の地域農業の実態は、中山間での耕作条件が悪い耕作困難な農用地が多くあります。20分の1以上の急傾斜のみが耕作が大変ではなく、それ以外の田ものり面が多く、草刈りや水利、獣害対策等で同じように苦労しながら耕作をされています。米価が低下する中、水田耕作の魅力がなくなり、後継者がなく、高齢化とともに農業従事者が減少、農業を地域全体で守っていこうとする意欲を大きく減退されている状況となっています。100分の1以上20分の1未満の緩傾斜地域においても、交付金対象地域に拡大することで、集落、農地を一体として管理、保守化できるものと期待されています。令和4年度より事業の対象農用地を100分の1の緩傾斜地域まで拡大していただきますことを強く要望いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、10番、中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、大谷公園施設プールについてお伺いいたします。今年も大変な猛暑の夏でした。大谷公園付近を通るたびに、B&G日野海洋センタープールが目につきます。老朽化により、昨年度から休止状態になっています。町では、健全度調査を実施され、結果は健全度Dの評価で使用は困難であったと聞いています。完成後三十数年にわたり活用されてきたプールですから、鉄骨の腐食等の老朽化はどんどん進んでいったように思います。開館時には、水着姿の子どもたちや見守っている人たちで楽しそうな声が聞こえて、今年もプールが始まったんだなと季節感を感じたり、また、にぎやかにたくさんの人が入り出して、にぎわっていたように思います。水泳教室なども行っていただき、子どもたちや町民が長年にわたり利用してきた大谷プールです。谷副議長や山本議員もこの問題について質問をされております。町民の注目している問題だからではないでしょうか。今後もスポーツ振興や健康づくりに必要な施設だと考えています。そこで、施設整備について何点かお伺いいたします。

1点目は、町は今の建屋鉄骨のままの現状をどのように捉えておられるのか、お伺いいたします。

2点目は、改修工事では難しい状態であることから、何とかプールの存続できる計画を考えておられるのか、お伺いいたします。

3点目は、他市町の公営プール運営状況など研究をされているのか、お聞かせください。

4点目は、プールが休止状態の中、他市町の公営プールを利用されざるを得ない状況が続いていますが、他市町の公営プールを利用されている方への補助はできないのか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 10番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 大谷公園のプールについて質問を頂きました。

昨年度に実施いたしました都市公園長寿命化計画での健全度調査の結果により、現在、プールの利用は停止をしております。現施設を原形で活用することは困難であると判断しており、早い段階で危険な部位の解体等により、安全性を確保したいと考えております。

次に、プールの存続についてですが、町民の健康づくりや子どもたちの体力向上を図るためには必要な施設であることは認識しております。存続に向けた計画については、現段階では明確な方針は決定しておりませんが、公園施設の運営や住民ニーズを踏まえながら、早期の計画策定に努めてまいります。

次に、他市町の公営プールの運営状況についてですが、公営プールは県内に約20施設あり、管理運営については、指定管理者制度や業務委託により運営がされています。それぞれの運営状況等の研究につきましては、十分できておりません。施設の計画策定と併せて研究を進めてまいります。

他市町の公営プール利用者への補助については、教育長から答弁をさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 中西議員より、大谷公園プールの休止に関連しまして、ご質問いただきました。

町民の皆様のプールの利用につきましてでございますが、東近江市や甲賀市をはじめ、近隣市町の施設を利用される方が多いということは承知しているところでございます。また、健康づくりですとか体力向上を図るためには、水泳、そしてまた水中ウォーキングなど、プールを利用した運動が効果的であるということも認識しているところでございます。しかし、近年におきましては、各種のスポーツやウォーキング、またヨガなど、プールの利用以外にも多くの有効な運動がある中で、町内にプールの施設がない状況ではございますけれども、プールの利用料に対してのみ助成するという事は難しいのではないかと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。

大谷プールの件は、昨年3月議会で質問をさせていただきました。約1年半がた



ちまして、2回目の夏が過ぎたわけなんですけれども、その間に長寿命化計画の中で健全度調査をしていただいたということなんですけれども、大変時間がかかる問題だというふうにも認識をしております。一応、危険な部位の解体等ということをご答弁されたんですが、このプール、B&Gさんから寄贈いただいたものかなと思うんですけれども、B&Gさんとの話というのはどのような状況なのか、解体をするというような話をされているのかどうかというようなこともお伺いしたいと思います。解体ということで決まったということで捉えていいのかということも、教えていただければというふうに思います。

そして、他市町のプールに行っておられる方に補助できないのかということをおし上げたわけなんですけれども、確かにいろいろなことで健康づくりなりスポーツなりは、人それぞれ向いているものというのがあると思いますので、分かるんですけれども、一番取りつきやすいというか誰でもできそうなのがウォーキングということだと思います。松尾公園の中にもウォーキングコースをつくられたり、またウォーキングチャレンジですか、111万歩歩いて、全部押せたらバッジがもらえるとか認定してもらえるとかいうような、町としても取組をされているわけですし、また地域でもおたっしゃ教室ですとかいろいろな取組、体操ですとかもされているということで、本当に様々あるわけなんですけれども、今ほども申しましたけれども、プールが本当になくなってしまって、結局、他市町へ行っている状況であるということが1つと、またこの計画も今後考えていかれるということなんですけれども、山本議員からの質問の中でも、本当に今後どういうふうな全体の計画、また国スポのこともありますし、様々、時間がもう少しかかるのではないかなど。また完成してから、どういうふうな運営をしていくのかというような部分もありますので、大変長期にわたることになってくるのではないかなと思うところが1点で、その間、やはりこういうような補助をして、水泳に本当に取り組んでいらっしゃる方の補助をしていくというのも1つの方法ではないかということで、提案をさせていただきました。そのことについて、ご答弁いただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 大谷公園プールの件で再質問いただきました。

まず、現在のプールでございますが、危険度調査の結果、もう解体をするというふうに申し上げまして、B&Gのプールでもあることから、解体のほうは承諾を得ているのかというようなことやったかなと思います。

プールにつきましては、まず危険な部位ということで、上屋の鉄骨が一番危険かなという結果が出ておりますので、まず上屋の鉄骨については早期に解体すべきものやというような認識をしております。ただ、プールの解体、全体の解体につきましては、午前中にも山本議員の答弁でも申しましたように、今のプールはもう見えへ

んという判断をしていますので、仮にまたプールを造り替えるにしても、今のプールについては解体をせんならんと。B&Gのほうについても、基本的にもう使えへん施設ということで、解体はやむを得んかなということで、その辺については生涯学習課を通じて確認をしていただいております。ただ、プールにつきましては、使用していたときもそうなんですけれども、形状が形状だけに、すごく暑い。もう30度超えの外気温で中に入ったらプールの中が50度、ひどいときはもう60度近いということもありましたので、基本的には、あの形では再度造り替えても利用がないやろうということで、それやったら、どういう形にせんらんかというようなことで、いろいろな協議のほうもしているんですけれども、なかなか正直なところ、プールの管理は結構、経費のほう、かかりますし難しいものもございまして、ほんまにまたプールがええのかというのを含めて今、協議をしているところでございます。

ということで、プールありきというわけではないんですけれども、今の施設の後にどんな施設を持ってくるかが決まるまでは、午前中にも申しましたが、解体してしまっただけにしてしまうと、いわゆる長寿命化の対象になりませんので、その辺を見極めた上で、本体のほうの解体は実施することになるかなというふうに思います。

それから、他市町の公営プールの運営状況でございます。現在県内20のプールがありまして、1つ、安土の健康づくりセンターのプールにつきましては閉鎖がされています。直営で運営されているプールは、野洲市の総合体育館の温水プール1施設だけでございます。ほかのプールについては指定管理や運営委託という形でされております。当然、今後プールとして再度活用していくとなると、管理についてはもう、運営を委託するか指定管理でという形になるかなと思います。なかなか野洲市さんのように直営で管理するのは非常に難しいと思いますので、その辺も含めた上での判断になりますので、なかなかその辺、時間が今かかっているというのが現状でございます。

他市町のプールの中で、B&Gのプールが県内5つ、まだ残っておりまして、うち2つについてはもう、既に改修されて温水プールという形で利用されているところが、高島市なんですけれども、温水プールで使われております。プールの整備をするにあっても、またB&Gの補助を受けながら温水プールという形で整備するというのも1つの方法でございますが、その辺も含めて今後検討していくんですけれども、できるだけ早い時期に、いつまでもほっておけませんので、できるだけ早い時期に方針のほうは決めたいというふうには思っておりますが、先ほど議員も言っていたように、国スポの整備とか、いろいろありますので、順番的にはちょっと遅れてくるかな。先に国スポの関係での整備のほうを優先せんらんかというふうに思いますので、今すぐに方針を決めて対応するという事は難しいかな

というふうに思います。

それから、他市町の施設の利用の話なんですけれども、やっぱりこれにつきましても、プールだけ町にないので、よその町ということですが、プールにつきましても各小学校にもプールがございますので、それを活用するというのも1つの手法かと思っておりますので、ほかの市町の施設の利用に助成するというのが全てではないかなというふうに思っておりますので、この辺についても今後、今ある小学校のプールの活用も含めて検討していきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長。

**生涯学習課長（吉澤増穂君）** ただいま中西議員さんのほうから再質問を頂戴いたしまして、生涯学習課のほうからは、B&G財団との話合いといいますか、お話の部分と、それからスポーツ振興の部分ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今回の大谷公園のプールにつきましては、ご承知のとおり昭和56年にB&G財団のほうとの協力の下、建設をしていただきまして、昭和60年に無償譲渡を町のほうに頂いているというふうな施設になってございます。その後、財団とは運営に関する協定を結んだ中で、これまで運営を一昨年までしてきたというふうな状況でございます。このことにつきましては、指導員の配置であるとかいったことでのいろいろな協定の中身の中でやらせていただいたというふうなところでございまして、一昨年をもって、昨年からは休止というふうなことにございまして、財団のほうへの報告をした中で進めているというところでございます。

その後のB&G財団とのお話ということでございますけれども、新たな施設の部分では財団からの補助金などもございますので、そういったことも念頭に置いた中で報告などもさせていただいているというところでございますけれども、施設面での判定といいますか、耐久度の調査の結果が出た状況の中でございまして、休止にして解体ということになりますと、そのお話の中では一定、その後についてをどうするかということ、町のほうでの判断をきちっとした中で、再度、元の形のプールにする、温水プールにするとか、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、その辺についてのいろいろな状況も、町の判断を一定、ある程度した中で、協議を進めるということが必要になってくるのかなというふうな状況というふうに考えておりますので、そこら辺を検討した中で今後の話というふうなことをさせていただきたいというふうに考えております。

全国的に他の市町村の中では、同時期に建てられた施設につきましては、既に解体といいますか、なくされたというふうな施設もあるというふうには聞いてございますので、その辺のことは、一定の町の判断をした上でさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、生涯学習課といたしましては、スポーツ振興という部分で、いろいろな事業をさせていただいております。健康づくり、体力向上という部分では、水泳、プールに関わらずやらせていただいております。既存の競技やニュースポーツ、先ほどおっしゃっていただきましたウォーキングなど軽スポーツについても進めさせていただいております。ただ、補助という部分になりますと、いろいろな競技がある中で、個人に対する補助事業というのはなかなか、町としてもしにくいというふうな状況がございますので、例えば、それ以外の部分では健康保険組合がスポーツ関連の助成をされるとかいった形のものをご利用いただくということがまずあって、そして社会体育の中では、きっかけづくりであるとかいった部分で、指導なりイベントの開催であるとかいった部分を中心に考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** それでは、再々質問させていただきます。

大谷プールの建屋の部分は、早期に危険がないように解体すると。下のプールの部分については、方向が決まるまで置いておくというふうなふうに理解したんですが、それでよろしいでしょうか。

あと、もう1点、小学校のプールを利用するというのも1つの方向かということをしたと思うんですが、小学校のプールを一般が使えるということはできるのでしょうか。そこを教えていただきたい。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 再々質問いただきました。危険な部位ということで、上屋ということでプール、申し上げましたが、あと附属棟、いわゆる更衣室やらがある棟なんですけれども、附属棟と上屋がいわゆる調査の対象になっておまして、プールの槽自体は対象になっておりませんので、鉄骨の上のほうの判定がD判定ですので、そちらを先に、先行して解体をする必要があるということでございます。

それから、小学校のプールの話なんですけれども、すみません、これにつきましては建設計画課の思いとして、プールがない間は小学校のプールの活用も考えたかどうかというふうに思ったのと、もう1つは、僕らが子どもの時分は、小学校のプール、一般の方も来られていたような記憶がございましたので、使用するのとは可能なんかなというのもあったので、言いました。これについては、建設計画課の思いでございます。使えるかどうかについては確認をしておりません。申し訳ございません。

**議長（杉浦和人君）** 生涯学習課長、答弁。使えるか使えないか。

**生涯学習課長（吉澤増穂君）** ただいまの小学校のプールの関係でございますけれども、本年はコロナの影響もありまして学校の休業期間があり、1学期が長くなり夏

休みが短かったというふうな状況がございまして、なかなか、授業時数のことなどもあってできてございませんけれども、昨年につきましては、小学校のプールを活用いたしまして、小学生の高学年に対する着衣水泳、服を着たままのプールの教室というのをさせていただき、命に関わる部分で、自分の命を守るための、どういうことを心がけたらいいかということ、それから、これは天候の加減で開催できておりませんが、幼稚園の幼児の方々に対しまして、これまで大谷公園のプールで指導していただいていた指導者の方々に講師に来ていただきまして、幼児の方々に対する水泳教室をさせていただいたというふうな実績がございまして、学校教育との、学校の時数との関係はございまして、こういった形のものがある程度、生涯学習のほうでも計画できるものでございまして、小学校のプールの活用なども検討できるのではないかなというふうなことは考えてございます。

一般開放につきましては、学校との調整がかなり必要かと思っておりますので、私のほうで何とか、あるいはしてもらおうことではないかなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** 分かりました。学校でのプールの使用というのはなかなか難しいかな、管理していく部分もあるし難しいかなというふうに思いますが、また、しっかりと計画に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、保育需要増への対応についてお伺いいたします。

保育所や幼稚園、こども園では、コロナ禍の中、施設内での感染防止に細心の注意を払いながら、子どもたちが安全で元気に過ごせるように日々取り組んでいただいております。密を避けると言われていますが、保育園、幼稚園、こども園では、手をつないだり抱き上げるなど、子どもとの身体接触は避けられないところもあります。広報ひのの8月号によると、滋賀県ではコロナ禍でも毎日現場で頑張っておられる保育従事者の方々に向けた、ありがたい言葉の寄附を募る活動が紹介されておりました。日々頑張ってくださいている保育従事者の皆さんに敬意を表したいと思います。

昨年10月から幼児教育・保育の無償化が導入され、昨年の保育所等の入園申込みは大変増加していました。本年も10月から入園申込みが始まります。さらに保育ニーズは高まっていると予測がされるところです。保育士は、保育需要の高まりによってコロナ禍以前から不足というふうに言われておりますが、多忙な職員の負担がさらに重くならないように願うばかりです。今後も、子どもを安心して預けられる保育所や幼稚園、こども園はなくてはならない存在です。そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、コロナ禍の中、消毒液やマスクが手に入らない時期がありましたが、

今は大分普及をしております。今後いつまで続くか見通しが立たない状況ですが、感染防止対策の消毒液やマスクなど、支援は十分にできているのでしょうか。お伺いいたします。

2点目は、昨年度は多くの入園申込みがありましたが、待機児童の状況と、どのような対策をされたのか、お伺いいたします。

3点目は、今後も保育需要は増えていくと考えられますが、待機児童を出さないための対応策をお伺いいたします。

4点目、学校などでは支援員などを増員して子どもたちの支援をされています。保育士や幼稚園教諭の人員拡充は考えておられるのか、お考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 保育需要増への対応についてご質問を頂きました。

まず、感染防止対策の消毒液やマスクなどの支援についてですが、6月議会で議決いただいた補正予算を活用して、幼児教育・保育施設内の感染防止に努めるよう、消毒液やマスク、給食時の密を避けるため園児の机の購入を行い、各施設に必要な分を配布したところでございます。また、企業や各種団体等から施設に対して消毒液やマスクなどのご寄付を頂いたところでございます。温かいご寄付に対して心からお礼を申し上げますとともに、感染防止に活用させていただきます。

次に、待機児童状況と対策ですが、今年4月時点での待機児童は2名でした。昨年10月から開始された幼児教育・保育の無償化もあり、保育所を望む保護者が増えている現状があります。今年度の入所の際には、面接等を通じて利用調整を行ってきたところですが、保育所、こども園は満杯、幼稚園の預かりについても、現在定員いっぱい状況です。来年度に向けては、厳しい現状ではありますが、引き続き各ご家庭の状況をお聞きする中で、丁寧な対応に努めていきたいと考えています。

次に、保育需要の増加への対策ですが、幼児教育・保育の無償化により、保育所への入園希望は引き続き高く推移するものと考えます。ここ数年、既存施設を活用しながら、多様な保育所定員増加策を講じてきましたが、需要の増加に追いつかない状況です。今後におきましては、施設の老朽化もあり、町内全ての幼稚園、保育所、認定こども園を一体的に捉え、検討することも必要な時期に来ているのではないかと考えているところでございます。

次に、保育士、幼稚園教諭の人員拡充につきましては、保育士不足は全国的な課題であり、県では滋賀県待機児童対策協議会を立ち上げ、県内全ての市町が参加しております。協議会には部会が構成されており、保育人材確保部会には、日野町も含め県内17市町の担当者が参加し、保育人材の確保に向け対策に努めているところでございます。8月2日には、県内3か所で開催された保育所・認定こども園等就職フェアに出展し、日野町の保育所、認定こども園のよさをアピールしたところで

す。今後におきましても、働きやすい職場環境となるよう努めるとともに、保育士のイメージアップの広報活動にも努めていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。

今の現状は、待機児童は4月で2名ということで、また現状的には保育園、子ども園が満杯で、預かり保育も現在いっぱいの状態ということで、本当に余裕がない状態で頑張っていていただいているなというふうな状況をお聞きしたんですけども、また本当に10月から申込みがありまして、大変、去年もかなりの数であって調整していただいて、このような状況だったと思うんですけども、今年もやっぱりこのような状況の中で、保育の需要が高まっているんじゃないかなというふうに思うところなんですけれども、保育園を増設するというのは大変難しい状況かなというふうに思いますけれども、今、幼稚園の預かり保育をされていない西大路幼稚園とか南比都佐幼稚園があるんですが、そこで預かり保育はできないのか、問題点とかがちょっと分からないので、されていないところの理由を教えてくださいと思います。

また、保育士さんなんですけれども、男性の方が何人かいらっしゃるというふうに思いますけれども、今、男性の方は何人いらっしゃるのかというふうに思いますので、お聞かせください。また来年度に向けて人材確保をされていると思うんですが、その状況を、分かれば教えてくださいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま中西議員より再質問を3点ほど頂きました。

まず、預かりで現在していない西大路、南比都佐での預かり保育はどうかということでございます。現在、3歳から5歳児につきましては各日野、必佐の幼稚園の預かりも含めて、何とか回れているかなというような状況でございます。そんな中で、西大路と南比都佐での預かりも確かに重要なことではあるんですけども、そこで預かりを実施しますと、またそこに保育士が2名ずつ程度必要となってきますので、ますます人員不足が厳しくなるということがございます。そういうところで、何とか今の現在の状況でいきたいというのが現在の考え方でございます。そこで預かりをして人を集めるために、やっぱりどこかを、小さなところを閉めるとか、逆にそういうことが必要になってくるのかなというようなところがございます。

次に、2点目で男性保育士はということですが、現在8名の男性保育士・幼稚園教諭がいるところでございます。

また、来年に向けての人材の確保でございますが、本年の1次募集におきまして、正規職員を4名、合格を出していただいたところでございます。これにつきましては、実はこの4月1日で2名採用、今年度はしてもらっているんですけども、実

は前年度の退職者が正規職員で4名出ておりまして、そこがマイナス2名ということで、今までからも計画的な保育士の確保について、特に正規職員についてしてもらっているんですけども、若い職員さんの中で退職者が出ているということで、なかなかそこが順調に回っていないところもあるんですけども、何とか今後におきましては、大事な人材でございますので、しっかりと研修をしてもらいながら、しっかりとした保育士として育てていただきたいというふうに思っているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** 1点質問させていただきたいんですが、保育士さんは若い方で結婚されて、出産で退職されている方もいらっしゃると思うんですけども、退職された4名ということなんですが、もう一度帰って来ていただくといったらあれですけども、再度、何か戻ってきていただけるようなことはできないのでしょうか。理由にもよるとは思うんですけども、大切な人材でございますので、そういう点もしっかりと対応していただければというふうに思いますが。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** 若い職員さんの退職の理由は、やはり結婚、出産でございます。特に、ちょっと通えないところに結婚していきますという方が2名ほどございました。ただし、実は3月31日で退職したけれども、結婚式は10月なので、9月末ぐらいまでは来てあげるよというようなことで、今年度も来ていただいたんですけども、それらの職員さんにつきましては、またこちらのほうに戻ってきたときには、ぜひまた戻ってきて下さいねということは、声をかけさせてもらっているところです。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** 保育士は女性がやっぱり多いですので、どうしても結婚、出産によって、いろいろ事情があるのかなというふうには思いますが、復帰される方も本当にたくさんいらっしゃいますので、その点をまた、どうぞよろしく願いいたします。

次に、図書館サービスの向上についてお伺いいたします。

日野町立図書館は、平成8年3月に開館して以来二十数年、多くの住民が気軽に利用する場所となっています。一方では、人口減少とともに本の貸出し数や貸出し者数は少しずつ減少している現状だと思います。特に、昨年度の大幅な減少数に私は危機感を覚えました。新型コロナウイルス感染症拡大で、不要不急の外出自粛を叫ばれてから、家で読書する人が増えたと言われていました。町立図書館も2月、3月は貸出し数は増えています。またホームページや広報ひのなどで情報発信をされ、読書活動や図書館利用の啓発にも努められているところです。ピアノコンサー



トや映画会なども行われ、資料や本の貸出しとともに、安らぎを感じることができる場所になっていると思っています。今後も多くの住民が快適に利用できる図書館を願っているところです。

今、コロナ禍での住民生活は、様々な環境の変化に対応しながらの活動となっています。図書館や公共施設など人が集まる空間では、密を防ぎながら行事や運営を進めなければなりません。そこで、図書館サービスの向上を願い、何点かお伺いいたします。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、緊急事態宣言があり、閉館の時期もありましたが、開館されてからの運営状況をお伺いいたします。

2点目は、コロナ禍では本を選ぶ時間の短縮ができて、インターネット予約は大変有効だというふうに思いますが、現状と課題を教えてください。

3点目は、各公民館への返却状況はどのようなものか、教えてください。

4点目は、本の消毒等はどのようにされているのか、また図書用消毒機の導入をして、貸し出した本など、利用される方に安心していただけるというふうに思いますが、町のお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 図書館サービスについてご質問を頂きました。

日野町立図書館におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置によりまして、令和2年、今年の4月23日から5月13日までの間、臨時休館をしていたところでございます。5月14日以降の開館後の運営状況についてでございますが、まず、館内の閲覧席を減らすとともに、館内の換気ですとか手を触れる場所の定期的な消毒を行っております。おはなし会や映画会等につきましてはしばらく休んでおりましたが、3密を避ける工夫をいたしまして7月から再開をしております。さらにこの8月の末には館内でのピアノコンサートも行ったところでございます。

次に、インターネット予約につきましてでございますが、このことは図書館としましても、事前に本の準備ができて、短時間に貸出しができるということからも、中西議員ご指摘のとおり、コロナ禍での有効なサービスと考えております。しかし一方で、パソコンがないというご家庭ですとか、またパソコンに不慣れな方につきましては、利用が難しいという課題がございます。そこで、そういった方のためには、電話ですとか、またファクスでの予約も対応しているところでございます。

次に、各地区の公民館への図書の返却状況についてでございますが、図書館で借りいただいた本を各地区の公民館で返却できるということは、利便性の高いサービスであると考えております。しかしながら、図書館をご利用の方の状況を見ておきますと、今まで借りていた本を図書館で返すときに、新たに本を借りていただく

というようなことが習慣になっている方が多いように見受けられまして、公民館での返却は、多いところで年に10回程度だというふうに聞いているところでございます。

続きまして、本の消毒についてでございますが、日本図書館協会が令和2年7月に図書館資料の取扱い、新型コロナウイルス感染防止対策における取扱いについてのガイドラインを示されまして、ここにおいて、新型コロナウイルス感染を防ぐ最も効果的な対策としまして、資料の利用前後の手洗い、そして手指の消毒、そして利用された資料の一定期間の隔離であるということが示されているところです。このことから、資料をご利用いただく前後にしっかりと手洗いをお願いするというようなポスターを館内に掲示して、利用いただく皆様への啓発に努めているところでございます。

また、図書の消毒機の導入でございますが、県内では草津市、近江八幡市が導入しているところでございます。町では現在導入はしておりませんが、今後も新型コロナウイルス感染症の防止対策の1つとして、研究をしていきたいと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。

ピアノコンサート、私も行かせていただいたんですが、本当に観客の方がソーシャルディスタンスを保って、上手に間隔を空けてピアノの周りで聞いておられて、本当に皆さん、徹底していただいているなという感想でございました。また本の貸出し状況、コロナ禍で本の需要が増えたというふうに一般では言われておりますので、本の貸出し数は増えてきているのか、また来館者数は減っているのかなとも思うんですけども、その状況も分かれば教えていただきたいと思えます。

2点目のパソコン予約だけではなくて電話やファックスの予約も受け付けておられるということで、大変、ファックスは、パソコンが苦手な人はいいいのかなというふうに思うんですけども、月にパソコン予約というのはどれぐらいの方がされているのか、できれば、何パーセントとかじゃなくて、数でも結構ですが、教えていただきたいと思えます。また、図書館だよりとか図書館わくわくニュースということを発行されているんですけど、インターネットで私も見せていただいて、大変分かりやすく、いいものをつくっておられるなと思ったんですが、紙媒体でどこかに展示をされているのでしょうか。その辺りを教えていただきたいと思えます。

3点目の公民館への返却があまり多くないということでございましたけれども、返却については、箱とかそういうボックスを設置されてしておられるのか、職員さんにお渡しされているのか、その辺りも教えていただきたいんですが、そこにこの図書館だよりとかわくわくニュースを貼っておいてもらったら一番よく分かるの

かなと思うんですけども、その点を教えていただきたいのと、返却につきましては返却ポストがあると思うんですが、返却ポストは開館時は使わないというか、中に入って返すということだと思うんですけど、なぜそのようになっているのか、やっぱり時間、忙しい方とかはポストに、また密にならない、このコロナ禍ではポストにぱっと入れて、次の本を借りる予定がない場合は返して出れば一番効率はいいかなというふうに思うんですが、その理由を教えていただきたいと思います。

次に、消毒機についてなんですが、本当に簡単にできるようなものだと思います。やっぱり館内に入っているときは、消毒なりマスクなりをしているんですが、家で借りてきた本を読むときに、マスクをして果たして読んでいるのかというと、そうでもないというふうに思いますし、ゆっくりと過ごされている中での読書だというふうにも思いますので、様々な状況であろうかというふうには想像ができます。だから、返却をされてきた書籍ですとか、借りるときに何冊かをそこで消毒して帰れるというようなことも聞いておりますし、消毒機というのは有効かなというふうに思います。今後もコロナだけではなくてインフルエンザですとかノロですとか、大変いろいろなウイルスもありますので、消毒機というのもまたご検討いただきたいと思いますので、その辺をお教え下さい。

**議長（杉浦和人君）** 図書館長。

**図書館長（長谷川毅君）** ただいま中西議員から再質問いただきました。順次お答えしたいと思います。

まず、1点目はコロナ禍での現在の運営状況でございますが、現在、4、5、6、7、8月、5か月間の中で、前年度と比較しますと、来館者の合計数でいいますと9,800人ほど減少しております。また貸出し総冊数につきましては6,200冊ほど、ただいまの現状で、貸出し数が減っておる現状です。

2番目、予約についてでございますが、こちら月何件というところで今、把握はしていないんですけども、前年度の総数で申し上げますと、インターネットの予約につきましては、今のところ、一般書でいいますと約6割がインターネット予約になっております。その前年度、平成30年度、5割のインターネット予約が、今は増えて6割超、こちらが今、予約の件数でございます。

続きまして、公民館の返却状況でございますが、今、現状につきましては、公民館の主事の方が返却していただいております。返却方法につきましては、返却ポストに入れていただくか、または開館時には返却のカウンターに持ってきていただくか、職員にも直接渡される方もおります。そういった形で今、返却していただいております。

続きまして、ポストをなぜ閉めているかでございますけれども、これにつきましては、まず、次に借りたい方に円滑に返却した本を戻すというか、そういうことの

ために、必ず基本的には窓口というか、開館時は返却のカウンターに返してもらえ  
るとすぐ返却手続を取って次の方に、それが必要な方に円滑に資料が渡るような形  
で運営しております。

続きまして、消毒機の関係でございますが、こちらにつきましては、今のところ  
コロナウイルス対策としては効果が実証されていないということと、あとは1台90  
万近く値段が高いものということと、あとランニングコストがかかるということ、  
あとは、運用の中におきましては、一度に6冊を30秒から60秒間、これを順次やっ  
ていくということの中で、実際の運用の中ではなかなか難しいのではないかという  
ことで判断しておりますけれども、一番大きな理由につきましては、こちらは先ほ  
ど教育長の答弁の中にもありましたように、日本図書館協会のガイドラインにおき  
まして、資料の消毒について注意が必要ということで、紫外線照射については紙に  
悪影響があるということで、こちらにつきましては各国の機関の見解では紫外線照  
射は推奨されておらず、むしろ否定的ということで、ガイドラインには今のところ  
記載しておりますので、消毒機につきましては今後の研究の課題ということでご理  
解いただきたいと思っております。

あと、もう1つ、広報の関係でございますけれども、これにつきましては館内で  
配布しておりますので、インターネットで見られない方でも館内で見ることができ  
るということになっております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** そうしたら、再々質問をさせていただきたいと思えます。

返却ポストについてなんです、もちろん返された部分をお待ちの方に早く渡し  
たいという気持ちは分かりますが、返却ポストに入れていただいても、何時間おき  
に、職員さんには申し訳ないですが、そこを見ていただけましたらいいのではない  
かなというふうに私は思うんですけれども、その辺りはどうでしょうか。

あと、図書館だよりとかわくわくニュースなんです、図書館に常備をされ、紙  
媒体で置いておかれても、来られた方は図書館にすごく興味がある方というか、い  
つも利用されている方だというふうに思いますので、やはり図書館に行ってみよう  
かなという気持ちを起こしてもらって、これを見たらすごく楽しい内容も書いており  
ましたので、できれば公民館ですとか、役場に学校だよりが、入り口に貼っている  
と思うんですが、時々見るんですけど、こういうことをされているんやなどすごく  
よく分かりますので、1か所でもいいですし、役場のそういうところに、やっぱり  
人が出入りされるようなところに置いていただくと、今まで図書館に足を運ばなかつ  
たけど、1回これを見にいこうとかいうことをされればいいのではないかなとい  
うふうに思ったんですが、その辺りはどうでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 図書館長。

**図書館長（長谷川毅君）** 今、中西議員から質問いただきました、まず、ポストの運用についてですけれども、確かに定期的に見てというところもあるんですけれども、先ほど申し上げたことの繰り返しにはなると思うんですが、やはり円滑に、返されたものはいち早くほかの利用者に提供できるような形というのが、まず優先としておるところでございます。また、こちらのほう、延滞の方がいらっしゃいますと、管理というか貸出しができない状況にもなりますので、そういった運営上の都合にもなっておるんですけど、ご理解いただきたいと思えます。

2点目の広報の配布につきましては、各公民館のほうに配布しておる状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**10番（中西佳子君）** 分かりました。返却ポストについては、やはりご検討いただきたいというふうに思います。返すところに持って行って、もちろん確認をされるんでしょうけど、おられないときもありますので、置いて帰られる方もたくさんいらっしゃるというふうに思いますし、閉館中に返却ポストに返された本は、返却期限を過ぎていても、その後、チェックは、開館されたときにされるわけですから、同じではないかなというふうに思いますので、そこの辺りはもう少し、コロナ禍でもありますので、返す方法ということをもう一度ご検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分から再開いたします。

—休憩 15時05分—

—再開 15時20分—

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

4番、加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 通告書に従って、分割方式で質問をさせていただきます。

堀江新町長の町政運営にあたっての基本姿勢をお伺いします。

1点目ですけれども、憲法第99条では、公務員の憲法尊重擁護義務というのを定めています。町政運営の根幹には、日本国憲法の理念が生かされるものだというふうに考えますが、町長のご見解を伺います。

2点目です。憲法はこの11月3日に公布74年を迎えます。日野町の先輩方はこの間、いろいろな場面で憲法を暮らしに生かす取組をしてこられました。例えば、戦後の早い時期から平和を守る取組、憲法3原則の1つの平和主義ですけれども、平和を守る取組をしてこられ、それが1984年、昭和59年の非核日野町宣言や毎年夏の反核平和の集いに象徴されて、今日まで続いているというふうに考えています。2

つ目の柱の基本的な人権の尊重という分野についていえば、例えば日野町は同和対策事業に早くから取り組んでこられ、そして1991年、平成3年には、全国に先駆けて同和対策環境改善事業の完了宣言を行ってこられました。あるいは、主権在民という分野についていえば、その精神を生かして、びわこ空港計画であるとか、あるいは平成の大合併というふうな提案に対して、住民が主人公になって、そういうものをストップさせるような取組を行ってこられました。憲法の理念に照らして、町長は、これらの流れ、これらの町民の取組等についてどのように評価されるのか、町長のご見解をお伺いいたします。

3点目です。町長は、議員時代に平和安全法制であるとか共謀罪あるいは核兵器禁止条約など、いわゆる国政の課題と言われるものに関する日野町の住民の請願に対して、その内容に関する是非ではなくて、これらは国政に関する事柄で、地方議会において安易に判断できるテーマではないというふうなことをおっしゃって、言わば門前払いの態度をとってこられました。住民の請願権、意見表明権というものについてどのようにお考えなのか、町長のお考えをお伺いいたします。

4点目です。町長選への出馬表明にあたって、町長は、偏らない政治感覚で町政の課題を解決するというふうに発言された旨が報道されています。今年の2月25日付の滋賀報知新聞ですけれども、偏らない政治感覚というのは一体どういうことなんでしょうか。また、藤澤前町政は偏っていたということなんでしょうか。その辺りについて、町長のお考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 4番、加藤和幸君の質問に対する町長の答弁求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 私の基本姿勢についてご質問を頂きました。

1点目でございますが、私は日本国憲法第99条に定めたとおり、日本国憲法を尊重し擁護する立場であり、日本国憲法の目的が達成されるよう、町政運営に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、昭和30年3月16日に1町6村が合併し、現在の日野町が誕生して以降、本年は65周年の節目の年を迎えております。これまで日野町の発展のために、平和を守る取組や基本的な人権の尊重の取組など、町民の皆様の努力により、この町の礎を築かれてきたものと考えております。この先輩方が努力して受け継いでこられた日野町をしっかりと引き継ぎ、町の伝統と志を後世に受け継いでいきたいと考えております。

3点目に、日本国憲法第16条、請願権については、憲法で保障された基本的な人権の1つであり、請願する権利を保障したものでございます。請願をしたことを理由として不利益な対応を受けることがないことを憲法上、保障している権利でございます。質問のありました住民の請願権は憲法上保障がなされており、請願法、地方自治法などに基づき、請願を頂ければと考えております。

4点目でございますが、多くの方々のご意見、ご助言、ご協力を頂き、最善の時期、方法で、公平公正な政治判断により、町政課題を解決していこうと考えております。また、前町政が偏っていたという思いからの発言ではございませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 再質問をさせていただきます。

1点目と2点目併せてですけれども、新町長は憲法擁護、憲法尊重の立場で町政運営にあたるのご答弁を頂き、ありがとうございます。また日野町の先輩方の、憲法を不断に守り生かす取組を評価いただいたものというふうに認識をしております。

憲法99条は、憲法が最高法規であることを定めた条文で、条文には、天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うとあります。天皇をはじめ行政、立法、司法3権に関わる全ての公務員が憲法を尊重擁護する義務を定めております。これは、国の権力を握っているものが憲法改正の発議をすることを許さない。これは一般国民が憲法改正を求めることを何ら制限はしていませんけれども、権力を有する者が恣意的に憲法秩序を覆すようなことを厳に戒めたものというふうに読めます。

ところが、先日、辞意を表明されて、今日、後任の自民党の選挙になっております安倍総理は、自ら政治日程まで示して改憲を呼びかけてこられました。新町長は憲法擁護をおっしゃったので、少なくとも町長在任期間中は憲法改正の動きにはくみしないという立場を明確にさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

3点目の部分ですが、請願権は保障されており、請願いただければと考えておりますというご答弁を頂きました。しかし、町長は議員時代の平成28年3月議会、平和安全法制の廃止を求める請願が出された議会ですけれども、それから平成29年3月議会、共謀罪廃止についての請願が出されたときに、これらはいずれも国政の課題であり、地方議会の場において議論すべき対象とはならない、容易に結論を導けるものではないというような理由で反対をされました。平成29年の9月議会および平成30年の12月議会、これらは核兵器禁止条約の批准を求める請願が出されたときですけれども、このときは、地方議会において安易に判断しうるテーマではない、国政に関することで深く慎重な議論が積み重ねられるべきテーマであって、地方議会で安易に判断できるテーマではないというふうにおっしゃってこられました。このことと今日の先ほどのご答弁を重ねると、町長は議員時代と若干考えを変えられたのか、あるいは、請願権は認めるんだけれども判断はしない、認めることと、それからその判断とは別物だという立場なのではないでしょうか。その辺りも再度お聞かせい

ただきたいというふうに思います。

4点目です。選挙戦での発言というのは、ややもすると適切でない言い方になりがち。このことについては、町長ご自身も先ほどから、午前中の答弁等の中でもおっしゃっておられましたし、そのとおりだというふうに思うんですが、偏らない政治感覚というのは、偏っている政治感覚のアンチテーゼですね。そういうものとして意識されて使われている。だから、十人十色という言葉がありますように、人は一人ひとり異なる政治感覚を持った存在、それを殊さら偏っているという言い方は、自分以外の立場の人を否定する、いわゆる分断、先ほども出ていましたけれども、分断の考え方につながらないか。そういう意味で大変気になる言い方です。具体的な事柄を示さないで偏っているという言い方は、やっぱり分断のための印象操作という要素を持ったものであり、少なくとも政治家があまり安易に使うべきではないというふうに考えます。私も議員に身を置く者ですから、ある意味ではお互いに注意すべき事柄であるかと思しますので、4点目についてはご答弁、特に求めませんけれども、はじめの3点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、再質問につきまして大きく2点、ご質問いただきました。

1点目と2点目を含めましての部分でございしますが、憲法改正という国政の流れがありまして、それに対する見解はどうだということだと思えます。私自身も、様々な、この憲法改正については議論がなされているところでございしますが、憲法に関しましては尊重をして、それが守られていくべきものであるというのは、基本的に私の考えでございします。これは今回、今まで私の党派がどうであろうと、やはり憲法の9条も含めて、これは他国にはない非常に貴重な憲法であると思えます。それに対して、確かに現実論として様々な、それがどこまで抑止効果があるとかないとかという話は当然、なされる、検討されるべきことであろうとは思いますが、現状、戦後75年、厳密に言うとも74年になりますけれども、この憲法が果たしてきた役割というのは非常に大きなものであるというふうなのは、原則として私の考えでありますので、この思いは変わりませんので、今議員がおっしゃられた、少なくとも町長在任期間中というふうにおっしゃられましたけれども、原則的には安易に改正すべきものではないというふうなことはお伝えをさせていただきたいと思っております。

もう1点、請願のときに、私が議員のときに請願につきまして、国政に関することで町議会に安易に判断できるテーマではないというふうな発言はもちろん、当然、させていただきました。こちらにつきましては、加藤議員がおっしゃられましたように、テーマとしてはそういうふうにももちろん、当然、思っております。しっ



かりとした議論がなされるべき、非常に、ある意味センシティブなテーマだと思っております。ですが、それを請願権が、じゃあ、だからあなたは請願をするなどということは一切思っておりません。そういったことは当然、議論としてなされるべきだと思っておりますので、その点をご理解を頂ければと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 再々質問になります。1点目、2点目については、大変力強いご答弁を頂きまして、ありがとうございます。在任期間中のみならずというふうなニュアンスのことを言っていて、本当にうれしい思いがしています。

請願の件ですけれども、請願をするなどとは言っていないと。もちろん、そのとおりだろうと思えます。ただ、こういう心配はあるというか、判断はしないというふうな姿勢というのは、ある意味で反対とイコールだというふうに思うんですね。反対だと言ってしまうとあまり印象がよくないと。だから、いわゆる門前払いというふうな形のことを、国政なんかでもよく司法が、最高裁なんかがよく、判断をしない、自衛隊の問題なんかで判断をしないというふうなことをよくおっしゃるんですけれども、判断をしないということは、結果的には現状維持だ、だから、出てきた請願に対して判断をしないということは、結局反対とイコールだということになりかねない。そこら辺についてはどのようにお考えなのかということをお聞きさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 再々質問ということで、判断をしないという姿勢はどうなのかというご質問を頂戴いたしました。私が議員のときに討論で申し上げたときには、最初に国政で判断すべきテーマではないとは言いつつも、討論の内容を申し上げておりました。そのときは、現実的な安全保障のパワーオブバランスの中で今、来ているんだというような流れの中で、反対討論という根拠を示していたと思っておりますので、私自身は、そうは言いつつも自分の意見をそのときは言っていたかなと思っております。判断が煮え切らない姿勢というものは、特に行政等においては大いにあり得る部分ではございますけれども、その都度その都度、できるだけしっかり皆様に、明らかに明確にお答えできるものは明確にお答えして、まだまだ判断がなかなかできないものは、そのようにお伝えするという、そこはある意味、つまびらかにそのまま思っていることをお伝えしていきたいと、個人的にそのように思っておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 2つ目のテーマに入りたいと思います。2つ目のというのは、新型コロナとインフルエンザ対策について、お伺いをいたします。全国的、全県的にも、新型コロナウイルスの感染がまだ終息しない中で、本町での感染も、8月末

現在で3人に一応とどまっているというふうに言ったほうがいいのかも分かりませんが、幸いにもクラスターの発生はありません。当初、発生が出たときには、濃厚接触者が何人かいるんじゃないか、多いんじゃないかとか、あるいは学校や施設などを通しての広がりも大変危惧されましたが、素早い対応で、感染の広がりには至ってこなかったというふうに認識をしております。今後の流行を極力防止するという意味で、個人情報には配慮した上で、この間の対応から学ぶべきこと、今後の教訓等をお聞かせいただきたいというふうに思います。

2点目です。秋から冬にかけて、新型コロナとインフルエンザ、あるいは肺炎球菌による肺炎との同時流行ということが大変危惧されています。症状が似ているために判別が難しく、大流行になるおそれがあると報じられています。マスコミでそのような報道があるだけでなしに、先日、8月の下旬ぐらいに、八幡蒲生の医師会の会長さんとお出合いする機会があって、そこでもやっぱり医師会の会長さん、一番それが恐ろしいと。だから、とにかくそうならんように予防して下さいよというふうなことをおっしゃっておられたんですが、大変症状がよく似ている。だから、そのために判別が難しく大旅行になるおそれがあるというふうに言われています。ただ、インフルエンザと肺炎球菌については予防接種があって、それを受けることで感染防止を図ることができるというふうにも伺っております。

そこで、小さい1番ですけれども、インフルエンザ予防接種は誰でも受けられるということなのですが、申込み方法であるとか、それから費用は今のところどうなっているのか。補助があるというふうにも伺っておりますが、対象年齢であるとか回数に制限があるのか、あるいは新型コロナのように受診医療機関が特定されることはないのか。またワクチンの効果が現れるためには、大体いつ頃接種を受けるのが適切なのか、その辺り、基本的な事柄だと思いますが、確認の意味でお聞かせいただきたいというふうに思います。

2つ目ですが、マスコミなどではワクチン不足の心配が言われています。最近ちょっと、どうもないの違うかというようなこともあります。その辺のことも懸念も言われています。日野町であるとか近隣市町ではどうなのか、その辺りもお聞かせを頂きたい。

小さい3番ですが、肺炎球菌ワクチンは65歳からの節目の年齢に案内があって、受診が進んでいるというふうにも伺っております。私も65歳の年に案内が来て、確か受けたというふうに思っているんですが、現在の町内の受診率はどうなっているのか。その辺りもお聞かせいただきたいというふうに思います。

大きい3番は発熱外来のことですけれども、質疑でも出てきましたし、それから今日の午前中の一般質問の中でも何人かの方がおっしゃいましたので、一応、簡単に質問だけして、もうほぼ同じようなことであれば、もう回答は結構です。診察は

いつからどのような形、これも医師会との相談だというふうにおっしゃっておられましたので、その辺のことをまずお聞きする予定でした。

それから、2つ目は、受診するにはどうすればよいのか。これも午前中の質問の中で出てきましたので、そこら辺の回答を基にして、この部分についてはもう、回答は結構かと思います。

大きい1番と大きい2番について、回答をお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 新型コロナウイルス感染症における今後の拡大防止に向け、この間の対応から学ぶべきことや今後の教訓についてご質問を頂戴いたしました。

日野町の発症事例では、感染経路として県内発生陽性患者との濃厚接触による感染であると県が発表されていることから、5月4日の国の専門家会議からの提言にもあるように、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの励行、3密の回避など、それぞれの日常生活において、生活に合った新しい生活様式を実践いただくことが大切になると考えます。新型コロナウイルスについては、分かってきたこともありますが、まだまだ分からないことがたくさんあります。公的機関が発表公表する情報に基づき、正しく感染防止対策や感染防止行動を取っていただくことが、感染拡大からご自身をはじめご家族や周囲の人、地域の人への感染防止につながるものと考えております。

次に、インフルエンザ予防接種についてでございますが、予約の有無や接種費用については医療機関によって異なりますが、医療機関が特定されているものではありません。また、65歳以上および60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器等の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害のある方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者は定期接種の対象となり、10月1日から12月31日までを接種期間として、当該年度1回限りにおいて、町の接種補助として、自己負担が1,500円で接種を頂けます。

なお、令和2年10月1日から、定期接種の方に加えて、妊婦および平成17年4月2日から令和2年4月1日生まれの方については、滋賀県より1,000円の補助が受けられます。

ワクチンの効果について、免疫ができるまでには、接種してから約2週間かかります。日本では、例年12月から4月に流行し、例年1月から3月上旬にピークを迎えることから、12月中旬までにワクチンの接種を終えることが望ましいと考えられております。

次に、インフルエンザワクチンが不足するかどうかについてですが、国では2020、21シーズンにおけるインフルエンザワクチンの供給量は約3,178万本と、昨年度から約7パーセント増加し、平成27年度以降で最大の供給量になると見込んでいます。

また、国家検定に係る省令の改正により、製造から出荷までの期間が短縮され、接種開始時点の供給量も含め全体的に出荷が早まる見込みであるとしています。現時点において、町内の医療機関では、昨年度の接種実績に基づきワクチンの供給が行われる予定であると伺っております。

次に、成人用肺炎球菌予防接種につきましては、65歳となる方から5歳区切りで100歳になる方まで、自己負担2,500円で接種を頂けます。なお、令和元年度のみ100歳以上の方も対象となっております。補助対象となる接種回数は1回で、令和2年度の接種対象者の方は、令和2年度内に接種いただかないと全額自己負担となります。令和元年度までで対象者6,070人に対して、3,189の方が接種を頂いており、受診率は52.54パーセントでございます。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 再質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、なぜ近隣市町ではクラスターが発生したのか。日野町の取組はどこがよかったから広がらなかったのか。どの対応が適切で、どこを誤っていたら感染拡大になっていたのかという分析とか研究は不可欠で、恐らくやっておられるのだと思います。やっておられるのですが、他市町の取組に批判的に聞こえるような言い方はできないので、多分おっしゃらないのだろうというように思いますから、もうそれ以上答弁を求めることはしないでおこうと思いますが、内部での分析とか検討はぜひよろしく願いいたします。どういうふうな対応をすることによって大規模な感染を防げるのかの部分というのはすごく大事だというふうに思いますので、内部での分析、検討はぜひよろしく願いをいたします。

2番目、予防接種についてですけれども、インフルエンザは従来から65歳以上と、60歳から65歳の一部疾患を有する方には自己負担1,500円で接種できたところへ、今年の10月から12月まで限定で、県がこれらの方に加えて妊婦さんと中学3年までの乳幼児、児童生徒に1人1,000円の補助を追加するということになるわけですね。だから、このまま、文面をそのまま理解をさせようと、65歳以上の方と特定疾患のある方については、500円で受けられるというような理解になるわけですね。これはコロナ対策の一環なんですか。そこら辺も併せてお聞きしたいと思います。それから、また定期接種の方と新たな県費補助の方を加えると、これで町民のおよそどれくらい、半分にはならないかなと思うんですが、どれくらいの、割合でも人数でも結構ですから、どれくらいになるのかというふうなこと。なぜこれをお聞きするかというと、今朝のニュースで、各地の自治体で補助が拡大をされていますというニュースが報道されておりました。その中にはいろいろなタイプがあって、例えば栃木県だったと思うんですが、全市民を対象に補助を拡大しました。これは無料だとは言っていないようなんですが、とにかく年齢制限とかいうものを一切撤

廃して全市民に補助をします。それから、大阪だったかな、どこかのあれで、65歳以上については全額を補助にします。要するにただで受けられるということですね。それから、高齢者じゃなくて子どものほう、小学校6年生までは全額補助をしますという自治体のニュースもあったんですが、そのような形で広げているところがあると。そういうことやらを考えたときに、どれぐらいの町民に対して補助をすることになってくるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それから、肺炎球菌のワクチンについては、基本的なことをまたお伺いしたいんですが、基本的に1人一生1回でよいのか、後どうなのかということですね。何か5年の間隔は置かないといかんとかいうふうなことも言われているんですが、その辺どうなのか。

それから、今後、流行が拡大してきたような場合には、中間的な年齢やとか若年者にも拡大すべきだというふうに思うんですが、そこら辺はどうなのかというふうなこと。

それから、自分自身が接種を受けているかどうかということは確かめられるのかどうか。その辺りについて、再質問をさせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** 加藤議員からインフルエンザの関係と肺炎球菌の関係について、再質問を頂いたということで、お答えさせていただきたいというふうに思います。

まずコロナ対策、今回は県が実施される新型インフルエンザの補助金についてでございますけれども、これは、県の申されることにつきましては、コロナ対策の一環であるということで、これから経常的にこの事業を実施するという事はないというふうなことで、おっしゃっておられました。

また、この県の事業を実施することによって、どれぐらいの方が日野町でインフルエンザの予防接種を受けられるのかという想定でございますけれども、大体65歳以上の方が今、日野町で定期接種として受けておられる方が56.41パーセント、56パーセント強ということでございます。それぞれ義務教育の方、それから妊婦さんの方、65歳以上の方、大体60パーセントというふうに県は接種率を出しております、かつ、この予防接種の補助事業で、その1.2倍の接種が見込まれるという、県は想定をしておられます。そのことから、日野町も同じような接種率ないしは接種向上率1.2パーセントを掛けさせていただきますと、対象人数につきましては6,681人ぐらいの方が接種を受けられるのかなというふうに思っております。なお、6か月から12歳の方につきましては、接種2回打ちということになってございますので、接種回数自体は、その方たちは2回になりますので、もう少し増えてくるのかなというふうに思っているところでございます。

あと、肺炎球菌のことについてでございますけれども、予防接種のガイドラインに基づきますと、1人1回でいいということになってございます。1回以上接種した者につきましては、当該予防接種を定期接種として受けることができないというふうなことが書いてございます。定期接種としては受けられないということでございます。仮に任意接種という形で、ご自身で、一遍打っているけれども受けるという場合につきましては、できれば5年を空けるというふうなことが言われておるところで、ただ定期接種は一生に1回ということになっているというところがございます。なお、ご自身が肺炎球菌の予防接種を受けた接種履歴が分かるのかどうかということでございますが、定期接種に係る部分につきましては、町において接種歴を記録してございますけれども、任意接種の方につきましては任意で打たれているという関係もございまして、町のほうで接種歴のほうは確認できる手段を持ち合わせていないということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 加藤議員よりご質問いただきました中で、追加でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、県の事業ですけれども、先ほどおっしゃっていただいた10月1日からということございまして、12月31日、これは国のほうで推奨されている接種の期間を当てはめた期間でございますが、県の事業といたしましては、12月31日を超えた時期についても補助を打っていくということも言われておりますが、日野町においては一応、10月1日から12月31日までを定期接種の補助対象期間としているということでございますので、県の事業とは少し期間が差異が出てくるということでございます。

そして、他の自治体では年齢制限を撤廃しているところであるとか、65歳以上の方は無料で接種ができるというふうな判断をされているところもあるというふうにお尋ねを頂いておりますが、現在のところ、日野町におきましては、県が展開される今回の事業、先ほども申し上げましたとおり65歳以上の方が基本ですけれども、1,000円の補助が打たれる、要するに日野町では500円のご負担を頂く、そして妊婦、中学生以下のお子さんについては1,000円の補助が打たれる、このスキームの中で実施をさせていただくということで、町の一般財源の追加的な補助を行うということには今現在、なっておりませんので、ご理解を頂きたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 再々質問をさせていただきます。今のインフルエンザの予防接種の部分ですけれども、先ほどコロナ対策の一環だというふうにおっしゃったので、ふだんの普通の施策であれば、もちろんそういう形で補助をして、あるいは全町民にというようなことになると、あとずっと毎年毎年そういうお金を出していかな

らんというので難しいところもあるかと思うんですけれども、県がコロナ対策の一環だというふうに言っているということは、基本的に今期の対策であると。そういうように考えるならば、町としても全員、全町民を対象に、10月から12月までの部分、今年限定という形でやることも、そんなに大層なことではないの違うかと。コロナ対策のお金を使ったりというふうにしていけば、今年度、一応限定やということであれば、そういうふうになるのではないかと。いろいろなやり方があるかと思うんですけれども、全額補助、どこか特定の年齢だけ全額補助というのやなしに、若い人であってもインフルエンザはかからないということではないですので、そういう意味では全町民対象の、だから県が1人1,000円の補助を追加するというふうに言っているんですから、その対象にならない町民のところへも1人1,000円の補助を、町の単費で追加すると、上積みするというふうな施策をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課参事。

**福祉保健課参事（福田文彦君）** 今回、滋賀県がインフルエンザワクチンの予防接種事業を開始されたということは、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス対策ということでございます。これにつきましては、国が優先接種を決められているということでございます。これは1番に高齢者の方、これは重症化するという部分がございます。その次に医療従事者の方、それから妊婦さん、あと12歳未満の子どもさんというようなことで、優先接種のほう、決められているというところでございます。そのことも含めまして、今回、県も同様の対策を取られると。ただ、12歳が義務教育15歳まで延びるという部分につきましては、この間、新型コロナウイルスで学校が休校になっているということも合わせまして、このインフルエンザでさらに学級閉鎖が起ってしまうということのを避けるという意味で、15歳まで拡大をされているということでございますので、町としてもこの部分、国の優先接種の規定に基づきまして、対象が決められるということで、町も同様のルールの中で行わせていただきたいというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 加藤和幸君。

**4番（加藤和幸君）** 最後の部分はもう、要望ということで、またご検討いただければありがたいかというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 次に、13番、池元法子君。

**13番（池元法子君）** それでは、通告に従いまして、3つの問題について、国民健康保険、学校給食・学童保育、そして同和問題の3つについて、分割方式で質問をいたしますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1つ目の国民健康保険についてであります。これまで市町村ごとに保険者として運営をしていた国保を、2018年4月から都道府県下となり、来年度から第2

期目となります。滋賀県は、市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県内の統一的な運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することを策定の趣旨として、第2期滋賀県国民健康保険運営方針の策定が進められています。今年7月21日にも、堀江町長になって初めての首長会議が開かれたと聞きますが、その会議の経過、進捗状況をお聞かせください。

**議長（杉浦和人君）** 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 国民健康保険についてご質問を頂きました。

去る7月21日に開催をされました第16回首長会議での第2期滋賀県国民健康保険運営方針策定に向けての協議の経過でございますが、まず、はじめに滋賀県知事からこれまでの首長会議で出された意見の対応として、次の3点の提案がございました。

1点目は、保険料水準の統一の時期を第1期運営方針と同じく、令和6年度以降、できるだけ早い時期とすること。

2点目は、財政支援、インセンティブ等について、市町から出された県給付対策費補助金や子どもの均等割の減免、福祉医療費助成制度の統一などの意見に対し、話し合いを進めるということ。

3点目は、被保険者の負担の公平化を図るため、令和3年度から収納率を反映し、国民健康保険事業費納付金・標準保険料を算定することでございます。

こうした提案を受け、私自身は発言をしておりませんが、他市町の首長からは、令和6年度以降できるだけ早い時期の保険料水準の統一は了承するが、10年、20年も今のままとすることなく、しっかり議論をするべきといった意見や、医療提供体制の偏在の解消、福祉医療費助成制度、子どもの均等割の減免などについての意見が出されました。この市長会議の提案や出された意見を受け、本年12月の運営方針策定に向けて、各市町の国保担当課長で構成する国民健康保険市町連携会議や担当者で構成する各部会の中で協議を続けているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** それでは、再質問をさせていただきます。3つの提案があったことですが、保険税の統一について、財政支援、子どもの均等割の減免、福祉医療費助成制度の統一等の話し合い、そして令和3年度から収納率を反映し、国民健康保険事業費納付金・標準保険料を算定すること。保険料の統一についても、今まで守山市長や東近江市長、また前日野町長などは、統一時期は令和6年度に縛られる必要はないと、十分丁寧な議論が必要との発言がありましたように、それらの意見を県は尊重すべきだと思っています。現に保険税の統一を進めているのは、全国でも確か6府県しかないことにも表れていると思います。財政支援についても、県



給付対策費補助金の増額や福祉医療の統一などの発言があったとも聞きます。また今回、統一保険料の算定についての提案が一番の問題かと思われます。収納率が異なることで、被保険者の負担、保険税もほぼ異なる。負担の公平性を前進させるため、これを見直したいとして、収納率の高い市町の納付金を少し高くして、収納率が低い市町の納付金を少し低く調整することで、被保険者の収納率は一致していますが、全くおかしな提案です。

前日野町長は不公平で乱暴な議論と発言されているように、我が町のように収納率の高いところが保険料が上がる、こんな算定の方法について、どのように受け止められているのか、お尋ねをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 住民課長。

**住民課長（澤村栄治君）** ただいま池元議員から国民健康保険についての質問を頂きました。国民健康保険事業費納付金の算定において、標準的な収納率を反映させるという統一保険料算定方式を導入するというのが、今回の市長会議でも知事からの説明がございました。この統一保険料算定方式を令和3年度から新たに導入するということがはっきりと示されております。ここの統一保険料算定方式の問題点は、池元議員さんがおっしゃったように、各市町ではやっぱり収納率の格差がございます。そうした中で、1人当たりの保険料に県内格差が生じないようにということで、計算方法の中で、納付金を算定するときに収納率を乗じて一旦調整されることによって、収納率が高い、例えば日野町や多賀町とか、高いところの納付金が上がると。県に納める金が上がって、収納率の低い草津や栗東とかいった市部のほうの納付金が低く調整されるということで、頑張って保険料収納率を上げることで納付金が高くなると、頑張って集めることによって納付金が上がると。下がれば納付金が安くなるということで、結果として収納率の向上意欲の低下とかモラルハザードが発生するというおそれがあるということから、これが大体1年ほど前からもう、市町連携会議の中で出ていまして、日野町としては、そんな矛盾ある制度の導入については強く反対をしてきた経過がございます。

ただ、この部分について、担当課長会議の中の話合いの協議の中の議論をいいますと、やっぱり、どこの市町も頑張って収納はしているんだと。だから、そういう意味で、いろいろ市町の現状に応じて、やっぱり大きいところは収納率が低いし、田舎のほう、町村部になるとやっぱり高いという現状がある中で、平成30年度からは収納率じゃなくて、医療費の部分は全県下でも支え合うという部分で、もう既に導入されているので、いわゆる給付と負担の公平化の観点からいうと、やはりもう、給付の部分は一定、支え合っているんで、今度は負担の部分で統一を図っていくべきだということで、そういった経過がある中で、7月21日に開催されました市長会議の中で、そうした知事の発言があったということでございます。

その場での、担当課長会議の中では、収納率の向上意欲に対しての県の考え方としては、やはり目標値というのが規模別であるんですけども、その目標値を下回る市町については、実効性のある収納対策計画の策定や、また収納アドバイザーの活用などにより市町を支援していくということと、逆に日野町をはじめ収納率の高い市町村については、納付金上がる部分については県の一般財源を活用して激変緩和措置を講じていくという説明が示されております。

また、統一保険料算定方式は今の収納率の課題と、もう1つは納付金を算定するベースで支え合う、県全体で支え合う経費と、県全体で分かち合う公費をどこまで算入するかというのも課題として残っておりますので、その辺については、今後の市町連携会議の中で議論が進んでいくものと考えております。引き続き、このことについては、市町連携会議で議論がされておりますので、日野町としてしっかり意見を述べていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** 再々質問になります。各市町の今の担当者会議、課長会議なんかでは、当町の課長さんは、今、発言がありましたように、日野町、また日野町の被保険者を守る立場でしっかり発言をさせていただいていると思います。今回は堀江町長にとっては初めての国保の首長会議でしたので、発言されなかったのは仕方がないとは思いますが、今後は課長としっかりと連携をして、統一時期についてはそうばたばたする必要がないとか、また算定方法についても、我が町のように収納率の高いところに負担を課すと、そんなおかしな提案について、しっかり我が町を守る立場で発言を願いたいと考えますが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 再々質問、どうもありがとうございます。もう池元議員さんのおっしゃるとおりでございます。特に統一保険料の部分につきましては、最初、当局からレクを受けたときは、とんでもないことやなという話はさせていただいていました。昨年度からも担当課長会議も踏まえて、県との議論も非常に煮詰まって、最終結果を私のなりたての市町会議で出されてきたというところで、日野町と同じような立場の市町もございます。そういった市町の首長さんも一定、ある意味、小規模で運営してきたこの国保の体制を、財政基盤が県になるということによりまして、ただし一方では、確かに財政的な安定性というのは増したという部分といったことも多分、総合的に勘案されて、妥協点という部分で他の市町の首長さんも一定、理解をされてこられたんだろうなというふうに理解を、私自身はしているところでございます。ですが、池元議員おっしゃるとおりに、私は日野町の代表であり日野町民の代表でありますので、町民さんの不利益を被ることは、やはりそのように、しっかり言うべきことは言っていくことはお誓いをさせていただきたいと思いま

す。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** しっかりとしたお答えを頂いて、本当にありがたいと思います。

前藤澤町長の支持母体があたたか日野町みんなの会であったように、堀江町長の支持母体がワンチーム日野であろうが、また自民党であろうが、そんなことを私はこだわっておりません。日野の町長として、日野町長としての基本であるところ、町民を守るという立場で、県にも国に対してもしっかりと臨んでいただくように強く要望をいたします。

続いて、2つ目の質問になります。学校給食、学童保育についての質問です。

今回の日野町長選挙投票日直前に出された堀江町長の号外チラシに、学校の民営化は必要なく、これまでどおり進めます、学童も民営化の必要なく、これまでどおりに進めますと書かれてありました。私の町議生活にとっても、この問題は長年取り組み、実現させてきたこととして、大切な問題です。このことを、町長公約としてしっかり守っていただけるのかを確認させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 学校給食、学童保育についてご質問を頂きました。現在実施をしております幼・小・中学校における自校直営方式の学校給食は今後も継続をして実施をしております。また学童保育所につきましても、現在、NPO法人を立ち上げ、運営を頂いていることを尊重し、今後も変わらず、ともに子どもたちのことを考え取り組んでいきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** 私がこのことを心配しましたのは、5月23日のローカルネットワークひの主催のくらしと政治カフェにおいて、給食の民営化について質問をされたときに、堀江町長は、住民にとって高い価値を与えたほうがよい、また子どもや保護者にとっていいものならそれでいい、内容次第だという返答をされ、民営化を否定されませんでした。確かに話の中で、個人としては自校方式のままでよかったと思っていますが、周りの人がそういう人ばかりではないのでとも話されてきました。また8年前の町長選挙では、町長のお父様が給食の民営化を訴えられていたこともあり、大変不安でもありましたが、しかし今回、学校給食も学童保育も、今後も自校直営方式、運営方式を尊重し、継続をしていくことを明言していただき、本当に安心をいたしました。

くらしと政治カフェのお話の中で、地産地消やオーガニックの話も、町長、されておられました。地産地消を進めるための工夫も必要だと思いますし、オーガニックの、本当に食の安全のために必要なことだとは思いますが、全てをオーガニックするというのもなかなか、一度にはできないことだとも思います。そこで、2年ほ

ど前からあちこち全国的に問題視をされています学校給食に使用されているパンの事です。子どもが食べる学校給食のパンの80パーセントから100パーセントが輸入小麦が使用されており、パンからグリコサドという残留農薬が検出されているとのことなのです。パンや牛乳は県が一括をして調達しているということです、ぜひ子どもたちの安全のため、県に対して原材料を、輸入小麦であるのなら国産小麦や米粉に切り替えてもらうよう、町長から県に対して言っていただけないでしょうか。お尋ねをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 教育次長。

**教育次長（望主昭久君）** ただいま池元議員より、学校給食の安全性についてご質問をさせていただきました。

議員がおっしゃったとおり、給食の米につきましては現在、日野町のお米を提供させていただいていますが、パンにつきましては、県のほうでまとめて一括購入をしているところでございます。その原材料については、そこまで私どもも詳しく知らないんですが、予想されるにオーガニックであったり国内産の小麦がそれだけ流通しているふうにも思いませんので、その辺につきましては、今、要望していただいたことについては、学校給食課のほうに伝えていきたいと思っております。それで可能になるかどうかはまだ、流通とかいうこともあると思っておりますので、要望だけは伝えさせていただきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** ぜひよろしくお願いいいたします。

3つ目になります。同和問題についてを質問いたします。日野町における同和（部落）問題解決の取組は、全国的にも先進的な取組として今日まで評価をされてきました。それは、森田町長から藤澤町長に至るまで、部落解放同盟などの圧力に屈することなく、行政とともに毅然とした対応をしてきたからであります。滋賀県で同様な取組をしている市町はなく、日野町は、孤高の誇り高いまちと言えるものです。

日野町人推連協は、2018年1月23日、臨時総会を開催し、日野の方針から逆行して相入れないと、滋賀県人推協から脱会をしています。今回、新しく堀江町長が就任したことを機会に、これまでの取組を変質させようと、様々な圧力をかけてくるのが危惧をされます。そうした中で、堀江町長は、引き続きこれまでの日野町の同和問題解決の取組を、後退することがないよう継承していただきたいことから、この質問をさせていただきました。

堀江町長をはじめ、町行政の方の中でも、50歳以下の方となると、ほとんどの職員の方もこの問題解決の取組をご存じないと思っておりますので、経過について少し述べさせていただきます。

日野町における部落問題解決の取組は、全国的にも先進的な取組として今日まで

評価をされてきました。それは、先ほど言いましたように森田町長以来続いてきたことです。この中で、まず完了祭というのがありました。1969年に、まず同和対策事業特別措置法の成立によって、豊田地区では環境改善事業が実施をされました。また、日野町においては、日野町同和推進協議会、以下、日野同推協が中心に、差別意識を解消するための同和教育が実施をされてきました。その後、日野町行政や地区住民の連携と相まって、地区内外の格差は是正され、差別意識は解消に向けて大きく前進をいたしました。1991年11月に地区内外の格差が基本的に是正されたことから、豊田地区は、これ以上やみくもに特別な同和対策を続けることは、かえって区民の自立を妨げ、部落問題解決に逆効果をもたらし、ひいては町民の皆さんの信頼を裏切ることになるとして、同和対策事業の完了宣言をしました。それを受けて翌年、1992年2月、当時の森田町政は、同和対策の終結を目指してふれあい町民集会を開催し、同和ではなく人権尊重と福祉、ふれあいのまちづくりを目指すことを宣言し、同3月には同和対策課を廃止し、同和行政を終わらせました。そして、同和教育や同和啓発の推進を担ってきた日野同推協は解散をし、価値ある遺産を継承した日野町人推啓発推進連絡協議会、以下日野町人推連協では、取り立てて同和教育や同和啓発は行わず、人権と福祉のまちづくりを目指すこととなりました。

豊田地区では完了祭以後にも、改良住宅の有償譲渡の実現や、他市町では隣保館と言われていますが、うちは日野文化会館の廃止など、自立に向けて積極的な取組を行ってきました。

そのような中、2016年12月、突如、部落差別の解消の推進に関する法律が成立したのです。同和対策事業の財政上の時限立法である地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、これは2002年3月に既に失効しており、残された教育啓発の課題については、2000年12月6日に成立した人権教育および人権啓発の推進に関する法律の推進を通して、解決していくことになっていました。にも関わらず制定されたものです。この法律については、部落内外の格差が是正され、差別意識の解消が進んでいる中で、新たな部落差別を固定化し永久化するものであるという批判の中で成立をしたものですから、成立にあたっては、衆参で附帯決議がつけられています。参議院の附帯決議では、教育および啓発を実施するにあたっては、当該教育および啓発により、新たな差別を生むことがないよう留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮することとなっているのです。

県の人推協脱会の経過についても少し触れさせていただきます。滋賀県人権教育推進協議会、これは会則に同和問題を重要な柱と規定しています。そのため、滋賀県人推協では、部落差別解消に向けた教育や啓発に取り組むことを重要な課題としているのです。そして今回、部落差別解消推進法が制定されたことで、それを根拠

に滋賀県人推協は行政の協力を得て、同和教育や同和啓発を強化しようとしていました。完了祭から30年近くがたつ今、日野町における部落問題は、過去の遺産になろうとしています。そうした中で、滋賀県人推協が部落差別の教育を日野町に押しつけることは、自立に向けて取り組んできた豊田地区住民と日野町民を分断させ、新たな差別を生じさせるものであり、法の趣旨からも逸脱しています。したがって豊田地区や日野町人推協としては受け入れられないものであるのです。ですから、2018年1月23日、日野町人推連協は臨時総会を開催し、滋賀県人推協から脱会することを決意いたしました。脱会した理由が3つあります。

1つ目には、滋賀県人推協の会則および課題検討委員会の運営規定には、同和問題を重要な柱と規定し、そのため滋賀県人推協や課題検討委員会では、部落差別解消に向けた教育や啓発に取り組むことが重要な課題となっています。これは、1991年に同和対策事業の完了宣言をし、同和行政を終結させた日野町の取組や、日野町人推連協の方針からも逆行しており、相入れないことだからです。

2つ目は、2016年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律、これは部落差別を固定化し、永久化するものである。滋賀県人推協は、この法律を具現化するために、教育や啓発で行政と連携するとしています。このことから、今日の日野町の部落問題解決の到達段階から見て、この法律は新たな差別を生じるものであり、日野町人推連協としては、受け入れられないこと。

3つ目には、これ以上、滋賀県人推協に加入していれば、部落差別の取組を押しつけられることになり、これまで日野町人推連協が大切にしてきた自主性や主体性が奪われることになるからです。

このように、これまでの経過から、引き続き日野町の取組が後退しないよう、外部からの圧力に屈することなく継続していただくと断言をしていただきたく、質問をいたしました。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは、同和問題解決の取組についてご質問を頂きました。

今し方、池元議員のほうから本当に丁寧に経緯をご説明いただきまして、どうもありがとうございます。当町における同和問題解決の取組は、県内に先駆けて、昭和34年に同和推進協議会の発足に始まり、今日まで先進的な取組として評価を受けてきました。特に町内教育関係機関が連携した子どもの学力向上の取組や、地区公民館を中心とした地区同和教育推進協議会などによる全町民の学習活動など、これらの地域と一体となった環境改善、産業就労、教育啓発、自治づくりは全国に誇れるものでございます。これらの集大成として、平成3年11月には地元主催による環境改善事業完了記念祭が開催され、同和対策の環境改善事業の完了を宣言されました。町では、地元住民の意思を受け、平成4年2月に同和対策の終結を目指すこと

もに、人権尊重と福祉のふれあいのまちを目指し、ふれあい町民集会を開催し、同年3月をもって同和対策課を廃止し、同和対策から一般施策へ移行し、取り組んできました。

日野町がこれまで歩み続けてきたこの道筋を後世に伝え、役場行政は地元をはじめとした全町民のこれまでの取組と意思をしっかりと受け止め、これを引き継いでまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**13番（池元法子君）** 現職員の皆さんも、先ほども申しましたが、この問題の経過についてご存じなのは多分、50歳以上の人で、限られた人数になると思います。また議員の中でもこの問題を知っているのは、私と杉浦議長ぐらいだと思います。昨日、合併問題で山田議員が質問されましたが、合併問題の前から議員をしているのも私と杉浦議長ぐらいのものです。ややもすれば、当時のことを知らない人ばかりになってしまいますと、風化してしまうおそれがあるから、私もこういう質問をさせていただきます。

答弁にありましたように、日野町がこれまで歩み続けてきたこの道筋を後世に伝え、役場行政は地元をはじめとした全町民のこれまでの取組と意思をしっかりと受け止め、これを引き継いでまいりますと、しっかりと明言していただきました。これからもよろしく願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 次に、9番、谷 成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 通告に従いまして、私からは1問だけ、一括で質問したいと思っております。

コロナ感染症と生活環境、経済対策について。

今年に入って、新型コロナウイルス感染症が発生し、全国的に増える中、終息にはまだ時間が必要で、長期化しています。短い夏休みも終わり、毎朝、子どもたちがマスクをつけ通学する姿、外出すればマスクをする姿が、最初は違和感さえ感じ、危機感を感じるようになり、数か月たてばそれが当たり前の姿になっていく。生活そのものがこれから変わろうとしています。日野町内のお祭り事を見ても、祭事だけ行い、各種行事やイベントは中止になる状況です。今後開催できる状況に向けて、今だからこそ考える時間があり、お祭りや各種行事、イベントを変えていかないと、地域内経済も非常に大きな打撃を受け続けます。今後の生活さえも脅かすコロナ感染症、この地で商売をしている私どもにとっても、お客様とどう向き合うべきか、日々迷います。私たちはコロナとどう暮らし、付き合っていくのか。日野町と商工会、生産者、消費者となる住民が1つになり、今後の生活が安定するように導いていきたいと思います。

1つ目に、町は緊急経済対策として、地域内循環を促進する目的で日野町民1人

当たりに3,000円のふるさと日野町がんばろう商品券事業を実施していただきました。これに併せ、日野商工会青年部はSNSで、『＃私は日野で』食べる、遊ぶ、暮らす。」と日野町の地域経済の活性化を図ったり、ローカルサポートビジネスを企画されています。この企画に日野町としてどのように連携をしていこうとされているのか、お伺いいたします。

2つ目に、コロナの影響により、会社に行かなくてもテレワークになり、会議も画面上でできる状況にあります。田舎で働くことができるので、各企業や個人で事業をされている方に、空き店舗、空き家を活用していただくためのお試し移住を日野町として発信、提供できればいいのではないのでしょうか。

3つ目に、コロナ感染症による高齢者への情報提供はどのようにされているのか。この3点をお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 9番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（堀江和博君）** 商工会青年部のローカルサポートビジネスの企画との連携についてご質問を頂きました。

7月末、商工会青年部長から取組への協力要請がございました。現在、庁舎や関係施設へのポスターの掲示などを行うとともに、広報ひの9月号で紹介をさせていただいたところでございます。町内消費による地域内の経済循環の促進のため、引き続きこの企画の周知に努めていきたいと考えております。

次に、お試し移住についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、リモートワークの拡大やウェブ上での会議やミーティングの開催など、働き方や生活スタイルが大きく変容しており、日野町に住みながら都市と同様に仕事ができる時代になると考えております。ご提案いただいておりますように、町内の空き家や空き店舗を活用し、日野町への移住定住を進めるため、日野町を体験していただくお試し移住の取組や、コワーキングスペースを整備するなどの取組につきまして、情報インフラの整備と併せて研究をしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供についてでございますが、現状は、主に町のホームページにより行っているところで、お知らせする内容によっては、日野めーるや新聞折り込みを利用したり、区長発送や直接郵送等でご案内をさせていただいているところでございます。また、中でも高齢者の方々が、新型コロナウイルス感染症の影響から外出を控えるなど、動かないことによる心身の機能が低下する、いわゆるフレイルの進行が危惧されることから、フレイル予防の啓発チラシを新聞折り込みで配布させていただきました。また、地域のサロンやおたっしや教室のリーダーの方々にも、通いの場を開催する場合の留意点のチラシを配布し、感染防止の注意喚起もさせていただきました。

今後も高齢者の方への情報提供が必要な場合は、ホームページだけではアクセス



が限られていることから、新聞折り込みや広報、または直接郵送等でもお知らせをさせていただければと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 今も申させていただきましたように、午前中の山本議員の答弁にもありましたように、がんばろう商品券のことについてちょっと触れられておりましたので、その辺、重なって、また町長も答弁をしていただいていたので、そのことについてしゃべらせていただきたいと思います。

ふるさと商品券はもう3種類、全店共通の券と地元事業所の券と飲食店の券を発行していただいて、やはり皆さん、使う率も、結構よく使っていることで、大変喜ばしいことかなと思うんですけども、町長の答弁にありましたように、やっぱり飲食店の券を使う率が少ないというのか、使っているように、これも私が思うのには、東京都でも飲食店に、安心してお店に入って安心して使える、安心して食べていただけるというのが、滋賀県にも店舗に貼っていただくシールというのがあるというのを聞いているんですけども、これを日野町としてもやっぱり、そこまで手を出すというのか。指導もされていると思うんですけども、日野町と商工会と独自にその講習会を開いていただいて、このお店なら安心して食べられるよという、日野町独自の、利用していただける店にしたほうがいいのかという、私もいろいろと商店やら飲食店を見ているんですけども、何かそのように、もっと身近に日野町のところで指導を受けて、こうしているさかい、ここへ来てくられても大丈夫ですよという飲食店がもっと活用しやすいのかなと思うので、その点、少し考えてもらって、お店の前に安心して入ってもらって、3密も守り、日野町はこの店はこうやっているよというのを出していかはったのがいいのかなと私は思います。

今、先ほど言いますローカルサポートビジネスで、次、青年部がやっていこうと思われることに、そのようなことも指導していきながらしていくと、また住民の皆様も安心して使えると思いますし、この商品券についても、この共通券辺りでも、日野の中で飲食で使うところも見直していただいて、増えてきたようにも私も感じるのですが、そのように安心して使っているところ、使えるように、住民の皆さんが安心して入れる、お買物は行って買われるだけなので、よく使われるみたいなんですけど、飲食店はその点、やっぱり行きにくいというのか、何かそこに入ったらコロナに感染するのかなという思いを持っておられるのか、やっぱり使用率が少ないような感じがします。もうちょっと指導されていったほうが、町で独自にしていっていったほうがいいのかと私は思いますので、その点、またよろしくお願ひしたいと思います。

空き店舗、空き家の活用も、今、町長の答弁がありましたように、ちょっと考え

ていていただいて、また、その店舗の補助金も、助成もつけていただけると、また増えてくるのかな、また空き店舗、空き家の解消にもなっていくのかな、お試し移住もしていただいて、町長の公約にもありましたように、ちょっと町が手をかけて、住めるか使えるように手を入れて、使用料を頂きながらまたこれを買って上げていってもらうように、お試ししていったらいいのかなと思いますので、その点もまたよろしくお願ひしたいと思います。

3つ目のお年寄りの情報は、質問させていただきましたFMラジオの個別受信機やら、これからしていただければ安心していけるのかなと。なかなか、私も日野町の中を見ていると、お年寄りの人が、外へ出るともう、コロナに感染するさかい、もう家の中にじっといるねんわと言うおじいさんとかおばあさんがよくおられて、若奥さんが、もううちのおじいさんも出るの怖いさかいに、家にずっと引きこもってはるわというので、運動もしひんし体もなまってくるので、その点そういう情報を発信していただいて、またやっていっていただきたいと思います。

はじめのがんばろう商品券の件、また、コロナ感染で安心して飲食できるサポートができたらいいなかなと思いますので、その点よろしくお願ひします。

**議長（杉浦和人君）** ここで、本日の会議時間を、議事の都合上あらかじめ延長いたします。商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 谷議員のほうから飲食店の利用に関しまして再質問を頂戴しました。

飲食店の利用につきましては、なかなか商品券のほうも、現在、私の最新の情報で、利用いただけるお店が145店舗、そのうちの3分の1ぐらいがいわゆる飲食の関係でございます。そういう中で、使用の状況を見ていると、8月末ぐらいになります、1枚500円券ですが、全店共通券をご利用いただいているのは1万5,000枚、そして事業者応援券が1万4,500、そして4,500枚が料理、飲食関係ということで、少し飲食関係の利用が少なくなっているというのは、やはりコロナの影響の心配があるのかなというふうに思っております。

そういう中で、議員おっしゃっていただきましたように安心して行ける店、ちゃんと講習を受け、そして3密を回避する対策をしっかりと取っているよというお店があるということは、非常に、地域の住民さんにとっても行きやすくなる環境になっていくのかなというところがございます。

現在、商工会、料理旅館飲食組合さんのほうでもその辺りの講習会やらをすることと、そして安心ステッカー的な部分を今現在、計画をされているのかなと、現段階でお伺いしております。そういった部分につきまして、連携と、しっかりと後押しがさせていただけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

そして、先ほど、空き店舗、空き家、お試し移住の関係でございます。この辺り

につきましても、やはり日野町で使える地域の資源がございますので、そういった部分についての活用策につきましても、関係課ともどもに連携しながら、議論も今しているところでございますので、その辺り、日野町にそういった部分での、移住であったり利用が進むように検討、研究を重ねていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**9番（谷 成隆君）** 今、課長が申されるようにがんばろう商品券の、店舗の人たちもやっぱり、されている方はちゃんと指導して店の中をそういうふうに行われていると思うんですけど、やはり自然となれるように商工会ともう少ししゃべられて、もうちょっと店舗に入りやすいようにして、先ほど言ったように安心して入れるシールとか看板とかあります。あれをもうちょっと指導していってもらってもっといいのかなど、私自身思いますので、今も商品券をされて一番よかったと思うし、やっぱりそれは活性化していくと思うし、住宅リフォーム助成の商品券でも、なかなかもらってもそれを使わずタンスに置いておくやないけど、なかなか使い慣れてへん人もよくおられるんで、やっぱり商品券をもらったなら、せっかくこれを使っていたくようにもうちょっと指導も、何かPRをかけていくというか、もっと使っていたくように、今もそれだけの枚数が出ていって、使用率も出ていますけれども、まだ家に眠っている商品券もかなりあると思うので、その点、もうちょっと呼びかけていっていただいて、やっていただくとうれしいと思いますので、その点、要望して、私の質問とさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、1番、野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 思いのほか早くラストバッターが回ってまいりました。日野町議会最年少議員となりました野矢貴之です。よろしく願いいたします。1期生の最年少が大トリで大丈夫かいなという茶の間の皆さんに一言お伝えしておきたいのは、この議会の仕組みとしましては、質問を提出した順番で、質問の登壇する順番も決まっているということをご伝えておきたいと思っております。この議会の中では、順番やら、最後、皆疲れているから早く終わりたいな、見えない圧力が働いているということは一切ありませんということも併せてお伝えして、大いに政策について意見交換をしていきたいと思っております。

それでは、通告書に従って、私のほうは、未来のために考えたい『新しいローカルのあり方』という大テーマを設けさせていただいております。感染症対策をめぐって世界中が試行錯誤しています。日本も地方都市である日野町もまた例外ではなく、感染症対策のための正しい答えはまだ見つかっていません。しかし悪いことばかりではないと思っています。といいますのは、潜在的であった課題が、今まで表に出てこなかったものが表に出てきた、顕在化してきたり、前例のない実施方法を試みたり、試みざるを得ないということもありまして、やってみた、そうしたら思

いのほかテレワークもできたとか、いろいろな機会に、チャンスにできることもあるのではないかと考えております。そういった中で、都会一極集中が利便性と災害時の危うさを併せ持っているなという一方、多少不便でも安心と豊かさを持つ田舎が見直されているとも思います。今こそ、田舎に特化した政策を打ち出すタイミングではないかなと考えての質問でございます。

そこで、新型コロナ禍だからこそ、未来のために考えたい新しいローカルのあり方について、2つのテーマを取り上げて一問一答でお願いいたします。

1つ目は、誰も取り残さないやさしい町（多文化共生のまち）としております。

2つ目は、地元産業が元気なまち（地域の経済循環システム）というふうに書かせていただいています。ここでいう新しいローカルというのは、決して都会が成功というような考え方ではありません。ローカルならではの、田舎としての新しい取組を表現したということをつけ加えておきます。

ここは余談なんですけど、私自身がこういうローカルな地域、田舎の一番の問題だと考えているもの、優先順位なんですけど、全部問題なんですけど、例えば人口減少、いろいろな役が多くて大変、財源が厳しいとか、いろいろな問題がございますが、その中でも一番の問題は、面白い面白くないかと考えております。こういう地域が面白いと思える地域であれば人は楽しいし、住みたいと思う方もいると。私の中での優先順位ですよ。全部問題ではあるんですけど、私の中での優先順位として、そのように考えております。ですので、すてきな田舎であり続けるために、こういった新しいローカルでやろうとする取組は何よりも大事であると、私は位置づけているということをつけ加えて、進めていきたいと思っております。

それでは、1つ目、誰も取り残さないやさしい町（多文化共生のまち）ということで、日野町で非常に困っておられる方、もしくは、そのときの対応のほうの確認をまずさせていただきたいと思うんですけど、全国的に新型コロナウイルス対策が行われて以降、役場や社協などに深刻な相談事例はあったかということもまず、福祉保健課のほうにお聞きしたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 新型コロナウイルス感染症により、役場や社会福祉協議会に深刻な相談事例があったかどうかについてご質問いただきました。

福祉の窓口で、経済的な困窮のご相談を受けておりますけれども、感染症の影響に関わらず、深刻な場合はございます。就労が継続できなくなった要因の1つとして、感染症の拡大による経済の停滞、それに伴う雇用の不安定化があるものと捉えています。この場合も、東近江健康福祉事務所のケースワーカーとともに、役場の窓口などでその方の状況をよく聞き取り、対応しているところです。また社会福祉

協議会での相談ですけれども、感染症関連で休業、休職による収入減に対して、緊急的、一時的な生計維持のための貸付けが行われています。残業や稼働日数の減少により収入が減少した原因が多く、派遣社員として働いておられた方の失業や自営業の収入の減少による相談もあると伺っております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 様々な相談事例がもともともあるしということだと思んですが、例えば今日、明日の食事に困っているというような駆け込み事例というのはございますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 今日、明日の食事ならびに金銭的な事情で困っているということも、コロナがどうということになると、ちょっと微妙なところがあるかもしれませんが、過去にも現在もそういうご相談は承っております。その場合、例えば食料がないという場合においては、社会福祉協議会で食料支援を頂いてもらったり、経済的な困窮に関しては、東近江健康福祉事務所のケースワーカーとともに将来の設計についてご相談をさせていただくという場合はあります。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 例えばそれ以外の方、例えばそういう事例がもしあまり多くないとすれば、日野町というのは既に、例えば生活保護のようなセーフティーネット等も活用されて、一定、しっかり自分でセーフティーネットで救えているというか、そのようなふうにも考えてもよいのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 今おっしゃられたように、日野町にお住まいの方につきましては、最終のセーフティーネットとして生活保護を受給いただくということはあることでありますし、それをご相談いただくことはございます。今現在、生活保護の受給を頂いている方の件数についてですけれども、実は少し、やっぱり増えてございまして、今の数字については後から申し上げていきたいと思いますが、生活保護の受給の方については、9月1日現在になるんですけれども、実は4月1日現在から9月1日現在まで、この期間の中で、4月1日現在でいきますと125世帯で179名おられたんですけれども、9月1日で131世帯になったということで、数が伸びてきているのは事実でございます。日野町においては大体、平均的に110世帯がここ10年間の推移として、平均的に受給されていたんですけれども、ここに来て、やはり伸びているなという実感を持っております。

社会福祉協議会で今、取扱いをされている緊急小口の貸付け、それと生活総合支援の貸付けも実はかなり伸びてございまして、国のほうではこの貸付けについて、今現在は9月末で終わるといことが言われている中で、これは延長しなければいけ

ないのではないかという議論の中で、12月をめどに延長しようということをほぼ決められるのかなというふうには踏んでおりますが、ただ、永久的に続いていくということは考えにくいということになると、この制度自体が終われば、ひょっとするとまた保護受給される方が爆発的に増えてくるのではないかというふうには心配しております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 数字を出そうとお時間頂いてありがとうございました。セーフティーネットというのは適切に運用して、それによって救われる方がいるということは非常に大事なことだと思っています。なので、変なふうに使われなければ、皆さんがそれで助かっていただくというために、ぜひ、もしそういったことを言い出せない方にも何とか伝わっていけばいいなと思うところではございますが、フードバンクですとかいったものうまく連携して活用しながらお伝えできればいいなと思っています。

ここでは、今からは、こういったセーフティーネットからもさらに漏れてしまったような事例を1つ取り上げて、少しお話をしていきたいと思うんですが、私にご相談いただいた事例が1つありまして、事例として取り上げることの許可も得ております。それは、外国の方で日野町に来られた方の事例でございます。ご存じの方もおられるかもしれませんが、フィリピンの方が2月に、日本の日野町の親戚を訪ねてこられました。その方が、日本人と結婚したおば様を訪ねてこられたんですが、なので、ビザでいうと短期滞在、旅行と同じような、親族訪問なんですが短期滞在ビザであったと。そうこうしているうちに各国に新型コロナが広がってしまって、帰るための空港が閉鎖されてしまった。現状はといいますと、帰国できなくなって、現在も帰国できていません。例えばビザ、短期滞在3か月ですので、2月から5月、延長して、8月延長して今と。空港としては今、10月末に飛ぶようなことが書いていますが、これも今までからそうだったので、飛ばない、飛ばないが延長されてきて、このような状態になっている。ざっと半年ほど帰国できずに、問題は、ここで帰国できずに無収入であると。短期滞在ビザでは就労不可なので、本人がどうしようもない状態なんですね。そして、国の特定給付金は、短期滞在ビザでは当てはまらないんですよ。就労ビザの方は当てはまるようになったんですかね。なので、国のいわゆる10万円が受けられなかった。そして日野町の社協等々の場合は、基本的に日野町に住所がある町民の方だと伺っております。なので、いわゆる公の制度の中でご支援を受けられない、何か網からこぼれたという言い方なのか分かりませんが、それがご本人の落ち度とかいう状態ではないというふうに認識しています。努力の有無でもないということなんですね。じゃあ、フィリピンから支援がということも、ふと思うことではあるんですが、領事館に確認しましたところ、基本的に支

援がないと。フィリピンに帰れたとしたら、PCR検査と、2週間のホテルの待機代の自腹が待っているということを領事館から聞きました。非常に厳しい状態です。家族は残っていて1人で来られているので、その辺の精神的にも非常に厳しい状態であると。ここで確認なんですけど、恐らく現在の公の制度では、日本の制度としての支援を受けられないと考えて間違いないでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 今、おっしゃられたように、社会福祉協議会および町の窓口で、今のおっしゃってみえた案件については承知してございます。支援の方法がないものかということで、うちのところの内部でもいろいろ検討はさせてもらいましたけれども、基本的に、おっしゃったとおり日野町においては住民票を置かれている方、それは外国人さんも含めてですけれども、在留資格を持って、3か月以上の滞在をされる場合は住民票が置かれますので、その方については制度的にフォローできるものがあるんですけども、おっしゃったように観光ビザ等でお越しになった方についての制度というのは、今のところないと。ただそれを、枠組みを超えて支援をさせていただくということになれば、制度の枠外の運用ということになりますので、どちらかということそれはやってはいけないということになりますので、歯がゆい思いはあったんですけども、支援の制度は、枠組みとしてはないというのが現状です。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 今のは、今詳しく説明しましたので、その方に感情移入できるぐらいだと思うんですけど、ちょっと事例として考えていただきたいと思います。もしかしたら同様に、あまり日野町では聞く事例ではないですが、日本を探しますと、普通に観光で来られて本当に帰れない方も当てはまる可能性は十分にありますし、今後、日野町でも技能実習生が期限が切れる場合に、同じようなケースになることも考えられると思います。そういった意味では人ごとではないということと、あと、今後もそうなんですけど、そういう方が増えることは十分に考えられますね。というのは、今までこのケースというのは私たちも、多分皆様も想像できていないケースだと思いますので、想像できていないケースというのはこれからも起こるだろうと思うわけです。そのような現在の公のシステム、国や県等々で救えない場合、どのように、窓口、もしくは当局として対応をしている、もしくはできるものでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 町としてどういうふうな制度が運用できるかと申し上げますと、今ほど申し上げましたとおり、運用できる制度は持ち合わせていないということなので、現実的に寄り添って相談を受けるということはさせてもらえるか

な、具体的に言いますと、該当の方がどこの支援機関に行けば、自分の持っておられる悩み事を相談できるのかということら辺の案内はさせていただけるかなと思いますけれども、現物を支給したり費用的な支援をしてみたりというようなことについては、枠組みがない限りはできないということですので、おっしゃってみえたことはよく理解はさせていただけるので、今後、県なり国のほうでどんな動きをされるのか、少し分かりませんが、そういったことについては、機会があれば、要求、現実的に起こっていることがこういうことだよということは申し述べたいというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** よくお話しいただきます寄り添いというところだと思うんですが、例えば一步踏み込みまして、その寄り添いの中で、日野町の行政事務とは別の手続が、その方に多分、必要だろうという場合があります。もしくは何か確認するのに、その方本人だけで、ここどこで、ここにかけたら分かるというのも、その方が難しいですとか、実際に何を聞いたらええか分からなくて何度手間にもなってしまうようなことが想定される場合、寄り添いとしてその手続を確認するために代わりに電話や手配等を、現状、そこまで寄り添えるものでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 今おっしゃった内容でいきますと、困っていることの相談を窓口でどれぐらい受け止められるかということだと思います。おっしゃってみえたような、例えば手続上の分からないことの相談であるとか、電話をかけさせていただく。これも実は、私どもが動くということは、公費を使うということには間違いはないんですけれども、実際にそこに困っておみえになる方がおられる中で、そこを何もしないということのほうが道義的にはできないということですので、そこは、寄り添いという言葉が適切かどうか分かりませんが、実際に支援につなげていくような行為は積極的に行っていきたいとは思っています。ただ、言語の話がございますので、やはり今、私たちも持ち合わせている通訳言語というのは数が限られていますので、そこら辺の物理的なこともクリアしていった中でやっていかなければいけないとは思っています。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 非常に難しい問題で、私自身も実際にどこまでお手伝いできるものだろうかとかというのも思案しながら捉えているケースです。現行の制度はもちろん、制度として守るというのも行政としての大事なことだとは思いますが、先ほど申し上げましたように、この制度に当てはまらない事例が今後も想定される時に、そのときどうするという想定も恐らく必要なんじゃないかなと思った次第なんです。今でも思っています。そういうときに、例えば母国が何とかしてくれ



はったらそれが一番いいんですけども、私たちとしましては。でも、実際それがないとして、じゃ、国の制度、県の制度、町の制度、難しいと。じゃ、誰がどうするということで、今は親族が幸いにもということで、何となく親族に頼るしかないというところに行くと思うんですよ。でも、仮に親族がおられなかったら、そこに日野町に滞在されていた方がおられたときに、どこが最後救うというのを、今、答えを出しましょうというのは非常に難しいことだと思うんですけども、どうでしょう。

そういった中で、当事者の方から要望というかお手紙も頂いたりして、その方は、問題点が自分のご家族の方のことだけじゃなくて、弱者をぜひ保護してほしいということが書かれているんです。その方法として、公のお金が使えないという制度になっているということは重々分かったと、分かっていると。だからこそ、案としては、例えば基金を設立するなど、いわゆる公の手段が使えないのであれば公以外の手段を用意しておく。そこに、例えば各所に寄附金のボックスを置く。これは外国からの今の事例の話のためだけということではなくて、本当に困っている方に対応するための、企業さんからの寄附ですとか、そういう使い道に限定したふるさと納税ですとかいうような、いわゆる財源というものをご用意いただいたりしてできないかというようなご提案を頂いています。実際に、基金というのは長期プランでいろいろとよい有効な手段ではないかなと私も思うところなんです。

ここで町長にお聞きしたいことがあるんですけども、短期的に、今は基金というのは長期的な話になってくるかと思うんですけど、公の支援を受けられない特殊な事例への支援、いや、基金つくりますから1年後、2年後、3年後を楽しみして下さいという話では救えないじゃないですか、現実的に。そういう場合に、本当に短期的に特殊な事例という制度、特措法のような形するのが、対応できるのが人道支援として柔軟さかなというように思うこともあるんですが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** ただいまは野矢議員さんのほうから具体的な事例も含めて、制度の外側に置かれた方、特に外国人の方でという具体的な部分でお答えいただきました。非常に難しい宿題を提案いただいていることかなと思います。お恥ずかしながらまだまだ勉強不足の部分もありますので、どういった方策がいいのかは、言い逃れの研究ではなくて、本当に同じような状況は多分、ほかの市町というか全国的にも、日野町であるぐらいですから、必ずおられると思いますので、そういったところがどういった対応なされているのかという部分も含めて、情報収集が必要かなと思っております。基金という形がいいのかどうかも分かりません。用途が決まっていない基金でございますので、そういったことが存在しているのかという議論もありますし、この対応につきまして、現状の体制の中では難しいということは事実

でございますので、今後、公としてどこまでできるのかと。また、例えばNPOさんと連携することによって、NPOさんが具体的に対応なされて、そういったのを公が一定、サポートするようなスキームとか、例えばですけれども、そういった形でないとなかなか、現状厳しいのかなというふうな思いが今、ふと思ったところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** ちょっと難しい題だったと思うんですが、ありがとうございます。実際、私もおっしゃるとおり、外部機関のようなものでの対応、常に対応できるような体制が現実的じゃないかなと思うところです。そこで、例えば、今、困っている方というジャンルでしたが、ここは外国人の方に絞ったようなお話をさせていただきたいと思うんですけれども、例えば日野町の外国人に対する体制としまして、こういう場合に、ほかの方からも聞かれたことがあるんですが、国際親善協会というのがそういう役割になるんじゃないのと聞かれたこともあるんですが、少し、ほかの方にも確認の意味で、国際親善協会の設立の目的や活動内容を少し教えていただけないでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** 国際親善協会の成り立ちは、他市町にあります国際交流協会とは少し異なる部分がございます、日野町の国際親善協会は、ブラジルのエンブ市、韓国の恩山面との国際交流を目的とした団体になっております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 国際親善協会の目的は姉妹都市との交流を深めるという目的、これは明記されていることで、多くの諸外国ですとか外国人の方に対応する組織というふうな成り立ちではないということで、そうしますと、外国人専用窓口のようなものは今、日野町にないということになってはいますが、その状態はどのようにお考えでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** ご指摘のように、日野町には外国人専用の窓口というのは設置しておりません。他市の中ではそういう自治体の先進自治体もあるということは伺っております。日野町では、外国人の方がご相談いただいたときには、それぞれの窓口でそれぞれの課の内容に対応して、ポケトークを活用したり通訳を活用したりしながら、対応をさせていただいているところでございます。しかしながら、日野町でも外国人の方の増加によりまして、言語も多様化している中ですが、やっぱり日野町で生活をさせていただくにあたりは、安全安心にこの日野町で生活をさせていただくということが大切だというふうに考えております。

専用窓口につきましても、先進自治体に聞いていますと、設置したもののあまり

実は実績が上がっていないというようなことも聞いています。そうすると、どういうことが大切なのかなと考えたときに、やっぱり顔がつながる、日野町でいうと、やっぱりこの規模でいうと、外国人の方ともつながるといふところも大切かなと。

国際親善協会の理事会の中でもお話が出ているんですが、国際親善って先ほど定義をおっしゃっていただいているにもかかわらず、やっぱり外国人が増えていることで、いろいろな、いわゆる技能実習生の方とかの労働条件の話とか生活でのお困りというのを議論していただいた理事会が3月ぐらいにあったんですけども、そのときに議論いただいていたのは、仰々しく役場に行って何か相談するではなくて、出向いていく中で町なかでとか、何かそういう日野を知っていただくというふうなところで、まずは距離を近くする中で、実はこういうこと困ってんねんとか、いろいろな相談ができるような機会も、国際親善協会としてもそういう事業を取り組んでいかなあかなというふうにおっしゃってくださっています。

実は、今年度も氏郷まつりがコロナの関係で中止になりまして、毎年出展されます国際親善協会のいわゆるブースがなくなりました。ただ、3役さんで、理事さんでご検討いただく中で、なくしてしまうだけやなくて、あえてそういう物産をどこかというところで、今度は日野駅で、なないろでそういう物産をする中で、外国の方の理解も深めるのと、そういう場になればなという話も検討している最中がございます。

今後、そういう場がもし、これは事務局の思いが入っているんですが、そういう場が定着すれば、そこに2か月に一遍とか3か月に一遍、そういう場があって、そこでしゃべれるということがあると、日野町の規模の、外国人の方の安心安全にはつながるのではないかなというふうにも考えております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** ご丁寧に、ありがとうございます。よく分かります。もう少し、今の日野町は、先ほどの事例が特殊なのかということに対して一応、今、日野町の外国人にというものの現状の確認をしておきたいんですが、私の承知しているところでは、全国平均より滋賀県は工場も多くて、少し高めです。滋賀県の中でも日野町は外国人の割合が高めだと。これで間違いないでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** ご指摘のとおり、ここ数年で日野町の外国人の方が大変増えておりますので、比率としても高いという認識をしております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** そうしますと、こういったことというのは一朝一夕に何かできるとか、誰かスーパーマンがいたとしても、すぐにはできないものだと私は思っていますので、とても時間がかかるものだと思うんです。それは、他市町のケース、

例えば町ですとかなり少ないと思うので、市でしたら一応、形として甲賀市、東近江市、湖南市さんも全部そういったセンターがあると認識しています。そういう中で、全国市町村国際文化研修所、いわゆる J I AM ですかというような研修、私も去年、多文化共生のまちづくりコースというものに行かせていただきましたが、年 2 回、そのコースをやっていきまして、10 年ぐらいやっているのかな。その中で、日野町からそこに参加した方、例えば職員さん、議員さん、ほかにも含めてがどのくらいおられるかというのは、ちなみにご存じでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** これは企画振興課で掌握しているかといいますと、掌握はしておりません。職員の研修でいいますと、国際親善協会の担当の職員が過去に行ったかどうかも掌握しておりませんので、全体も把握しておりません。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1 番（野矢貴之君）** 私がそのときにお聞きしたところ、私が初めてだと、私が 1 人目であるということで、多文化共生のまちづくりサポーターは今、私しかいないというようなことをお聞きしました。こういう状態ですので、つまり何が言いたいかといいますと、準備に時間がかかるので、こういうところとかに計画的に参加していかないとなかなか、形づくる、もしくはスタートラインのための準備に立つのも時間がかかると思いますので、ぜひその辺り、今、準備状態を確認させていただいたんですが、少し考えていただきたいと思っています。

ちなみに、もう 1 つ確認として、総務省が自治体に対して多文化共生推進プランの策定というものを、多分、強制的にじゃないと思うんですよ、しませんかということで、県、政令指定都市はほぼ出しているものがあると思いますが、これについて日野町の状態はどのようなことになっていきますでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（正木博之君）** ご想像のとおり、全く取り組めておりません。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1 番（野矢貴之君）** 私も行政だけで本当に何とかしてほしいということは一切思っておりませんで、実際難しいところだと思います。ただ、民間だけで動くというのも非常に難しい問題ですので、例えば一緒に何かをするにしても一切、基本的には売上げが立つようなジャンルではございませんので、そういう意味で持続的なことを考えても、行政と民間とうまく合体するようなことが必要なんじゃないかなと思っています。政策の実施の仕方としては、例えば補助事業に関わる事業実施主体を公募するみたいな募集の仕方とかも 1 つの方法なのかなと思いますし、あと既存の国際親善協会の発展形なのかもわかりませんが、何か、とにかくひとつ動き出したいと思うところなんです。

このようなセーフティーネットもそうですし、何とか困っている方を救うというようなところで、フードバンク等々も、最終的な福祉ネットというのは民間も行政も一緒になって担うべきところじゃないかなと思うわけです。なので、こういった新しいローカルの在り方、多文化共生のまちということで少し補足を、別の補足資料ということで、皆様の手元にもあるかと思いますが、多文化共生というのは、全ての属性の違いを超え、ともに豊かに生きるために在日外国人と日本人双方に向けた事業と。先ほど、正木課長のほうからおっしゃっていただいたように、外国の方だけじゃなくて、日本の方にも非常に触れ合っているいろいろな暮らしをともにしていくことが刺激になったり、活躍する機会になると本当に思っています。なので、このような取組は、ある種の公共の利益だと思うわけです。そして、非常に面白い未来都市のつくり方じゃないかなと思っています。実際、多文化共生を実現しようと言って、それを行動に移して、本当に多文化共生が形になっているところってまだまだ少ないんですよ。なので、ぜひそういった先進的な事例を取り組んでいってほしいと思うわけですが、町長、この辺りの取組に関してはいかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 多文化共生についてご質問いただきまして本当にありがとうございます。地域社会の中で生活困窮など様々な課題に、そして今回のテーマであります外国人の方という部分に対応していくために、やはり関係機関が連携して誰ひとり残されない社会をつくっていくということは、行政の責務であるというふうに考えております。先進自治体などの取組を参考にさせていただいて、日野町の関係機関がつながる仕組みや、また今し方、野矢議員が提案されましたとおり、新たにそういうことをやってくださる方々がおられるのであれば、そういった方々と連携するようなことを検討していかないともう、いけない時期といえますか、そういうことであるなというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 多文化共生の推進プランの策定というものが実際、どのくらいの行動に結びつくようなアクションプランになるのかというのは、私も全てを存じ上げているわけではございませんが、もしこのような事務的なところからスタートにつながっていくのであれば、こういうようなものもつくっていただいて、また、見直す機会もつくっていくというようなところから始めていただけるといいかなと思います。

今、実際、日野町には多文化共生のまちづくりに携わられる人材がいると私は思っています。多様な実際の外国にルーツを持つ方、もしくはそういった、よその町ですが、協会に携わっておられる方、非常にいろんな知見が集まっていると思いますので、今がこういったアクションのチャンスかなと思っていますので、ぜひと

も、そこは期待しているところです。よろしくお願いいたします。

次に、2番目に行きたいと思います。2番目は地元産業が元気な町（地域の経済循環システム）ということなのですが、まずは、1番目も2番目も町長の掲げておられた政策の言葉を実は使っている、なじみのある言葉かと思うんですが、まずは地域振興、地元産業が元気になるというのはどういうものなのかというのを、分析と考察にお付き合いいただきたいと思うんですが、まず、1つ目の質問なんですが、一般的に地域振興や地域を何とか盛んにしようと考えた場合に、主に、私も研修等でも、事例でも、大体3つのことが挙げられます。1つ目は、観光産業で地域にお金を落としてもらおうという観光型の町をつくっていかうというところがあります。2つ目、売れる商品と生産力によって、地域外のお金を獲得して黒字にしよう、生産地型ですね。高原野菜をつくろうとかいうような感じのところ。3つ目は、企業誘致、工業地帯や商業施設によって税収を見込もうと。このような形で、とにかく外貨を獲得しているところが強い経済の事例として挙がってきます。

実際に多分、日野町でも、どうやって売ろうか、どうやって観光客を呼ぼうか、どうやって企業誘致をしようかというお話は、今までから出てきていると思うんですが、実際のところ、日野町はどういうところを目指していて、実際はどうで、これからどのようなところを目指していこうとしているのか、商工観光課にお聞きいたします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 地元産業が元気な町につきましてご質問いただきました。日野町におきましては、これまでの間、日野祭や歴史ある町並み、近江日野田舎体験の取組など、観光誘客にも取り組んできたところです。また、昭和40年代からは工業団地の造成が始まりまして、企業誘致にも取り組んでいただき、元気に企業が立地いただいて、活発な企業活動を展開いただいているものというふうに考えております。こうした先人の様々な取組があつて、様々な分野で、観光だけではなくて商業、商工業であったり、地域の中でも様々な取組を頂く中で、今の強い財政基盤、そして元気なまちの姿があるのかなというふうに考えております。

今後も税収であったり雇用の場の確保に大きな効果が期待できる企業誘致や、また創業などによる商業振興や観光振興などに取り組んで、心豊かに安心して住み続けられるまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 様々な取組ということで、結構広い答弁だったなと思うところですが、実際のところ、先日の山田議員の一般質問にも出ておりましたが、町内GDPが67パーセントが製造であるというような産業構造を考えますと、あと、先ほどの課長の、先人の工業団地の成果にも相まってということを考えますと、何とな

く、これと決めたわけではなく、結果として企業誘致の準備がとてもうまくいって、今があるというようなふうにするんですが、先ほどの、どれがいいというわけでもないんですが、例えば今、コロナ禍においてこのような観光産業ですとか生産地型ですとか企業誘致型というのが、いろいろな今、外部依存が表に出てきたというか、あまり気にしなかったところが、外部依存によって長所・短所が出てきたと思うんですが、その辺りについては、商工観光課としてはどのようにお考えでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** まず、先ほど申し上げましたのは、いろいろな分野での経過があって取組があり、現在日野町がある。企業誘致などにつきましては、当然のことながらいろいろな工業団地の開発でありましたりとか、いろいろな部分でそういった部分について政策的に取り組んでこられたものですので、成り行きといえますか、そういうものでできたものでございませぬので、しっかりとした町の財政基盤を築くために、これまでの間、様々な工業団地の開発であったり企業誘致を進めてきていただいた姿が今現在、来ているというふうにご考えておりますので、先ほど申し上げたのは、いろいろな分野での活躍があってということでありましたので、ちょっと言葉足らずであったかなというふうに思いますので、補足をさせていただきます。

今回のコロナ禍によりまして非常に顕著やなと思ったのは、やはりきめんに、外部依存の度合いが高ければ高いほど、商業であったり観光であったり製造であったりというところで、非常に大きな影響を受けておられるなということ、やはりいかに、1つは、できることであればコスト、いろいろなことがありますが、国内での需要ができるということについてはすばらしいことなんやなということ、つくづく考えさせられたところです。

なかなか、企業さんの中にもやはり、外国への依存度が低い企業さんにつきましては、今回のコロナの影響をお伺いしましても、すぐには今、出ていないな、影響も少ないということで、時間とともに少しずつ回復してくるのかなというところでもお伺いしているところですので、そういったところにつきましては、今回のコロナ禍によりまして、外部依存の度合いの高さというのが大きいなというのをつくづく、観光を見ていると、インバウンドを見てもきめんにそういう状況ですので、その部分については、つながり、地域内といいますか国内という中でのつながりの大切さというのも気づかされたなというふうにご考えております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 実際、皆さんがいろいろなジャンルで頑張ってきていただいたと思います。例えば観光産業にしても、何か生産地として1つに決め込んでやってきたわけじゃなくて、できるだけいろいろなところをそれぞれの力で頑張っていこ

うという結果が今、一極集中の町になっていないというようなことなんだろうと思います。そういう場合に、海外のお客さんがとにかく来る町であればもう、ぴたと止まってしまって、そういった話はもう、聞くのも怖い状態ですが、幸い日野町はそういうような町ではないというようなところというような感じで、一定、幅広く政策としてされてきたんだろうなと思うんですが、今、挙げさせてもらった3つのほかに、先ほどから挙がっていますが、地域の経済循環という地域のつくり方が、先ほどの3つとは別であるというふうに私は認識しています。コロナ禍だからこそ、これがとても注目されているというか、強い経済の、地域経済の在り方として、実際にダメージも少なかったはずです。これが今、地域経済の循環に取り組んでいる先進的なところが、北海道の下川町ですとか福井県の池田町など、国内でも先進的な事例が少しずつ出てきていると聞いています。もとは、なぜかこういう経済的なことはイギリスから出てくるということで、資本主義経済もイギリスからわっと行ったけれども、地域経済を、地域内循環をつくっていくのも今、イギリスでとても盛んだというふうにお聞きもしています。それが今、日本で、そういったことを参考にして、実際の成果事例が出てきているということですが、この地域内循環について、当局としては取り組んできたような事例等があれば、教えていただきたいと思えます。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 継続的にといいますか、これまでの間、やはり地域内でお金が回るようにというふうにつきましては、意識をして取り組んできたところかなというふうに考えております。やはり、いかに地域の中で経済を循環する、今まで外で仕入れていた部分を町内で仕入れていただけるというような環境になるのが一番理想であるんだろうなというふうには思っていますが、これまでの様々な時代を経る中で、企業さん、事業者さんについては、それぞれの今の形をつくってこられたという状況がありますので、それが今、地域内の経済循環につながって、いる率が低いとすれば、それが上がるのが何よりやというふうに思っています。

町としては、これまでの間、住宅リフォームもそうですし、商工会のほうには商業活性化という事業も、今回、氏郷シールラリーやらも商品券事業と相まって取り組んでいただいたり、近江日野田舎体験の取組であったりといったところで、地域内でお金が回っていく仕組みを何とかできないかなというところは、これまでの間、意識をして、してきたところです。

なかなか、企業さんの状況で、そこまでなかなか、行政の中で導くというところまで難しいかなというふうには思いますが、そういう中でもやはり、そういう連携が図っていただけるような情報交換の場というものについても長年意識をして、町長と企業・事業者代表者との懇談会でありますとかといった場でも、いろいろと企



画をさせていただいてきたのかなというふうに考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 経済循環なんですけど、どのようなものかというのをちょっとだけ、イメージしやすいように数字でお話ししたいと思うんですが、補足資料のほうにも書いてはいるんですけども、地域の経済循環システムというのは、外部の依存をできるだけ少なくして、持続的な経済の基礎を地域内の循環によってつくるというのを目的にするということなんですけど、例えばですけども、お金というのは地域内だけじゃなくていろいろなところを順番に回っていくわけです。1万円というものが手元があれば、この1万円を使ったら、使ったところが100パーセント地元産の、地元の人、地元資本の会社ではないことが多いので、一部が外に流れていくと。一部は中に残る。また中に残ったものが、またどこかで使われて、また一部が外に出て、一部が中に残るといふものの繰り返しでお金がぐるぐると、日野町だけでなく世の中を回っていくというようなのが経済循環という考え方でございます。

これを仮にシミュレーションするとすると、少し、地域経済循環が重要だということを知っていただきたいために数字のシミュレーションをしたいんですが、例えば20パーセントが地域に落ちる消費の買物の仕方があったとします。あまり何も考えなかったら、この仕入れが全部日野産かどうか、この会社は日野の会社かどうか、これが売れるとここの従業員の方は日野の人かどうかなんていうことは考えずにお買物をする人が多いと思うので、仮にそこで20パーセントが日野に残るといふことを考えていきますと、1万円を使うと、次、受け取った方が使うときには、2,000円分がその方からの循環してきたお金として、次、使うことになると。またそこから20パーだと400円、その次は80円ということで、もともと1万円ですが、循環していく中で4つぐらい踏んでいくと1万2,480円の流通になりますよと、町内ではということです。これが仮に80パーセントぐらい、むちゃくちゃ意識して日野町の中で落とそうという人だけで連鎖していったとすると、1万円の中から次また8,000円分使える分が残って、次また6,400円、次は5,120円と、同じように4回ぐらい順繰りとしたときの合計は2万9,520円ですね。

もともと1万円ですから、1万円が1万円ですと終わるんじゃなくて、例えばこの1万円が1万円ですと終わるパターンというのは、大阪とかで買物したら1万円ですと終わると思います。1万円自分が持っていて、これを町内で1万円を流通していったら、20パーぐらいが回ると1.24倍になると。でも80パーセントが回ると2.95倍になるといふことですね。これは、売上げを2.95倍にするということまで考えると、理想論かもしれませんが非常に価値のある考え方です。さらに言いますと、4つ目だけじゃなくてもっと続いていくわけです。8割なので4,096円、ほにゃほにゃと、ずっ

と行きますと5万円になるんですよ、80パーの場合。なので、1.24倍から考えましても4倍、売上げを伸ばすのは大変ですが、こうやってみんなで、地域で使おう、使おうと繰り返すことで、何倍もの地域内での売上げがみんなで回り続けるというのが狙うところですよ。

これがイメージするところなんですけど、こういったものを商工会青年部も、みんなまでこれを学んで意識して、当然、消費者がそう使うだけじゃなくて、受け取った事業者が次、そうやって使っていかなきゃいけませんので、商工会青年部でもこういった取組をみんなで理解してやっていこうというところですよ。なので、これについて、具体的にこういった循環のことと商工会青年部のことについては、先ほど商工観光課長も、谷議員のお話でお話いただきましたので、ご理解いただけていると思います。

こういうものが、ただ商品券を投入したり、税金を地域振興のために投入するだけでは意味がないから、こういうことを意識しようというふうには実は言われているということが原点なんですね。実は、お金を使うための原資をどこから持ってこようとしてみんなに配ったら、お金は使うんですけども、ただ、地域で循環していかないと。なので、どれだけ公共事業をやっても施策を投じて、国からの補助金が回ったとしても、ちょっと回ったらもう、外に全部はじかれていってしまうと。なので、こういった循環を強く意識しようというのが、漏れバケツ理論というんですけど、言ったら、バケツの中でぐるぐるお金を回すとしたら、入れていったらたまっていけますよね。でも、バケツに穴が空いていたら抜けていくと。それが何パーセントぐらい抜けていきますかという話なんですね。なので、どれだけお金を使ってもらうか、どういうところにどういう接点で公共事業を出すかも大事なんですけど、どこに穴が空いているかを調べるのが、その穴の大きさがどのくらいかというのを調べるのがむちゃくちゃ大事ですよというのが漏れバケツ理論です。これを実践しているところ、自治体はほとんどありません。

ただ、先ほど言いました北海道の下川町や福井県の池田町は、共通して言えることは、このバケツの穴を、行政と民間が協力して穴を探して、調査して、穴の大きさも調べて、どのようにその穴を塞いでいけばいいかということをやっていると。地域の産業の分析ですとか家庭のお金の使い道をみんなで協力して一緒に調べている。このような考える段階の違いは、よその自治体と違うところとして実際にございます。それで、これだけの出ていくはずのお金が町内に残ったというデータを公開しておられます。なので、その辺りは非常に参考になる、具体的に成果がある事例ですよ。

こういうところで、補足資料のほうには、日々暮らしに必要なものが生活圏で供給されて消費消耗されて、そしてそれが所得になると。この循環というのはもう、

物すごい理想ですし、なぜなら雇用が生まれて、この町で暮らせて、この町で働いてみたいところで、それが地域の強さであって、未来の持続可能な地域の基礎になるんじゃないかなというふうに考えておりますので、非常に私も興味があるし、私たち民間だけではできないことなので、今、お話をさせていただいております。

ここで商工観光課に一度お聞きしておきたいんですが、日野町にはどのようなところにどんな大きさの穴が空いているというのを調べになられたこと、もしくは今把握しているような状態かどうかをお聞きします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** いわゆる漏れバケツ理論というのは、私も県のほうで地域内経済循環の講習会へ行かせていただいて、勉強させていただいて、今の下川町の取組であったり海士町の取組であったりということで、勉強させていただきました。また高島市のほうでも商工会が中心となって、地域内での事業の結びつけにご尽力をされたお話やらもしていただいたりということで、非常に勉強させていただきましたところ。ただ、日野町でどのような状況にあるのかというところで見ますと、どの部分でもやはり、漏れバケツの部分でいきますと、非常に大きいんやろうなというふうに思います。企業さんにおかれましてもやはり、いろいろなサプライチェーンの中でのつながりの中で仕入れをされ製造されている。そして商業のほうを見ましても、なかなか厳しい商業の現実の中で、なかなか町内調達が安定してできるのかどうか、仕入れができない状況、いろいろあるかと思えます。そういう中で、建設関係につきましては、町内での下請けさんの利用であったりというところを見ましても、非常にそういう部分での連携はすごくされているなという印象を頂いているところです。

ただ、数値的に、こういう分野でもやはり厳しいんやろうなということは想像はするんですが、具体的にそのことについて調査したという経過は、私の知る限りはちょっとないかなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** それで結構かと思えます。今からぜひ取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今までどうだったかというのは、実際の町の商業の状況ですとか今後の推測というのは課長のほうでかなり頭の中に、データですとか今までの経験も入っていると思えますので、そういったものを具体的な調査・分析にぜひ生かしていただいて進めていけないかなと本当に思うところです。

ここで、町長にあと2点ほどお伺いして、私の質問は終わりにしたいと思うんですが、地域の経済循環システムの構築というのは、例えば、本社機能の誘致ですとか、安全で快適なワーケーションの候補地という理由づけにも、私はなると思っているんです。そういうようなことも踏まえ、この計画というのは日野町が明るい未

来へ向かうだけではなくて、例えば地域のサプライチェーン、これは日野町で区切る必要はないと思うんですが、まず日野町で調べて、少し範囲を広げて、もう少し範囲を広げて行って、流通網が確立していたときに、日野町の中での1つの穴をみんなでも共有できればビジネスチャンスにもなるわけですし、そういったところが日本全体の、例えば大規模災害時の経済安全保障のような考え方でも、非常に重要な意義があると。今回のコロナ禍で分断されたような、分断というのは流通が分断されて陸の孤島になってしまったような町がもしかしてあることを考えますと、できる限り近い地域で最低限の生活のものが流通しているというような状態をつくり上げられると、すごく意義があることだと思っています。これはまさに社会関係資本になると思っておりますので、そう考えると、資本主義の資本というのは本来、供給能力ですから、それが地域全体が大きな資本になると。

そうすると、1つ目の質問なんですけど、この構想というのは、1つの日野町において、非常に公共の利益、公共性がある構想じゃないかなと思うんですが、その辺りは町長はどのようにお考えでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 野矢議員から地域の経済循環という部分でご質問いただきました。様々な論点、具体から抽象の部分まで論点がありますので、どこをお伝えしたらいいか、ちょっと難しいところがございますが、私の議員時代から、この地域に経済を循環させるということは非常に大事であるということは重々承知しておりますし、自分なりにできる限りの勉強はしてきたつもりでございます。今すぐということはなかなか難しいんですが、この日野町のこれからもサステナブルなまちで継続するためには、経済が一定、地域で循環しないといけないということは、強く思っております。ですが、今すぐどうかということは、先ほどもおっしゃられましたように、それ相応の調査も必要でしょうし、やりっ放し、単発的な事業を形式的にやったところで、根本的に本当にそれが経済を循環しているかというのはまた別でございますので、それがどうサイクルをつくっていくかというところは、綿密な研究といいますか、調査が必要だと思っております。

そういった意味におきまして、中長期的には、これはもう、あくまで個人でございます。どこまで実現可能かは置いておいても、やはり循環ということテーマにして、地域の経済を回るようなシステムはつくっていく、いきたいという思いはございます。それに関連して、自然環境的な部分における循環もそこに連携をさせて、融合させて、そこに付加価値を付け加えていくと。つまり、今の現状というのは、グローバル化の社会の中で、安くて品質の高いものであれば、日野町以外にあれば、そちらを皆さん、買うわけなんですよね。そうなったときに、日野町はその付加価値が足りないと。その付加価値を何で足すかということです。それは、1

つは、先ほど青年部がやってくださっているように、地元で買うということに付加価値が、エシカル的な部分で付加価値があるということと、あと今し方申し上げました、自然を循環させる、つまり、例えばそれを買うことによって自然環境が守られる、場合によっては廃棄物がそれを買うことによって出ないといった商品であれば、そこに付加価値があって、それを買うことになる。例えばそういったことを綿密に組んでやっていくということは、あくまで理想的には私は大事だと思っておりますし、簡単にはできることじゃないです。できることじゃないですが、そういったことが大事で、そういったことを一歩ずつ進めていく必要は、当町にはあると、必要であるという思いはございます。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 方向性を示していただきましてありがとうございます。おっしゃるとおり、かなり長期プラン、逆に言うと長期プランでやり遂げないとできないことでもあるでしょうし、そのための準備に相当時間と労力がかかると思います。なので、とにかく準備から、一歩からだとは思いますが、もう1つ、地域の経済循環システムの構築というのが、地域経済とは言っていますけれども、先ほどの町長のお話のとおり、何かと結びついていくものだと思っています。それがエシカルなのか、例えば脱プラ、脱炭素、そのような自然エネルギー、いろいろなことがありますし、そういった中に地域の公共交通ですとか福祉の地域包括ケアというんですか、そういうものが全て循環していく、その間に足りないものがこれで埋められないかということを考えていくにあたり、全ての調査と同じように、ついでというか、タイミングとしてはついでに、地域の経済循環システムの調査にも同時に取りかかっていたくことによって、恐らく公共事業、補助事業の対象となり得るような公共の利益がこの隙間にあって、この隙間が1つのウィズコロナの状態が続いたとしても、1つのビジネスモデルとして確立できると。それは大もうけする話じゃないと思うんですが、それでも一定のビジネスモデルとして成立できる見込みが立つというジャンルが増えていくということが、結びつきの中でとても面白みのあるところじゃないかなと思うわけです。

こういった大規模な調査・分析が必要となるんですけれども、民間と協力しながら取り組む価値は十分にあると思っています。例えば大学と協力して、こういったことをきっかけに、大学生に日野町に出入りしていただく、関係人口づくりのネタになる。多分、そういうようなことを研究するゼミもあるかとは思いますが、そういうようなところですか、地域おこし協力隊の力も借りることもできるんじゃないかと私は思っています。そういうようないろいろな方のつながりの中で、意欲のある人材は必ず日野町にいると思っていますので、ぜひ進めたいです。

これが最後の質問なんですが、地域の経済循環システムの構築は非常に面白い未

来都市構想だと思います。なので、いろいろなことを考える中で、ちょっと重複しますが、また町の構想の1つとして捉えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（堀江和博君）** 地域経済循環を構想としてというのは、どういった形で具体的に位置づけるかは置いておいて、私個人の重要なテーマの1つでは、前々からずっとございますので、それは町の課題を、様々な課題がある中で大きな課題の1つである、大きなテーマの1つであるということは、胸にもう、刻んで入っておりますので、その辺りはご安心を頂ければと思います。

今し方、野矢議員さんのほうから、大学と連携したり企業で連携したり、これからの公共の在り方、つまり公共的な課題を解決するのも、行政だけで、予算的にも人員的にも、そういった解決策を導く方法としても、限界があるわけでございます。ですので、ある意味、行政はコーディネーター的な役割ということで、様々な立場の方々にご協力を頂いて地域課題を解決するべきものだと思っておりますので、こういった経済循環につきましても、そういった視点で考えていければなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 野矢貴之君。

**1番（野矢貴之君）** 今日は新しいローカルの在り方というテーマで質問をさせていただきましたが、新しいローカルというのは、ただ新しい取組をするということだけではなくて、ローカルにしかできない取組だと思っております。ローカルにしかできない、ローカルにしか達成できないモデルだと思って今、取り上げさせていただいたわけですが、例えば多文化共生のまちというのは、いろいろな文化が共生するわけですので、日野町のように文化があるまちで、日野町のように地域のつながりの濃い場所でない、本当にここに住むみんなが家族のようなまちというのは多分、達成できないだろうと。逆に言うと、日野町ならできると思っています。

地域の経済循環システムの構築に対しては、生活圏で生産、供給されて、消費、投資されて、そこで所得、分配が生まれるということなんですが、一番大事な生産、供給の部分が、都会ではできないモデルなんですよね。できないというのは、完成しない。都会では消費はされるでしょうけれども、なのでこれを完成させることができるのはローカルしかないと思っております。なので、ローカルな場所が取り組むべき価値があって、日野ならそれができるといふふうに思っています。なので、すてきな日野町であり続けるために、確実に明るい未来に一歩ずつ向かっているというようなことを町民に分かりやすく示すような今後の町政に、本当に期待をして、今日の私の質問を終わりにいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の日程を終わります。

委員会審査および調査につきましては、15日午前9時から予算特別委員会、午後2時から総務常任委員会、16日午前9時から産業建設常任委員会、午後2時から厚生常任委員会、17日は午前9時から地方創生特別委員会、午後2時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

9月25日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでした。

— 散会 18時00分 —